想ふに、當初小作人の生活の便宜を考慮し、小作經營に必要なるものは全部之を小作の目的物として一纏めにして貸付けることに原因したものと思はれる。

(2) 端小作。　元來宅地として若干の土地を地主より借り入れてはあるが、宅地の端を或は一畝とか、二畝とかづゝ耕地として小作する場合を云ふのであるが、此種の小作地は甚だ尠かつたらうと思はれる。

(3) 寺田小作。　寺院は元來實際耕作者でないから、寺院所有地は全部之を小作せしむるが普通であつた。又德川時代に於ける寺の所有地は可也廣大なるものがあつたから、此種の小作面積は相當に廣かつたことゝ思はれる。而して寺田小作の中に永小作地があり、隷農的色彩を帶びたる門前百姓や、門百姓のあつたことなども事實である。

(4) 受山小作。　元來山林であつた土地を地主と約束して開墾し、永き年限の間小作するものを云ふ。此種の開墾地小作には永小作制度の起つた場合が尠くない。

(三) 小作人の小作地に對する權利に基く名稱

小作人の耕作する其土地の上に今日の所謂物權に相當する一種の權利を小作人に於て享受して居るものがあつた。永小作や小作株の名稱が卽ち是れである。此の兩習慣は今日の小作問題の中に大きな流れを殘して居つて、彼の永小作問題や小作權問題と深い因果關係を有するものであるから、後章に於て別に詳論することにする。

(四) 村落制度に基く小作名稱

日本に於ける村落の特質が密集制度である上に、德川時代に於ては村と農地とは密接なる關係の下に置かれ、一村の者は原則として村內の土地を耕作し、以て村に割り當てられた年貢をば村中の百姓が連帶で納付した關係上、村の百姓は必ず自村の土地を耕作しなければならなかつたのであるが、此原則の例外として、村內百姓の或者が他村の土地を小作する場合に彼の入小作や出小作が起つたのである。詰り、村を出て小作する百姓、村に入つて來て小作する他村の百姓の謂に外ならぬ。

第二　小作人に基く分類

(一) 社會階級に基く名稱

德川時代に於ける小作制度が封建社會組織を背景として居つた關係上、地主の或者は鄕士として村落に住居しながら武士としての待遇を受け、隨つて此等の地主に附屬する小作人は一見家來又は從僕の如き關係の下に在るものが尠くなかつた。夫の門分け小作と云ひ、內小作と云ひ、被

官と云ひ、何れも上述の如き事情の下に生れた小作形態である。

(1) 門分小作。　地方凡例錄に謂ふ所の分附(ぶんつけ)百姓の種類であつて、地主の家に永年奉公した義僕又は忠婢に對し、多年の功勞に酬ゆる爲め、地主より其者に若干の土地を貸して小作せしむるものであつて、此場合にも多く永小作慣行が起つて居る。

(2) 內小作。　地主の家に使はれた僕婢が地主から若干の土地を分けて貰つて小作することを許さるゝ制度であつて、前述の門分小作よりも一層隷屬的性質を帶べるものである。內小作は謂はゞ奴僕制度と小作制度との混淆せる如きものである。

(3) 被官百姓。　信州の伊那地方に專ら行はれた特殊の社會制度に基く小作であつて、中世の土豪の下に附屬した隷農に酷似して居る。隨つて其實體は小作と云はんよりは寧ろ家來と云ふ方が正當であるかも知れぬ。

(二) 小作地の管理方法に基く名稱

小作地を管理する方式としては地主自ら自己の小作地を管理するのが普通であるけれども、小作地の廣い爲め、又は一身上の都合によつて、特に小作管理人を置くか、又は管理人の代りに仲小作人をして大口に纏めて土地を貸し下げ、此の仲小作人をして更に第三者たる小作人に細分して小作せしむることが行はれて居つた、家守小作、受負小作、仲小作が是れである。

(1) 家守小作。　廣大な小作地を有する地主が、自家の內に小作管理人たる家守(やもり)を置き、小作地のことは萬事此家守をして管掌せしめ、其報酬として自己の持地を無料で小作せしむるを云ふのである。越後地方の支配小作、又は代家小作が之に當る。

(2) 受負小作。　地主から小作地を一手に引き受け之を自ら經營し又は他人に細分して小作せしむるを云ふ。受負小作は次に述ぶる仲小作制度とよく似た點があるけれども、仲小作より一層地主に對する責任が重い場合が多い。

(3) 仲小作。　一に又大小作とも呼ばれ、一旦仲小作人に大口に小作地を卸し附け、此仲小作人より更に各小作人に細分して小作せしむるを云ふのである。

家守小作と仲小作との異なる點は、家守小作にあつては小作管理の報酬として管理人に地主が土地を無料小作せしむるのであるけれども、仲小作に在つては、仲小作人自身の採算により、若干の利鞘を取つて第三者に之を貸付くることに在る。故に仲小作人の方が、家守小作よりも地主に對しても、小作人に對しても一層關係が深いことになる。

(4) 又小作。　又小作は又別に孫小作、下小作等と稱へられ、仲小作人或は受負小作人が地主

より借り受けた小作地を小さく分けて小作する制度であつて、小作制度中最も耕作者に不利なる制度であるが、仲小作や、受負小作や、永小作制度のある處では、概ね又小作制度の存在するを常とする。

(三) 小作人の數に基く名稱

地主の數よりも小作人の數の多いことは言ふ迄もないが、此事實に基いて更に特異なる小作名稱が起つて居る、散掛小作及び連名小作が是れである。散掛小作は地主に於て土地を多數の小作人に分けてばら〳〵に掛ける、卽ち多くの人に小作せしむることを云ひ、連名小作とは、若干の小作人が連名して土地を借り受け、後、銘々に特定地を小作することを云ふのである。散掛小作に在つては個々の小作人を相手とするに反し、連名小作に在つては連帶小作人に對して小作せしむるものであるから、同じ多數の小作人を相手とするものでありながら、兩者の間には個人と連帶との相違がある。

第三 小作料(又は租稅)に基く分類

(一) 小作料納入の諸形式に基く名稱

小作人から地主に小作料を納入する形式として數ふべきものは小作料納入の方法と、小作料の種類及び量額が主要なるものである。小作料納付の方法に關する名稱としては數金小作があり、量額の定め方に關する小作としては刈分け小作、定小作及び見取小作がある。

(1) 數金小作。 數金小作は又別に前小作、前加地子小作、布錢小作等と呼ばれて居た。小作人から向う何年間かの間の小作料を地主に前納して小作するのである。此小作慣行に隨へば地主は小作人から小作料の一部を前取りにするから、小作料の滯納を防ぐことが出來る、恰も今日の銀行が六ヶ月、三ヶ月等の期限で金を貸すに際し、最初現金を借手に渡す時に親金から借用期間の利子丈けを差引いて貸すやうなものであつて、地主に都合の好い制度であることは言ふまでも無い。

(2) 刈分け小作。 別に又半小作、分け小作、分ヶ米小作、分ヶ等とも稱へられて居るが、今日では分益小作の稱呼が世間に能く知れて居る、併し分益小作と云ふ稱へ方は妥當でない。何となれば、此の刈分け小作は、其純益を双方に分配すると云ふ制度ではなく、總生產高を豫て契約した割合で、地主と小作人との間に分配する慣習であるからである。刈分け小作は小作制度としては甚だ幼稚な慣習で、地主に厚く、小作に薄い制度であるから、時代の進むに隨つて追々近代的企業形態の小作に變つて來て居る。

(3) 見取小作。　一に又見分け小作とも呼ばれ、新田地方に於て多く行はるゝ所である。蓋し新田地方では旱魃又は水害等の來ることが豫測し難いから、地主と小作人とが相談の上、作物の出來た時は雙方立會ひ檢分した上で小作料を定むる制度である。土地生産力の測定せられ難い新田開發地方に於ては已むを得ない仕方であらう。

(4) 定小作。　別に定免小作、決定小作、据預小作、不動小作等とも呼ばれ、小作料の額を何程と豫め定め置く制度である。今日地方で「此地の小作料は定免である」と云ふことをよく聞くことがあるが、定免とは卽ち玆に云ふ定小作のことである。蓋し、年の豐凶に拘らず一定の小作料を納入する制度である。

(5) 傭役小作。　一に又勤め小作とも云ひ、小作人が小作料として地主に物品又は金錢を納付する代りに自ら地主の家に行つて其家の勞働に服するを云ふのである。此慣習は文化の程度の低い地方に於て專ら見る所で、東北地方に多く行はれて居たやうである。

(二) 小作地の租稅負擔に基く名稱

德川時代に於ける租稅の負擔は原則上土地の所有者たる地主の支辨する所であつたけれども、中には小作者の方に於て租稅を負擔する地方も尠くなかつた。彼の土佐藩に於て盛扣小作と云ひ、名切小作と云ひ、又は其他の地方に於て餘米小作と云ひ、上ケ小作と云ふ如きは此小作慣行の別名である。

(三) 小作年限に基く名稱

德川時代に於ける小作の年限には無期永代なる永小作も存在したけれども、中には又年限を切つて小作させるものがあつた。夫の一作宛の小作と云ひ、一季小作と云ひ、年限小作と云ひ、年季小作と云ひ又は一時小作と云ふ如き是れである。

第三　小作慣行の理論的分類

德川時代より明治初年に亙り日本各地に散在せる小作の種類及び名稱を先づ上記の如く十個の分類に區別して見たのであるが、此の區別の下に置かれた小作の名稱卽ち種類は、其の慣行の帶有せる性質に基いて排列せられたまでのことであるから、更に嚴格なる學術的分類を試むる必要があるやうに思ふ。何となれば、前記の如く唯其小作する土地の性質とか、小作人關係とか、又は小作料や租稅や小作年限の諸關係等に迄つて分類を設けたのでは、人をして整然たる分類の觀念を懷かしむることが困難である。換言すれば、學術上の分類としては餘りに雜然又漠然たるの感

がある。仍つて茲に更に別個の方面を辿り、今一層適確なる小作形態の急所を捕へて、小作の分類を試むる。

小作の分類方法としては余は法律的性質を吟味し、其特性に基いて分類するを可なりとする、卽ち小作地を物權的負擔の有無により名田小作と質地小作とに分ち、名田小作を更に普通小作と永小作とに分ち、普通小作を更に其小作期間により二つに分つて無年季小作と年季小作とし、又質地小作をば直小作及び別小作に分つ。

小作
- 名田小作
  - 普通小作
    - 年季小作
    - 無年季小作
  - 永小作
- 質地小作
  - 直小作
  - 別小作

右小作分類中名田小作が如何なるものであり、又質地小作が如何なるものであるかは前項に於て略說して置いたから、再び茲に繰り返さぬことゝし、名田小作を普通小作及び永小作に分けた理由並に普通小作を年季小作、無年季小作となし、更に又質地小作を直小作及び別小作に分けた理由に就ては、重複の嫌ひはありながら、聊か詳說を試みたい。

名田小作と何故に普通小作と永小作とに分けたかと云ふに、永小作は其の內容と性質が普通小作とは著しく異なり、永小作中の或者は何れが地主なるか小作人なるか區別し難く、中には小作人却つて地主たるの特質を帶ぶるものが往々ある狀態であつたから、小作分類を企つる最初に於て先づ普通小作と永小作とに分つ必要があるのである。次に此普通小作を何故に年季小作と無年季小作とに分けたかと云ふに、凡そ小作慣行中小作人の利害に關する最も重大なる要素は、小作期間と小作料とであるから、小作期間より起る二つの形態たる年季小作、無年季小作に分けたのである。

次に質地小作は單に之を小作形態として見るよりも、質地と云ふ如き複雜なる用益慣習を生むに至らしめた德川時代の土地法制を背景として考ふる時に於て興味深きものがあるやうに思ふ。卽ち夫の土地永代賣買禁止令あるにより百姓は公然賣買することを爲さず（無論藩によつては公許した向きもあつたが）質地と云ふ形式の下に土地を處分して土地金融の實を圖り、又內實共に質地として終始し、期限到達の曉には質地を受戻して占有を回復するものであつた。而して一旦入質して仍ほ其占有を繼續するものが卽ち直小作で、土地を質に入れながら入れ主が直ちに小作

する慣習である。別小作とは、質入れ主が質に入れた土地の占有より離れ、他人をして之を小作せしむるを云ふのである。

實際上、直小作や別小作は其の慣行が比較的見別けられ易くして、人を惑はしむることが尠いけれども、其他の小作分類たる永小作や普通小作中には凡百の小作種類が雜然として入り來るを見る。併し如何に多數の小作種類が入り來つても普通小作に在つては年季小作と無年季小作の特質に鑑みれば、其區別は概ね明白であるし、又永小作の中には或は寺田小作、株小作、受山小作、門分小作、廢扣小作等が入り來るを見るのであるが、是れとても、法律的特質たる年季、無年季、永年作等の著しき特徴を捉へて分類すれば、前に述べたる紛雜なる種類や名稱を整理することが出來る。

第四　小作慣行

既に小作慣行なるものが、土地を有するものと有せざるものとの間に於ける内部的關係であるからには、地主の方に於ては自分の持地を小作人に用益させる代りに小作料を小作人から徴收せんとする事が地主の意識として現はれ、之に反して小作人の方では、小作料として一定の給付を金錢、現物又は勞役を以て地主に爲す代り、其借り受けた土地を成るべく有利に耕作しようとする。斯く地主と小作人との間に土地の貸借が起り、其間小作の期間に於て、小作料の種類及び量に於て、小作料納入の方法に於て、小作地に對する負擔に於て、兩者が或は法律的なる又は經濟的なる行爲をなすものを小作慣行と云ふのである。

(一)　普通小作

普通小作の慣行の中に年季小作と無年季小作のあることは前既に述べた通りであるが、年季小作とは豫め年限を定めて小作を契約したものであり、無年季小作とは年限を定めずに小作することである。而して德川時代に於ける小作契約は、多くは口頭契約によつたものであつて、文書により契約するものは稀であつたが、然も亦文面によつて契約する場合もないではなかつた。今、年季小作の一例として左に小作證文を掲げる。

相渡申小作證文の事

一、米六石四斗一升三合六勺　掛り米

内

五石五斗一升　米錢上納引當

差引
米九斗三合六勺
代六貫三百二十五文　但升七十文引當
地利錢每年十月末持參可仕
右者當戌貴殿方買受被成田畑山林當戌より末迄十年掛受申候處相違無御座候然る上は米錢御上納每年十一月二十日切相納地利錢前書議定通無滯持參可仕若本人一年にても期月相滯節は受人組合へ引受急度辨錢可仕候爲後日受人組中村役人加判を以小作掛證文相渡申處仍如件

戌十月

種屋忠平殿
紺屋源作殿

小作人　六右衞門
受人組惣代　常平
同　庄兵衞
同　米平
證人年寄　嘉平

上段の證文は年季小作を約せる證文の一例であつて、其年限は十年期限である。次に年限を定めずに小作するものが無年季小作である。左記の證文は之が事實を示すものである。尚ほ此無年季小作は期間の定めなき爲め往々にして永小作と混同せらるゝことあるは、注意すべきである。

相渡申小作證文の事

一、米六石四升四合六勺　掛米
内
五石四斗一合八勺　米錢御上納引當
差引
六斗四升二合八勺　全地利
代
四貫五百文
但平値段　七十文を以
右田畑山林當亥より懸受申所相違無御座候、然上は米錢御上納小作人引受每年十一月二十日切相納庄屋所御皆濟目錄を取前書の地利錢に相添持參可仕候若本人期月一ヶ年にても相滯候はゞ受人組合より急度辨錢可仕候爲後日受人組中村役人加判を以小作證文相渡申處仍如件

嘉永四年亥三月

小作人　新九郎

鍛冶屋原好平殿

請人組惣代　爲平
同　岩右衞門
同　彌右衞門
五人組周藏
年寄祐三郎

（嘉永四年同前）

（二）永小作

永小作と云ふ言葉は別に永代小作、永代卸、支配小作、定卸、永世小作、永期小作、永久小作、代々小作、永年小作、永預り、永當、相續小作、世襲小作、定受小作、永作等と稱へられ、前項に述べたる普通の年季小作又は無年季小作とは全く異なる小作形態である。而して同じく永小作とは云ふものゝ、其中には一見した所では、小作人のやうに見えても、實は小作人にあらずして、實際上土地の所有權を地主と小作人とで分けて所有する如き形のものもあり、又外見上の小作人却つて土地所有者たるの實を具へたものがある。此等特殊の慣行が普通の永小作慣行たる用益權の性質を帶べる永小作と相混淆して、德川時代に於ける永小作の總體を成して居つたのである。斯の如く永小作の種類には色々あるのであるが、今拙著「永小作論」中の一節を引用して永小作慣行の分類を爲せば左の如くなる。

(1) 用益權たる永小作

一、開墾による場合——開墾永小作
二、土地改良による場合——土地改良永小作
三、永小作權を贈與せられたる場合——分與永小作
四、新たに永小作權を買受けたる場合——買受永小作
五、土地を讓渡し、永小作權を留保せる場合——留保永小作
六、幕府法又は地方慣習により永小作と認められたる場合——認定永小作

(2) 分割所有權たる場合——土地分け永小作

(3) 負擔附所有權たる場合——土地持永小作

右の分類中第一の用益權たる永小作に屬する各種永小作の內容に就いては此上更に說明する必要はないと思ふが、第二の土地分け小作及び第三の土地持小作たる場合の永小作に付いては、尙進んで若干の說明を試むる必要がある。土地分け永小作とは一個の所有權を甲と乙とが雙方で分けて持つて居り、甲の方は地主と云ふ名義で小作料を取り、乙の方は矢張り其土地の持主と云ふ觀

念を以て土地を耕作し、唯他の一方に對し小作料を納付することが其土地の上の負擔である。而してこの慣行は明治維新に際し小作料を受取り來りたる方の上級の地主をその土地の地主と認定し、小作料を支拂ひ來つた方の下級地主をば永小作人と認定したのである。次に第三の土地負擔たる土地持小作とは如何なるものであつたかと云ふに、小作人の方が却つて土地の所有權を持つて居つて、小作料を受取る方の、卽ち一見地主かのやうに見えるものは却つて所有權者では無かつたのである。故に所有權は却つて小作料の支拂ひ方たる百姓が之を所有したものと云ひ得るのであるが、之も後、明治維新の地租改正に方り、小作料を受取る方を新に地主と認定して地券を交付したから、舊來の地主たる作人は之より却つて永小作人として取扱はるゝに至つた。

然らば、斯の如く種々なる分類を有する永小作慣行は實際上如何なる內容を有して居つたかと云ふに、その慣行の主要なるものは、小作期間の無期永代なりしことである、無論永小作慣行の中には永小作權を自由に處分し得たとか、第三者への對抗が出來たとか、小作料が定免制であつたとかゞあつたけれども、期限の無期永代であつたと云ふことが最も著しい特徵であつたのである。斯かる法律的內容に加へて永小作地の小作料が普通小作料よりも遙に低少であつたと云ふことは、永小作人に許されたる經濟上の得分として特記すべきものである。之を要するに永小作慣行の內容としては無期永代なる法律的事實と、小作料が低少であつたと云ふ經濟的事實が陳々相俟つて普通小作に特立して居つたと見るべきである。

(三) 質地小作

德川時代の農民が自ら持地を質に入れた動機としては、二つの場合があつたと思ふ。其一つは小土地所有者たる自作農が家事經濟の必要上其土地を處分するに際し、內實共に質地として金主より金を借り、契約年限が滿つれば約束通り其土地を受け戻したる場合と、二には表面上は質地の形式を取つても、事實は質入れなる形式の下に其土地を先方に賣るのである。前者の場合に在つては質地の年限滿ちた時、質入れ主はその土地を受け戻すべき意思があるけれども、左なくして內實土地を賣り切りたるものならば、假令年限は滿ちても其土地を受け戻すことはないのである。

斯の如く質地一起りには二樣の種類があるのであるが、更に又入質の際に普通の質金よりも餘計に金を借り受け、其代り田畑は金主が手作して、年貢諸役は元の地主に於て勤むることがある、彼の賴み納めの制度と云ふのは是れであるが、之と反對に田畑質入れの節、金高を普通よりも少く借り受け、地主が從前の通り手作りになし、年貢は金主より納付し、諸役のみ地主に於て勤むるを半賴み納めと云ふのである。此種の慣行は土地永代賣買禁制同樣に幕府より禁止せられてゐつ

たけれども、事實に於ては各地に行はれて居つたものゝやうである。

質地小作は既述の如く分つて直小作、別小作となされ得る。然らば直小作とは如何なるものであるかと云ふに、地主が自分の持地を質に入れて金主より若干の金を借り、しかも其土地を質地としながら、その土地の占有を金主に移さず、從來通り元の地主自身に於て小作することを謂ひ別小作とは質地契約の成り立つと共に元地主が其土地の占有より離れ、先方の金主に於て自作すればよし、自作せざれば之を別人に小作せしむることを指して云ふのである。茲に注意すべきは別小作にでもしようとする如き質地は質置き主に於て最初より質流れとする——事實に於て賣却したるもの——目的であつたと見て可なるものであつたと云ふことである。

然らば直小作と云ひ、又は別小作と云ひ、此等の小作契約には如何なる證文が取り交はされてあつたかと云ふに、別小作證文のことは姑く茲に問はず、直小作證文の實例を下に掲ぐることにするが、この直小作に就て注意して見るべきは、その小作證文が多くは質地證文と同一の紙面に連記されてあつたことである。下掲の證文は、余が大正十一年大阪府中河内郡西六郷村北田仙吉氏から借り受けて寫したものである。此小作證文は寛政十年のものであるが、この證文に於て質地の目的物たる土地の位置面積が、小作證文に於ける小作地のそれと全く同一であることを牢記すべく、又質地證文には年貢並に高掛り諸役等凡べて質取主に於て支辨すべく約束してありながら、小作證文面に於ては更に小作人に於て之を支辨すべしと約束して居ること、及び小作料は米でなくして貨幣を以て金納することにしてあるのは、更に讀者の注意に値する慣行である。斯くてこの小作證文面より觀れば、其形式上は質入れであるけれども、その實態は土地の書き入れ即ち抵當權設定に酷似して居るのである。何となれば、この質地證文に於ても、又小作證文に於いても、其年限は八ヶ年としてあるのであるが、この八ヶ年の質地年限中に借錢の返濟が出來なければ、其土地は先方に渡さねばならぬからである。

質地證文ノ事

一、屋敷　一畝歩　高一斗五升
一、同　十一歩　分米五升三合
一、同　十六歩　分米八升二合
一、同　四歩　分米二升
一、同　六歩　分米三升
一、同上畑二十歩　分米一斗

一、同上畑十九歩　分米九升五合
〆三畝十六歩
分米五斗三升
一、入江新田　四番割　高二石五斗二升二合三勺　右惣高合三石五升二合也但シ御水帳面ノ通
右者我等所持ノ田地當午ノ四月ヨリ來ル丑ノ極月迄八ケ年季ニ相定メ質地トシテ書面ノ通リ相渡シ銀子二貫七百匁ニ受取申處實正也然ル上ハ御年貢並ニ高掛リ物等其方ヨリ御勤メ可被成下候年季ノ内銀子返濟仕候ハヽ、質物田地御戻シ可被下候萬一年季明候ハヽ、流地ニ致シ相渡シ可申候間永御支配可被成候尤モ此田地ニ付他ノ構少シモ無御座候爲後日質地證文仍而如件

寛政十年四月　日

箕輪村質地主　四郎右衛門
吉原村證人　四郎左衛門
箕輪村年寄　彌三兵衛

鴻池新田　忠兵衛殿

請負申小作證文

一、屋敷　一畝歩

一、同　十一歩
一、同　十六歩
一、同　四歩
一、同　六歩
一、同上畑二十歩
一、同上畑十九歩
〆三畝十六歩　分米五斗三升
一、入江新田四番割　分米二石五斗二升二合三勺
分米合　三石五升二合也
右者我等所持ノ田地當午ノ四月ヨリ來ル丑ノ極月迄八ケ年季ニ相定メ爲質地書面ノ通リ相渡候銀子二貫七百目慥ニ受取申處實正也然上ハ御年貢並ニ高掛リ諸役我等方ヨリ相勤メ可申候尤作德銀トシテ毎年正十月二十日限リニ銀子一ケ年ニ二百七十目宛少シモ無滯急度相渡シ可申候勿論風雨水旱蟲付等ノ損亡ニ不構作德相渡シ可申候若シ作德銀滯リ日限延ヒ候ハヽ右ノ小作田地御取放チ可被成候其時一言ノ申分無御座候爲後日小作請負證文仍テ如件

寛政十年午ノ四月

箕輪村請負人　四郎左衛門
吉原村證人　四郎右衛門

鴻池新田　忠兵衛殿

(四) 小作期間と小作量額

既に述べた如く、小作慣行の觀察すべき部面としては多々あるけれども、其中最も小作者に取つて重要なものは、小作の期間と小作料の額である。何故なれば、小作期間は卽ち小作人が土地を占有する年限の長さであつて、期間が長いと短いとでは、小作人の私經濟に多大の影響を及ぼすことになる。小作期間が長ければ、小作者は其土地を愛し且つ土地の肥培に努むるに至るから、自ら其土地の生産力を增進することゝなるのである。次に小作料の量に至ては、啻に小作人側に取つて重要な事柄であるばかりでなく、地主に取りても亦同じく必要な事柄である。地主が其貸賃として收納する小作料額の如何は地主に取つて最も利害を感ずるものでなくてはならぬ。德川時代に於ける小作料に關する爭及び此爭に對して司直者が當事者に與へたる判決の文面に照して見ても、小作料の納不納と、小作期間の長短が如何に主要の流れを成して居つたかゞ窺はれる。

(イ) 小作期間

德川時代の小作期間は如何であつたかと云ふに、當時の小作年限に付いて組織的に調査したものは無論有る筈がないから、明治十八年、農商務省農務局の調査に係る小作慣行調査書の中から小作期間に關する數字を抽出することにする。

府縣	小作期間 長	短	普通
青森	三十年	一年	六年
山形	二十年	一年	五年
秋田	二十五年	一年	
福井			
石川	五年	一年	
富山	五年	一年	
島根	十年	一年	五年
岡山	無期	一年	四年
廣島	同	一年	
山口	十年	一年	三年
和歌山	十年	一年	
德島			
愛媛	十年	一年	五年
高知	無期	一年	
大分	十年	一年	三年
佐賀	十年	一年	
熊本	無期	一年	三年
宮崎			一年
平均	十三年	一年	三年

上の表によれば全國を平均して小作年限の最も長かつたのは十三年、最も短きは一年、普通は三年であつたことが判る。玆に斷つて置かねばならぬことは、德川時代の小作期間に擬するに、明治十八年の調査を以てすることの當否である。想ふに、德川時代に於て全國的に小作慣行の調査をしたるものなく、維新後、明治十八年に至り、始めて農商務省に於て一般的に行はれたるに過ぎぬ故、全國の小作慣行を知るには此明治十八年の慣行調査によるより外はないのである。又この調査は維新後に行はれたものであるけれども、當時未だ民法の發布せられて居なかつた時代で、民事に關する

裁判は、多く德川時代の地方凡例錄や、佛蘭西民法の飜譯等に參酌して行つたのであるから、明治年代に行つたものとは云ふものゝ、德川時代の小作慣行は大部分舊態の儘を保存したものと看て差支ないと思ふ。故にこの調査書に載せられた以上の記述には、時代的錯誤の嫌ひはあるけれども、右述べた如き理由によつて、之を德川時代の小作期間に擬しても、左程の間違は無いと思はれる。尤も右の表の年限は普通小作の場合に於ける期間の表示であつて、永小作の期間は各地ともに無期永代であつたことは、既に述べて置いた通りである。

(ロ) 小作料

德川時代に於ける農家が凡そ一反歩からの收穫を擧げ、其內を小作料として何程地主に納め、何程を小作人が所得して居たかと云ふことは、今日の小作問題を考査するに際しても時代の比較上甚だ肝要のことに屬する。此問題に關しては、余は茲に自ら調査したものを採用する、余は數年前全國に亙り有識の故老に依賴して之が調査を試みその結果は拙著『德川時代の農家經濟』中に收錄してあるが、今、その主要部分たる德川時代に於ける水田一反歩の收穫高、年貢、小作料（地主の所得）及び小作人の手取り（小作人の所得）の各項に分ちて實數を左に拔萃することにする。

國郡町村名	收穫高（一反歩當）（玄米）	小作料（一反歩當）			
		年貢	地主の所得	以上の計	小作人の所得
陸奧國南津輕郡六鄕村	一、石六〇〇	一、四〇〇分	一、六五〇分	一、石〇五〇	一、五五〇分
同　同　山形村	一、二〇〇	四〇〇	二〇〇	六〇〇	六〇〇
同　同　淺瀨石村	一、四〇〇	六〇〇	二〇〇	八〇〇	六〇〇
同　同　常盤村	二、三〇〇	六一一	五三九	一、一五〇	一、一五四
羽後國由利郡平澤町	一、八〇〇	八七五	三七一	一、二四六	五五四
羽前國　酒田町	一、四八〇	四三三	四九二	九二五	五五五
磐城國　石城郡	二、二五〇	九〇〇	三五〇	一、二五〇	一、〇〇〇
同　大越村	一、五〇〇	六〇〇	一五〇	七五〇	七五〇
同　字　田村郡	二、四〇〇	八〇〇	四〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
同　上　大越村	二、四〇〇	六三〇	三七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同相馬郡福浦村浦尻	二、〇〇〇	一、一〇〇	四〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
岩代國大沼郡川路村	二、〇〇〇	八〇〇	四〇〇	一、二〇〇	八〇〇
同南會津郡田島町字長野	一、〇〇〇	二五〇	二五〇	五〇〇	五〇〇
下總國香取郡滑川町	一、八〇〇	一、三八五	六一五	一、〇〇〇	八〇〇
相模國中郡大磯町字西小磯	二、〇〇〇	八〇〇	四〇〇	一、二〇〇	八〇〇
越後國南蒲原郡長澤村	二、三〇〇	二〇〇	一、一〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇
同　同　本成寺村	一、八〇〇	七八八	五一二	一、三〇〇	五〇〇
同　同　森町村	二、二八四	七八四	三〇〇	一、〇八四	一、二〇〇
越中國西礪波村鷹栖村	二、四〇〇	六五〇	七四〇	一、三九〇	一、〇一〇
同　高岡市					

越前國坂井郡高椋村	一、五二〇	、二四〇	、六五〇	、八九〇	、六三〇
遠江國周智郡森町	一、五〇〇	、五〇〇	、四〇〇	、九〇〇	、六〇〇
同濱名郡小野口村小松	一、六〇〇	、六〇〇	、六〇〇	一、二〇〇	、四〇〇
三河國寶飯郡下地村大字津田	二、一〇〇	、五二五	一、〇五〇	一、五七五	、五二五
尾張國海部郡彌富町	一、五〇〇	、五〇〇	、五〇〇	一、〇〇〇	、五〇〇
伊勢國飯南郡漕代村	一、九〇〇	一、〇〇〇	、四五〇	一、四五〇	、四五〇
河内國中河内郡玉川村菱江	二、五〇〇	、七五〇	、七五〇	一、五〇〇	一、〇〇〇
和泉國泉北郡北池田村池田下	二、〇〇〇	、七〇〇	、七〇〇	一、四〇〇	、六〇〇
伯耆國東伯郡上灘村	一、九〇〇	、八〇〇	、四七〇	一、二七〇	、六三〇
同　八頭郡國英村	二、〇〇〇	、九三三	、四六七	一、四〇〇	、六〇〇
同八頭郡佐治村大字高山	二、五〇〇	一、一二〇	、八八〇	二、〇〇〇	、五〇〇
同　同　河原村	二、二五〇	一、〇〇〇	、七五〇	一、七五〇	、五〇〇
出雲國簸川郡直江村	一、四六〇	、五二〇	、六〇〇	一、一二〇	、三四〇
安藝國深安郡深津村	二、〇〇〇	、七五〇	、七五〇	一、五〇〇	、五〇〇
阿波國板野郡川内村	二、〇〇〇	、三二〇	、七五〇	一、〇七〇	、九三〇
肥前國　小城郡	一、五〇〇	、七五〇	、三〇〇	一、〇五〇	、四五〇
肥後國八代郡吉野村	一、二二五	一、〇五〇	、〇八〇	一、一三〇	、〇九五
同　阿蘇郡宮池町	一、二〇〇	、一〇〇	、五〇〇	、六〇〇	、六〇〇
同　天草郡一町田村	一、〇〇〇	、二〇〇	、四〇〇	、六〇〇	、四〇〇
同　下益城郡河江村	一、七二五	一、〇五〇	、一七五	一、二二五	、五〇〇
豐前國宇佐郡豐川村拜田	二、五二〇	一、六八〇	、四二〇	二、一〇〇	、四二〇
豐後國北海部郡	一、八〇〇	、六〇〇	一、〇〇〇	一、六〇〇	、二〇〇

同　大野郡小野市村	一、六〇〇	、六〇八	、四五二	一、〇六〇	、五四〇
日向國北諸縣郡三股村	一、二〇〇	、一一四	、三八六	、五〇〇	、七〇〇
合計	七六、〇一四	二七、六一六	二一、五一九	四九、一三五	二六、八七九
平均	一、八一〇	、六五	、五一二	一、一七〇	、六四〇

右の調査に依れば、德川時代に於ける水田一反歩の收量は凡そ一石八斗であり、其中より年貢として御上に六斗五升餘を納め、小作料として地主が五斗一升餘を所得して居るから、結局小作人の手取りが六斗四升となる譯である。而して斯の如き收量と地主小作の分配割合が、明治維新後に至り、如何なる變化を蒙つたかは、後章に詳述することにする。

茲に附記せねばならぬことは、德川時代に於ける小作料中特殊なるものに込米なるものゝあつたことである。込米とは元來、幕府の御藏又は藩の御藏に納付する年貢米に對し、百姓の方から餘分に米を量り込んだものであるか、又は幕府や藩から特に餘分の口米、延米又は缺米等と名づけて百姓から徴收したものであるが、小作人が年貢米と小作米とを別々に御藏と地主の宅へ搬入し、村役人に於て御藏米と地主分とを振り分けて處理した場合に於ても、更に又一旦凡てを地主の宅に持ち行き、地主が其内より年貢米分を御藏に上納した場合に在つても、當時は封建時代のことであるから、小作人に對しては年貢米と同じ樣に餘分に附加米を量らしめた地主が尠くなか

つたのであるが、此の過量米が明治維新後に至り地租關係と離れて小作米丈けに隨伴し來つて居ることを記せねばならぬ。

第五　德川時代の小作制度（再說）

以上、余は德川時代に於ける小作制度の概要を述べ來つたのであるが、既に最初に於て說明した如く、德川時代は封建時代であるから、小作制度に於ても亦この封建制度なるものを背景として觀察しなければ、正鵠なる觀念を得ることを得ぬ。

洵に德川時代は封建制度の天下である（尤も其が中央集權的組織であつた點に於て純なる封建制度としては若干の疑義あるにしても）、而して封建制度の時代的特徵は土地が當時の財政經濟上の源泉であつたことに存する。而して土地經濟の滿足なる發展は、封建諸侯及びそれ以下の社會優級者が其下方劣位に置かれたる庶民の階級から成るべく多量の稅物を確實に徵收することによつて期し得られたのである。然るにこの稅物の徵收は庶民の主班たる百姓階級の勞役と給付に待たねばならなかつた。卽ち德川時代に於ける封建覇王たる德川氏はその幕領地に於て、列藩の諸侯は自藩の封土に於て、百姓なる大衆を堅く其封地に結び附け、此百姓の勞役により農業生產物を擧げ、其中より自分の階級に稅物を貢納せしめて以て封建政治の財政を維持し、且つ彼等武人の私經濟も亦此土地生產力によりて支持せられ居つたのである。

德川時代に於ける地主の種類には或は鄕士たる地主があり、土地兼併による地主あり、寺地主があり、村地主があつた。此內社會の大勢力をなしたものは、新田地主と兼併地主とであつて、鄕士地主や寺地主は假令或一地方に於ては至大なる勢力を村落社會に保つて居ても、其の分布區域が偏在して居つた爲め、當時の社會の普遍的勢力であつたとは云はれない。若し夫れ村地主に至つては其主體たる村が土地を所有して居つたことを指すのであるから、村の所有地を村民が小作する場合のみ小作制度が起り得たのであつて、村地主に係る社會の事變としては寧ろ彼の村と村とが村山の所屬に付いて爭ふた山論が一層意義深きものであつた。

德川時代に於ては、其時代相たる封建制度を臺盤として特有なる土地法制が實施せられ、此の土地法制の牽制を受けて種々雜多なる農民慣習が起り來り、隨つて小作制度の上に多種多樣の形態が與へられた。又封建制度を背景として特有の社會制度が打ち建てられ、此の社會制度の下から特異の小作制度の起ることもあつた。更に又封建制度の下に於ける列藩の村落は各々孤立的地位に立ち、その內部的經濟事情は自給自足の狀態であつたから、此等の事情を原因として小作制

度が自ら影響を蒙ることもあつた。

徳川幕府の農民法度の主目たる土地永代賣買禁止令の牽制を受けて發達したものに質地小作あり、村落制度に基いて起つたものに出小作、入小作があり、社會制度に基く小作制度に門分小作、内小作、被官百姓、傭役小作があり、又社會制度と經濟事情との交錯關係の下に起つたものに永小作、作株小作、株權小作、鍬尖小作等があつたのである。

徳川時代に於ける小作制度は其が全背景たる封建制度の影響を受くるものが至大であつたけれども、而かも亦一方に於ては純然たる經濟的事情を中心として起つた小作もあつた、勿論此等の小作と雖、亦當時の社會的影響を受けたのは言ふまでもないけれども、實質に於て近代的特質を帶ぶるものが多分にあつた。彼の受負小作や連帶小作や受山小作の如きがそれである。

徳川時代に於ける小作制度中最も特種の形態を具へたものは永小作慣行であつて、その小作期間が無期永代であつたと云ふことは、永小作なる慣行によつて小作人は一種の自作農的法律確信と、經濟上の利得を受けて居つたのであるが、此の永小作慣行を維新後に至り明治政府が如何に取扱つたかは大いに注目せねばならぬことである。

徳川時代に於ける水田一反歩の收量は約一石八斗であり、其中から年貢として約六斗五升納め

小作料として五斗一升納付したとのことであるから、當時の小作百姓は收量の約三分の二を以て武士と地主を給養し、殘り三分の一を以て自ら生活せざるを得なかつたのであるが、此の小作料と年貢との關係は維新後に至つて如何なる變革を受けたか、換言すれば維新後、地主が政府に上納する年貢は金納制度に革まつて、小作人の地主に給付する小作料ばかり米納制度を維持せることにより、如何なる社會經濟上の弊害を農村に殘すに至つたかは、特に深く考察することを要する。

徳川時代に於ける封建社會の懸隔は治者たる武士と被治者たる庶民とに大分せられ、庶民の大部を成せる農民仲間の第二次的組織たる小作制度の如きは、土地經濟時代の當時に在つては、未だ左程大なる發達を成し遂げ得る餘裕に乏しく、隨つて當時の社會鬪爭と云へば、封建支配者に對する所謂百姓一揆が主なるものであつて、領主又はその代官と百姓との間に頻々として鬪はれたが、小作に關する私法的騷動の如きは、偶々起ることがあつたにしても、甚だ稀なる事例に過ぎなかつた。

實に當時に於ける農民階級の最下に在つた小作人は、時ありてか、地主を恐れたことであらうが、その恐れられたる地主と云ふのは彼の武士たる特權を許された鄕士級の地主であつた。併し

その恐れたと云ふのは、土地の所有者と云ふことよりも、武士たる威勢を恐れたものであつた。而して斯かる恐しき地主にも増して尚更に恐れられたものは、封建社會の支配者たる城下武士であつた。洵に封建制度の下に在つては時の社會を支配する武門の階級がその支配地より農民の生産物を搾取したのであるから、被治者たる百姓階級それ自體の間に第二次的經濟制度たる小作慣習が目醒ましき發展を遂げ得る餘地は少かつた。別言すれば農民階級間の經濟事實たる小作制度は當時の社會事實たる武士の封建把持力を排除することによつて、初めて實現し得らるべきものであり得たのである。斯くして德川時代に於ける小作制度は、或は外部より見、又之を內部より見れば、種々なる形態と名稱を有するけれども、その經濟制度としての社會的重要性は、之を封建制度なる社會組織に比すれば、その幅に於て、深さに於て、遙かに輕少なものであつた。蓋し、封建社會の下に於ては、農民全體が庶民として上層階級者たる武士から抑へ附けられて居たのであるから、この農民階級の間に今日吾人の目擊する如き兩者雲泥の懸隔ある地主、小作と云ふ如き階級の發生し得べき理由がないからである。換言すれば、土地と農民とを密着せしめん爲めに、先づ永代賣買禁止令や、相續制限令や、分割制限令を布き、更に百姓の缺落逐電を嚴重に取締ると云ふ如き、社會經濟制度の下に於て其幅廣くして奥深き經濟事實としての小作制度が無限に發達する道理が無い、故に德川時代に於いて既に小作制度が相當に發達して居たことは認め得らるけれども、其は窮屈なる封建社會の包含し得る範圍內に於てのみ發達したものであつて、維新後に至り、資本主義制度の煽揚を受けて發達した小作制度に比すれば比較にならぬものであつた。

第六　明治維新と小作制度

明治維新は之を政治上より觀れば、封建國家が轉覆して郡縣政治に變革したるもの、卽ち地方分權が棄てられて中央集權制度に變つたことであるが、更に之を社會制度の上より觀れば、支配者たる封建武士が打ち倒されて、庶民階級に對する抑制を全く芟除したことを指すのである。又更に之を經濟的方面より觀れば、孤立的閉塞的なる土地經濟時代が終末を告げて、流通的なる貨幣經濟時代となつたことである。故に其結果として土地は昨日迄は單に耕作場所であつたものが今や投資物として重要視せられ、隨つて耕作に從事する人民よりも資本たる土地の方がより重く社會に視らるゝことになつたのである。

斯の如く社會、政治及び經濟事情の變遷したる下に於て、土地其ものを根幹とする小作制度は如何なる變革を蒙つたか、此の事實を闡明する爲には、先づ地租改正事業に一瞥を拂はねばなら

ぬ。地租改正事業は明治六年より着手せられて十年頃には略ぼ其終末を告げたのであるが、地租改正事業の最初に眼目とせられたる所は、土地所有權の決定であつた。卽ち德川時代に於ては封建制度下の諸事情に捉はれて、列藩に於ける土地所有關係が或は明確を缺き又は明確なるものでも、その形態が種々雜多であつたから、維新後の地租改正事業に於ては此等舊來の土地慣行を一律の下に整理し、完全なる所有權として取り定め、更に之を土地所有の證として地主に地券を交付することにしたのである。

地租改正事業に關聯して問題となつた所の土地種目には、或は寺社地があり、割地制度の行はれた地方の土地があり、部落有地其他があつたが、小作に關する土地で問題にせられたものは舊來の永小作地であつた。永小作慣行は既に前章に於て詳述したやうに、其中には或は用益權たる永小作があり、分割所有權たる土地分け永小作があり、又負擔附土地所有たる土地持小作の慣行もあつて、此等の慣行に隨へば、一個の土地が二人の主人に屬するが如くに見ゆるものがないでも無かつた。故に地租改正當局者は此等舊來の「一地兩主」制度を改めて、「一物一主」の制度、卽ち完全所有權制度を打立てゝ以てこの新地主に地券を交付しようとしたのである。然るに地租改正當局者の斯かる行政處分に對して、事實上一物二主制の下に在つた地方の永小作人は、大いに反對の態度を取つたので、地租改正當局者は已むを得ず整理し得るもの丈け整理し、整理し得ざる舊來の永小作慣行は其儘之を据置くことにしたが、唯課稅物件としての土地の所有權丈けは何れにか決定せねばならぬので、兎に角小作料を取り來つた者の方を地主と定め、其相手方たる小作料を納入せるものを小作人と決定し、一方の者に對して地券を交付した。而して此政府の處置の爲めに、舊來却つて地主の地位にあつた彼の土地持永小作人たる負擔附土地所有者は一朝にして單なる永小作人となり、又二人にて土地を所有した下級の地主は、上級所有者たる名義上の地主の下に附く永小作人たる地位に引き下げられてしまつたのである。

中央政府の小作制度に對する處分に於て斯く片手落ちがあつた爲めに、舊來多分に地主的色彩の濃厚であつた作人等は一朝にして資本主義下の所有權者たる地主の下の小作人となつてしまつたが、更に之を地主の方の變遷より觀るに、從來鄕士又は苗字帶刀御免の家柄として村落に尊重せられた半農半士たる地主は、封建制度の倒壞すると共に、武士の特權を奪はれて純粹なる經濟上の地主となり、以て彼等は昨日迄は上に城下武士を戴いて頭の上らなかつたものが、今や一朝にして農村の土地資本家として、村落に重きを置かれ、彼等の下に附く無數の小作人に對しては思ふが儘に其威を振ふことが出來るやうになつた。

地租改正實施が小作制度に及ぼした尙ほ他の一の重大な變革は、農民の政府に對する公法的給付たる年貢は、改租實施と同時に金納制度に變つたけれども、小作料のみは依然として米納制度のまゝに取り殘されたことである。卽ち德川時代に於ける年貢及び小作料は明治時代に至ると共に夫々の變化を受け、維新後改租の實施と共に、公租たる年貢の未納制度は廢せられて金納となつた。卽ち土地の等級に從ふて地價を盛り、この地價の百分の三(後に二ヶ半に改む)の地租を徵收することにしたのである。例へば、茲に一反歩五十圓の地價を盛られたる土地ありとせんか、此地價の百分の三卽ち一圓五十錢を地租として上納することになつたのである。然るに當時の米價一石平均六圓であつたとすれば、この一圓五十錢は米にして二斗五升の計算となる樣な次第であるが、米價は明治五六年頃五六圓に過ぎなかつたものが、その後年と共に上騰して十圓十五圓、二十圓、二十五圓、三十圓、三十五圓と云ふ風に累年增進して居る。然るに小作料の方は如何と云ふに、此方は維新後も封建時代の儘の米納制度が踏襲せられて居るから、地主は小作人より上納する小作料を受取り之を現金に化して市場の利益をも收むることが出來るやうになつた。剩へ、維新後に至り、明治政府が資本主義制度下に於て土地所有權を極度に保護したのと、人口增加の結果、土地の相場は年又年を逐ふて騰貴し、地主はこれが爲めに、居ながらにして土地自然增價の利を收むることにもなつた。以て明治維新後に至り如何に日本の地主が政府と社會とから少からざる恩惠を蒙つたかを知り得るであらう。

德川時代に於ける租稅と年貢の相關するものに込米のあつたことを述べて置いたが、この込米は明治維新後、地租改正實施と同時に從來の米納年貢制度を金納制度に改め、小作料丈け封建時代の儘を踏襲して米納制を維持した所から普通の小作料中に入り込んで來たのである。元來込米なるものは年貢米に就て起つたものであるから、年貢米が金納制に革まり、隨つて年貢に込米を加ふるを要せざることゝなつたならば、小作米の中に込米なる餘分の米を殘すべき理由は無いのであるのに、維新の當時、他の諸多の舊小作慣例に於けると同じく、政府の等閑と怠慢の祟りを受け、何人も當時此問題に注意を向くる者もなく、又小作者側に於ても之が取り除きを地主に要求しなかつた爲めに、遂に後年に於て此の特殊小作料が農村社會問題の一支流をなすに至つたのである。

地主の舊負擔であつた年貢米納制が改租と同時に金納となり、其量額が舊來よりも輕減せらるる結果となり、更に又米價の騰貴によつて地主の現金取得額を增加し、又土地の自然增價によつて地主の資產を增加するの結果とはなつたが、斯の間に於て地主が小作者階級を蹂躙し其貧困を

誘起するに至つたのは自然である。蓋し地主の致富や、益得やは常に小作者階級の蹂躙と貧困と相對的に考察すべきものであつて、下層階級の肉と血とを吸收することなくして上層者が膨脹することの絶對に出來ないことは、小作制度を觀察するに際して何人も忘れてはならぬことである。

かゝる經濟上の片手落さへあるのに、地租改正を行ふた後、明治新政府は、土地所有者——租稅の納付者——を社會の上層に置いて、萬般の政治的、社會的施設を行ふたので、農村に於いては土地所有權者獨り社會の上層に活躍し、以て明治時代の地主階級は政治に於いて、社會上に於いて、更に又經濟に於いても頗る優越の地位を占むることが出來た。斯くして政府及び社會より殊遇を受けたる地主等の下には、土地の所有權に緣無き小作人——德川時代には耕作者として可愛がられた實際農民たる小作人——が、今や政府よりは間接的に輕視せられ、地主よりは下敷きにせられて、憂悶の月日を送らねばならぬことになつたのである。

第七　小作問題史觀

維新直後に發足したる日本新資本主義制度は、爾來五十年の間に躍進的發達を遂げ、遂に明治

年度の終末すると共に爛熟し切つて、今や却つて此の資本主義制度の下より叛逆的分子が萠芽を發せんとしつゝある、近年の小作農民運動の如きは正に此の社會的變遷を語るものである。

洵に明治五十年間は、日本の地主の黃金時代であつた。地主の下積にせられたる小作農民は、德川時代に習はせられた勤儉貯蓄の美風を受け繼ぎつゝ、猶ほ封建的抑壓から脫け得られずに、時の社會の上層者に對して隨從溫柔なる態度を持ち續けたから、明治の地主は小作農階級の血と肉とを吸ひ、其中から或は政治的に、法律的に、又經濟的に自分の爲めの榮養を得ることは寧ろ易々たる業であつた。然るに大正時代となるや、俄かに地主階級の存在を脅す破壞的運動が其脚下から發芽した。資本主義が爛熟して生氣を失ひ始むると同時に、舊社會に代るべき新時代の種子が其芽を吹き始めたのである。

斯くて小作人階級は一個の社會集團として地主に反抗的運動を起し始めたのであるが、その運動たるや或は舊來の社會的束縛より解放せよといふ叫びとなり、又は政治上に於ける平等の權利が主張せられつゝあるのであるが、しかも其中に於て最も著しき現象は、小作者の經濟的利益の獲得、換言すれば、小作料の輕減卽ち地主の利益を切り崩して、其中から小作者の利得を吸收しようとする運動である。而して此運動を奏功せしむるには或は直接行動たる、白兵的鬪爭も時に

必要とせられて居るけれども、兼て又立法行政の手段に待つて制度の上に改革の行はるゝことが期待せられて居る。兎にも角にも小作運動の第一歩は經濟的利得たる小作料の輕減にありと云ひ得る。

次に小作者に於ては土地の耕作權を獲得したいとの希望が熾烈である、我德川時代の小作制度中には認定永小作なるものがあつた、認定永小作とは小作人が十年、十五年或は二十年の間、同一小作地を耕作して居れば、之に對して或は幕府の判例により又は農民慣習の制規によつて耕作權が認定せられ、小作人は妄りに地主より小作地を取り上げらるゝこと無しとの土地法制であつた。然るに明治政府は地租改正に當り、此等の舊慣習を一蹴して一令の下に廢止し、後、新民法の發布せらるゝに當つても、斯の如き物權化せられた賃貸借制度を民法中に創設することをしなかつたから、土地所有權者に對して小作人は常に絶對的服從を強ひられても致方の無いことになつて居る。故に小作人等は此點に於ても土地法制を昔に還して小作人に小作權を附與するの制度を再興すべしと主張して居る。

次に明治初年地租改正と同時に、農村地主は金錢を以て其年貢を政府に納入することになつたのに反し、小作人より地主に納むる小作料ばかりは元の儘に米納として殘してある爲めに、小作人は現代の貨幣經濟時代に直面しながら、貨幣獲得の權利が許されて居らず、市場は一に地主に制御せられて居るのであるから、小作人をして市場活躍の利に浴せしむる爲め、小作料金納の制度を認めて貰ひたいと主張して居る。

斯の如くして今日の小作人が地主に要求する所は、小作料の輕減、耕作權の確立、竝に小作料金納制度の採用等であるが、此等の制度を法制として今日採用することは必ずしも新案の創設でもなく、又海外諸國の模倣でもなく、其或るものは曾て日本の封建時代に行はれて居たものを再興するに過ぎざるものであり、又或るものは明治維新當時の改革に立ち遲れたものを今日に至つて其が歷史的本然性に立ち還つて矯正するものたるに過ぎぬと云ふ所に、國民的共鳴點があり、政策實行の可能性が存するのである。

參考書

一、農務局　明治十八年小作慣行調査
二、同　大正二年小作慣行に關する調査資料
三、揖　著　永小作論

一、拙著　日本村落史考
一、同　　徳川時代の農家經濟

第七篇　小作騷擾

（明和年間に於ける備中笠岡村の事件に就て）

〔小　引〕

拙業『近世地方經濟史料』の稿本の中に『小作百姓地主へ種麥無心申合騒立一件』と云ふ資料を收載してある。其事の內容は、備中國小田郡笠岡村に於て、明和年間に可也激しい小作爭議が起つたが、小作人側の企てた謀計は之を實行するに先だつて、公邊の探聞する所となり、連累者一同は召捕られ、遂に嚴重なる糺彈に逢ふて、夫々嚴罰に處せられたる顚末を記錄したものである。

此書を一讀した余は、時節柄、少からざる興味を感じたので、大正十三年の秋、岡山縣小田郡笠岡町長丸山久右衞門氏に照會して此後の資料蒐集方を依頼した處、同氏から同年十月二十一日附で返書があつた。返書の要旨は『何分百五十餘年前の事件にして、當役場に於ては更に舊記無之、民間に於ける當時の役人及當事者の遺族等に付き其資料を集め候も何等得る處無之、不悪御了承相成度』とのことであつた。併し丸山氏の記する所によれ

ば、同家の先祖は明和年間、小作騒動のあつた時代には笠岡村の宿老であつて、現町長は右資料中に見ゆる久右衞門なる當時の宿老の末葉であるとのことであるが、同家の如き笠岡町の由緒ある家にも此事件に關する資料が最早無いとすれば、之が根本資料は前記稿本中の『小作百姓地主へ種麥無心申合騒立一件』より外に無いのではあるまいか。而して右根本資料の由來を尋ねるに、曾て明治十八年の頃、元の農商務省農務局で故織田完之翁が主任となつて、『大日本農政類纂』を編輯したことがあつた、其際、各地方廳に照會して農政史又は農民史に關する資料を蒐集し、之を農務局に於て謄寫し、其寫本の方を同局に留めて、原本は各地の所持者に返戻したのであるが、此の小作騒動に關する資料も亦右農史編纂上の資料として蒐集せられたるもの〻中の一である。然るに農林省文庫の藏書は去る大正十二年の大震火災に逢ふて燒失して了ふたから、今日では、此事件に關する資料としては、中央、地方を通じて拙業叢書中に收めたる前記資料の外に類がないのでは無いかと思ふ。

緒言

備中國、小田郡笠岡村（今の笠岡町）に於ては、明和七年から九年に亘り（今から約百五十年前に）、小作に關して大きな騒動があつた。今日迄、民間に傳承する所や、諸家の發表する所によれば、德川時代に於ける農村の社會的騒動は、主として領主と農民との間に於ける公法的事實に基く百姓騒動であつて、私法的事實より來る小作騒動の如きは、殆んど稀なるものとして考へられて居るやうであるが、茲に紹介せんとする事件の如き、其の騒動の形式及び斷獄の仕方から見れば、其形は德川時代に於て各地に頻發した百姓一揆に類似して居るけれども、事件其ものは純然たる小作騒動である。

此事件の舞臺を成したる笠岡地方は近世の初めに於ては備後の福山藩の領分であつたが、元祿年度以降は德川幕府の直轄地となり、備中倉敷代官所の出張陣屋となつて居つた。故に此事件に關係したる連累者の捕縛、取糺し及び斷獄は、右代官を通じ幕府の手によりて之を行ふたのである。

笠岡村が笠岡町として町制を布かれたのは無論明治以後のことであるが、此事件の起りたる明

和年間に於て既に村の中に石橋町、川邊屋町、仁王堂町、八軒屋町、伏越町、殿川町、風呂屋町、西町等の町名が出て居り、此町内に小作人達が住んで居つたことから察すれば、事件の起りたる當時から、既に此地が市街の形を具へ、其の町方の取締に付ては「年行司」なる町役人が町中から推されて居つたことが窺はれる。

笠岡地方では地主を高持とも呼び、小作人は水呑百姓と呼ばれて居た。村役人としては庄屋があり、此の庄屋が代官所の差圖を受けて村政を行ふて居たのであるが、庄屋の職が宿老と云ふ町内の由緒ある家株により襲がれ、又庄屋ならざる宿老もあつて公文書等に奥書をして居たのは、彼等が村の年寄と共に顔役をなし、村の庄屋を助けて村の政務に當つて居たのであらう。而して此事件の起りたる明和年間に、笠岡村を支配したる代官は野村彦左衞門であり、村役人としては宿老久右衞門（九山町長の先祖）、宿老兼庄屋としては又左衞門、年寄としては九兵衞と云ふ名前と印形が文書に現はれて居る。

第一　騒動發生の事由

小作騒動發生の原因としては、記錄の示す所によれば、明和六丑年に於て笠岡地方一帶に旱魃

であつた爲め、翌寅年なる明和七年の秋に至り、秋蒔の種麥が無いから、地主に其年の種麥を貸して貰ひたい、卽ち種麥を「無心」すると書いてあるが、無心の意味は時と場合によりて或は「貸與」に通じ、又は「贈與」にも通ずる。笠岡村の小作人が地主に種麥の無心をしたる其の眞意は、種麥を貸して貰ひたいとの要求であつた。其れは代官所からの聽取答書に對する小作人の一人が「種麥借請申度旨」と記しあることによりても知り得らるゝ。

唯疑問とすべきは、明和六年の夏に旱魃であつたからとて、翌七年の秋に至りて種麥の無心をすると云ふ小作人達の申立が、果して眞に麥の種子を地主より借り受けたきことであつたか否かである。今日の常識から考へて見ても、前年の夏に旱魃であつた爲めに麥の不作であるべき筈がない、麥は言ふ迄もなく、晩くも稻の仕付け前なる六月頃迄には收穫して仕舞ひ、且つ初夏の旱魃によりて麥が不作になると云ふやうなことは考へられ得ない。小作人の申立事由に付き、以上の如き錯誤と疑問があつたことから推測を下して見れば、當時小作人が種麥無心の申立をした眞の理由は其年の水田小作料の輕減を要求する下心があつたのではあるまいか、殊に明和七年の八月下旬に於て既に小作人の糾合を策し、九月八日頃に至り之が實行に着手したとのことであれば小作料輕減運動を開始するに好き時期ではあつても、麥の種子を心配する時期としては少し早過

ぎるやうにも思はれるのであるが、更に又考へて見れば、小作人達は其の前年の夏に旱魃であつた爲め、彼等は其の後食糧に窮して次年の種麥迄も食つて仕舞つたから、秋の麥蒔前に至り種麥の缺乏を見越して騷動を起したのでもあらうか。之を實際に就て見ても此の地の小作人等は明和年度迄に屢々小作料の引方(減免)を地主に要求したことがあるとのことであれば「種麥の無心」は唯表面上の口實であつて、事實は其の年の小作料を減免して貰ひたいとの要求ではなかつたらうかとも思はれぬでもない。蓋し思ふに、既に出來上りたる其の秋の稻の小作料を引いて呉れとの要求よりも、之れから蒔き附ける麥の種子が無いから、其れを地主に貸して呉れとの要求の方が一層聞えが好いから、其の方を選んで小作人の團體運動を起したのではあるまいか。

私儀高纔三斗程致二所持一、同村高持百姓共之田畑致二小作一罷在候處、去夏中旱魃にて、田畑悉及二旱損一、小作人共一同困窮仕候間、種麥等借請申度段、去寅八月下旬之頃より誰申候も無之候得共、野間にて小作人共寄々申レ之、尤村役人迄右體の願申達候も御座候由に候得共、銘々地主へ相對は格別、一同願ヶ間敷儀は難二相成一趣にて、其の後地主へ銘々願候相談も相極不申候付、私儀相考候は、先年も不作之年有レ之候節、小作人共一同地主へ罷越引方等相願候儀も有レ之候に付、壹人々々申立候而も、區々に付き、申合一同相願可申も不

計存付、九月六日夜同町小作人久藏半助等呼出、右の趣申聞、天神山へ小作人一同寄合相談一決の上、地主へ相願可申間、寄合の儀村内小作人共へ相觸可申旨及二相談一候處、平助儀は不得心にて罷歸候に付、久藏へ得と申談、若寄合に不出候へば、壹日貳分宛差出候樣申達候はゞ、銘々不殘罷出可申間、其の旨申觸、尤日雇代之儀は相應に遣申可旨申聞、夫より久藏儀所々相觸候に付、同八日夜天神山へ小作人共一同罷出候間、前書の趣私發言致、及相談、同十一日朝地主方へ彌一同罷越相願可申段、久藏並同町三平へ爲觸候に付、追々二王堂町へ寄集候處、被二召捕一候旨申上候處、被二仰聞一候者、川邊屋町儀兵衞儀も寄合に罷出及二相談一、十一日朝小作人共方へ相觸候上は、最初より儀兵衞と申合候儀と御吟味に御座候得共、此の儀天神山寄合の節、儀兵衞に候哉一向不レ奉レ存、地主方へ麥種借請に可二參申一旨聞候得共、儀兵衞も存候而申談候儀無二御座一、勿論兼而申合候儀一切無二御座一、是迄曾而出會候儀も無御座、前書申上候通、先年も凶作の節は小作人一同地主へ願に相廻り引方等致貰候に付、此の度も右之格合を以無二何心一右及二相談一候處、大勢集候段不屆之旨、段々御吟味請、全心得違恐入候旨申上候處、猶被二仰聞一候は八月下旬にも小作人共一同年行司迄書付を以種麥借請度旨申聞候處、銘々地主へ相對の上願候は格別、大勢申合願等致候儀

は御法度にて難成旨申聞候上は、大旨相守銘々地主へ相對可レ致處、無二其儀一却而徒黨強訴御制禁の儀は前々被二仰出一有之、殊去夏新に御高札御立被レ置、不レ依二何事一大勢集申合等致候段御法度の旨承知乍二罷在一私致二發言一外小作人共へ相觸、天神山へ寄合申合致候段御上を不レ恐、重々不屆至極の旨、御吟味詩、申披無二御座一誤候（明和八年六月、代官、野村彦左衞門に對する二王堂町小作騷動頭取人久兵衞の始末書）

斯くて村の小作人は種麥無心の申立を以て地主の宅に押し懸けんとしたのであるが、此等小作人は皆貧乏者の所謂水呑百姓で、多くは農業の片手間に他人の家に日雇稼に行く連中で、自分の住宅すら持たず、借家住ひの者であつた。

一、私儀高一石五斗餘所持仕、同村高持百姓共之地面小作罷在候處云々……（西町、水呑百姓、源助）

一、私儀村内高持百姓共之地面小作罷在候處云々……（大島屋金十郎借屋、水呑百姓、儀兵衞）

一、私儀村内高持百姓の地面少々致二小作一平常は日雇稼いたし罷在候處……（矢掛屋清兵衞借地、水呑百姓、久藏）

第二　小作人の謀略

笠岡村内では、明和七年八月下旬頃より、誰言ふとなく、種麥無心の爲めに地主の宅に談判に出かけようではないかと云ふ噂が廣まり、殊に野間（田圃）に仕事に出かけて居る間にも、小作人の間では、右のやうな話が持上つたが、此の噂は其の後愈々事實となり、翌けて九月の六日になると、小作人の重立ちし者が小作人中へ私かに觸を出した。觸の要旨は、來る八日の夜、笠岡村の天神山に小作人一同が寄合をするから、一同其れに洩れなく集會して貰ひたい、若し集會に出席しない者があれば、一日二分宛の過怠金を徵收すると云ふやうな意味であつた。天神山へ集つて相談をした結果、幸に議が纏つたならば、其の月十一日の朝、一同地主の宅へ押しかけて談判をしようじやないかと云ふ段取りまで定めた。二三の小作人は右の事を村中の小作者に觸れ廻り、其の觸れ貰として一人當り二文宛の日雇賃までも集めて歩いた。

私儀村内高持共の地面小作仕罷在候處、去夏中旱魃にて種物等無之、小作人共一同難儀仕候餘り、地主共方へ相歎麥種借請申度旨八月下旬小作人一同年行司孫左衞門方へ申出候處銘々の地主へ相對致候は格別、大勢一同罷出候儀難レ成旨申聞候間罷歸　其後銘々地主へ

致ニ相對一候儀も無ニ御座一、然る處九月八日夜、同町小作人千左衞門、榮藏、彌兵衞、悴伊兵衞、半助、九兵衞、私門口へ罷越、麥種願の儀に付天神山へ小作人一同寄合候旨觸有之候間、私儀も罷出候樣申聞誘候に付、早速罷出、右千左衞門外四人被致ニ同道一、天神山へ參候處、何れも麥種願之相談決着不仕候に付、私申候は、大勢一同願ヶ間敷儀申立候より銘々地主へ罷越致ニ相談一可然旨申候へども、誰にても私申越一言も不ニ致ニ挨拶一に付、不得心の儀被存、私儀は直に罷歸、其の後相談等に出會候儀も無ニ御座一候處、同十日、同町九兵衞に出會候處、明日麥種無心に地主方へ一同罷越候旨に付、町內にて觸有候段及ニ承候一、咄候間、左候は、觸可申と、無ニ何心一、致ニ同心一、同町八十郎ゟ相頼、明日麥種無心に地主へ一同可ニ罷出一旨相觸候樣申聞、尤日雇賃之儀は門並に貳文宛取集、酒にても給候樣申聞候趣に無ニ相違一候得共、翌日仁王堂町へ參致ニ相談一候儀は勿論、地主方へ無心に罷越候儀決而無ニ御座一旨申立候に付、被仰聞候は八日夜天神山へ罷越候節大勢一同願ヶ間敷儀候は不レ宜、銘々地主へ致相對候樣申聞直に罷歸候と申儀一向御取用難成、右體大勢集候儀不宜旨心付候はゞ罷歸其旨村役人へ爲ニ相知一差押可申處、無ニ其儀一趣に、十一日地主方へ種麥無心に一同罷出候樣、同町八十郎を頼、爲觸候始末　全最初より私發頭にて久兵衞と兼而申合候儀は不屆至極に候得共、此上有體於レ不ニ申上一、嚴敷御吟味も可レ被ニ仰付一旨再應御吟味御座候得共、久兵衞も兼而申合候儀は勿論、是迄出會候儀も無御座、八日天神山へ罷出候節も久兵衞罷在候哉一向不レ奉レ存、前後外々にて一同罷出候趣及ニ承候一、不ニ計心得違一、八十郎を頼十一日麥種無心に地主方へ一同罷出候樣何心無辨爲觸候段今更後悔仕候旨申上候處、尚又被ニ仰聞一候は不レ依ニ何事一、大勢集候段御法度之旨、去夏新に御高札も被御建置、殊に天神山へ罷越候節、大勢一同願候儀不レ宜儀と心付候に付、何樣儀申聞候共、同心は致間敷處、無其儀外々にて一同地主へ罷出候迚、同町八十郎を頼、日雇賃も門並に取集候樣申聞、地主方へ一同麥種無心可ニ罷出一旨致ニ世話一爲觸候始末不屆至極の旨、御吟味請無ニ申披一奉誤候（明和八年六月、小作騷動頭取人、川屋町、水呑百姓儀兵衞より代官に對する始末書取）

第三　謀計の頓挫

當時笠岡村の小作人總數は五百貳拾四人あり、此內百五人丈け天神山に寄り合ひ、殘り四百十九人は幕府の徒黨禁制の高札を恐れて、寄合に參集しなかつたとのことであるけれども、百五人と云ふ多勢の小作人が一所に集合したとのことであれば、其は既に謀計の目論見より實際運動に

移つて居つたものと見るべきである。

一、小作人總人數九百貳拾四人の内、百五人寄集、殘四百十九人は高札の趣恐入、村役人共利害申聞候趣相用罷出不レ申候

思ふに小作人達は、當時徒黨禁制の高札は建てられてありながら、地主に對して小作料の輕減又は種麥無心をする爲めに集合したからとて、其れが徒黨罪を構成すると云ふやうなことは、多くの者が思ひ付かなかつたかして、豫てより寧ろ大びらに同志の糾合を企てゝ居つたやうである。村内の小作人を結束する爲めに觸人を選み、其觸人の日雇賃として軒別に二文宛の錢を徴收したり、又此の小作運動に參加しない者からは二分宛の過怠金を徴收するとの規約を設けた等は、隱謀と云ふよりは村の地主に對する公然たる小作運動と見る方が至當であらう。

九月十日、野場より歸懸り、川邊屋町を通り候處、同町文吉、市十郎申聞候は麥種借請の儀は明に小作人一同二王堂町へ罷出地主方へ罷越候旨相觸候間、日雇賃の儀は門並貳文宛取集候事故、私儀も相觸候樣申聞候に付罷歸、私一人にては難觸存聞、一同觸に罷出、賃錢は貳文宛都合六十文程集候に付、宿に持歸候處、悴喜助儀農業より罷歸、右の錢は何の錢に候哉と尋候に付、右の始末委細申聞候處、右體の儀相觸候段不宜勿論、右錢早々相返

可然旨申聞候に付、不宜儀と心付候間早速右錢悴喜助に爲レ持來、出候者共へ銘々相返候云々（明和八年六月四町、水呑百姓、源助に對する代官の始末書）

斯の如く發頭人の謀略に基きて小作人の結束が行はれ、其手段として不參加人に對して過怠金を徴收し、觸番の報酬としては、各戸より其賃錢を醵出せしむると云ふ形式を取つたのであるが、是より先き、笠岡村の町方年行司孫左衞門及び宿老久右衞門、宿老庄屋又左衞門並に年寄九兵衞は小作人達が種麥缺乏を理由として徒黨を組み地主の宅に行くことを聞いて其の前途を危ぶみ、徒黨罪の利害を話し聞かせたけれども、一同は聽かなかつた。恰も其頃隣國備後福山領に於て年貢に關する百姓一揆があつたので、此の地方の農民も其餘波を蒙り、荒氣立ちたる際であつたから、小作人達は村役人の訓誡を聽容れずに、斯くも對地主運動を續けたのであらう。

去夏旱損に付、小作人一同致二難義一、種物等も無レ之間、借受度旨小作人一同八月下旬願書差出候に付、右體難義之儀一統の事故、實に種物等も無之候はゞ、鋸々地主へ致二相對一可レ然候、大勢申合願等致候儀は不レ宜、既に此度新に御高札も御建被レ置候事故、隨分心得違無之樣可レ致旨精々理解申聞、右の趣庄屋宿老共へも申達儀に御座候（町方年行司孫左衞門代官に對する答辯書）

年行司から斯の如く精々利害を說き聞かせても小作人達は一向に聽き容るゝ樣子が無いから、年行司は此趣を直に村役人たる庄屋と宿老に報告した處、村役人の方でも大いに打驚き、小作人の重立ちたる者を呼びよせて無謀の擧に出づることなきやう訓誡したけれども、小作人は更に村役人の申聞せをも聽かずに、遂に九月八日の夜天神山に大勢集合することになつた。之れを聞いた村役人は其夜早速其場所に駈け附けたけれども、其時は最早小作人達は解散して一人も殘つて居なかつた。然るに九月十一日に至り小作人が愈々二王堂町に集合して地主の宅に行くとのことを聞いたので、村役人は早速其筋に事の次第を注進したので、代官所では急いで捕手を遣し片端から徒黨人を召し捕らしめた。

去夏旱損に付、小作人一同難儀の趣、品々申立、種物借請度段八月下旬、町方年行司願出候處、右體難儀の筋に候はゞ銘々地主へ相對可レ致者格別、大勢申合願等いたし候段は不宜、既に此度新に御高札も被建候上は、心得違無レ之樣、精々利害申聞置候旨、年行司孫左衞門私共へ申聞候間、尙又私共よりも小前の者へ精々利害申聞置候處、九月八日夜種麥無心の儀に付、天神山へ小作人共寄集候由取沙汰仕候間、差留可申と村役人共追々罷出候處、最早壹人も不罷在候間、翌日猶又小前之者へも利害申聞候へ共、其砌備後國阿部備中守樣御領分百姓共及二騷動一候故、自然と人氣も立罷在候事故、萬一心得違騷立候儀も難レ計に付、右の趣御役人へ御注進申上候處、同十一日又候二王堂町へ小作人共追々寄集候に付、早速申上被二召捕一候儀に御座候（宿老久右衞門、庄屋又左衞門、年寄九兵衞より代官に對する答辯書）

斯くして小作人達は九月十一日の朝去る八日夜天神山での申合に從ひ、地主の宅へ大勢談判に赴かんと、三々五々二王堂町に集りたる處に、代官所からの捕吏が來り繩を打つたのである。

第四　關係者の糺彈

明和年度と云へば、幕末を距る九十餘年前のことであるが、此頃に至り幕府の天領を始め、全國の列藩内に於ても、百姓一揆や、强訴歎願が屢々唱へられ、爲めに、武門の士をして畏怖せしむるものが尠くなかつた。其の爲めでもあつたが、明和年間には德川幕府より矢繼早に强訴徒黨禁制の御觸書が出て居る。例へば、

一、明和四亥年閏九月十一日、徒黨逃散の百姓他領え願出候節取計方御書付。
一、明和六丑年二月二十五日、諸國百姓徒黨の儀に付御觸書。
一、明和七寅年四月、徒黨强訴逃散人の儀高札。

一、明和八卯年五月二十三日、強訴徒黨御府内え立入もの御仕置之儀御觸書。（「德川禁令考」第五帙）

と云ふ如くに、明和四年から同八年に至る間に於て殆ど毎年のやうに強訴徒黨に關する禁令が出て居るのであるから、農村に於ける聊かの騒ぎ立てに對しても幕府代官所の役人が其の眼を光らすのは當然であつた。

殊に笠岡村は元々天領であつて、明和七年四月には上記の如く「徒黨強訴逃散の役人の儀高札」の觸が出て笠岡村内の辻にも實際其の高札が立てられてあり、之に加ふるに、其年、備後福山なる阿部氏の領内では、年貢のことに關して百姓一揆の起つた際であつたから、旁々以て代官所が聊かの村騒ぎにも耳を聳てたことゝ思はれる。

高札

定

何事によらず、よろしからざる事に百姓大勢申合候を徒黨と稱へ、徒黨して強て願事企ることを強訴と云ひ、或は申合せ村方退候を逃散と申す、從前の御法度に候條、右の類の儀これあらば、居村他村に限らず、早々其の筋の役所え申出べし、御褒美として

とゝうの訴人　銀百枚

同斷

同斷

こうその訴人

てふさんの訴人

右の通り下され、其の品により帶刀苗字も御免あるべく間、縱令一旦同類になるとも、發言いたし候者の名前申出づるに於ては、其の科をゆるされ、御褒美下さるべし

右類訴人いたす者もなく、村々騒立候節、村内の者を差押へとゝうに加はらせず、壹人も差出さゞる村方これあらば、村役人にても百姓にても、重もに取鎭候者は、御褒美銀下され、帶刀苗字御免、さしつゝき鎭候あらば、それ〳〵御褒美下しおかるべき者也

明和七年四月

（「德川禁令考」第五帙）

德川幕府が斯の如く領下の農民暴動に對し嚴重に取締り且つ前揭の高札が笠岡村にも建てられて在つたことは、代官所の小作人に對する吟味の始末書に小作人自ら答へて居る所によりても明かである。農民の徒黨に對して德川幕府が斯くも神經過敏であつたばかりでなく、隣國備後の福山藩に於ても百姓一揆が起つた矢先きであつたから、笠岡村の支配代官は、小作人の騒ぎ立を以て唯事ならずとし、之を徒黨罪に問はんとして、關係者を一網に打盡して捕縛し、糺問するに至つたのである。元來笠岡村の百姓は村の地主に對して種麥の無心をしようとするものであつて、決して御上たる武士階級に對し何等年貢の輕減を歎願しようとするものではないにも不拘、小作人

が一同申合せて地主の宅に押しかゝることを以て社會の平安を亂すものと見て彼等を徒黨罪に問ふたのである。

犯人糺彈の順序としては、先づ連累者を捕縛したる上之を牢屋に打ち込み、一々訊問して答辯を聽き之を書き附けて始末書を作り、甲の百姓の白狀と乙の白狀とを對照して罪の輕重を定めたのであるが、是より以後のこと、卽ち徒黨者を刑罰に付する順序は他の一般の百姓一揆や强訴人を糺彈する場合と違つたことはない。

第五　連累者の刑罰

小作人達が種麥無心の爲めに騷ぎ立てたのは、明和七年であつたが、翌八年中は關係者の訊問や取調に費され、愈々刑罰が決着して處斷せられたのは、其翌年たる明和九年の六月である、卽ち小作騷動の起されたる年から三年越に漸く處罰せられたのであるが、老齡病身なる小作者の中には刑の極る前、牢中に於て病死したものもあつた。

此の小作騷動の首謀者、卽ち當時の言葉で言ひ表はせば「小作騷立の頭取人」は、笠岡村仁王堂町の小作人久兵衞と云ふ六十六歲の老人と、川邊屋町の借家人たる儀兵衞と云ふ五十二歲になる百姓であつたが、此二人の中、久兵衞は小作騷動の第一發頭人として死罪を申渡され、儀兵衞は他人を賴み村中を觸れ步かせて徒黨の謀議を補助したる首謀者として同じく死罪を申付けられ、今の笠岡町の村はづれなる大磯と稱する地に於て明和九年六月十三日、斬罪に處せられた。

備中國小田郡笠岡村之內

仁王堂町

百姓　久兵衞

右の者久藏を賴、小作人共爲二相觸一、天神山へ寄合、久藏、三平に爲觸種麥無心の儀申合、仁王堂町へ大勢罷出騷立候始末、頭取相決不屆に付死罪申付候

同村の內川邊屋町大島金十郎借家

水呑百姓　儀兵衞

右の者儀八十郎を賴、種麥無心に可二罷出一旨相觸、賃錢爲二取集一候始末、頭取に相決不屆に付、死罪申付候

首謀者たる右二人に次ぐ重罪人は觸れ步き人であつた、前揭死罪宣告文中に見ゆる久藏、三平、八十郎を始め、其他の小作人にして頭取人に賴まれ、天神山に集合するやう觸れ步いた者に對し

ては所拂、卽ち其村から放逐するとの言ひ渡しがあつた。

笠岡村の內仁王堂町
矢掛屋清兵衞借家　同　久　藏

右之者儀貸錢可二貰請一迚、久兵衞任二申旨一寄合、幷小作人一同可二罷出一旨觸歩行候段不埒に付、所拂申付候

同所　石橋屋久右衞門借家　同　三　平

右之者儀貸錢可遣由久兵衞任二申地主方へ小作人一同可二罷出一旨觸歩行候段、不埒に付所拂申付候

同村の內川邊屋町　石橋屋久右衞門借家　同　八十郎

同　松下屋才次郎借家　同　市十郎

同　龜川屋又左衞門借家　同　文　吉

同村の內、西町、伊中屋政助借地　同　源　助

稱念寺借家　水呑百姓　久四郎

吉見屋喜左衞門借家　同文藏悴　文太郎

伊中屋政助借家　同　仁　作

右之者共儀兵衞申候趣銘々申繼、地主方に種麥無心に小作人一同可二罷出一旨觸歩行候段不埒に付、所拂申付候

卽ち小作騷動の徒黨罪を補助したる右九人の者に對しては放逐を以て罰したのであるが、其の他の騷動參加者たる一般の小作人に對して過料十貫文を申付けた、之は小作人全體に對する過料

である。

斯くして幕府は小作騒動の連累者をば夫々死罪以下、所拂、過料の三段に分ちて刑罰に付したけれども、其他の小作人にして其罪最も輕き者は「無構」者として放免した。

第六　不參加人への褒美

幕府は一方に徒黨の首謀者や參加人を嚴罰に處すると共に、他方に於ては此の徒黨運動に加はらざる者又は其徒黨謀略の密告者に對しては功賞を施す制度を樹てゝあつた。前項に引用せる明和七年四月に幕府から觸出した高札の中に、徒黨の密告者に對して褒賞を與ふべしとの告示の如きが其れである。

幕府は笠岡村の小作騒動に關し、其の首謀者及び連累者を前述の如く夫々嚴罰に處したけれども、其の徒黨運動の參加を忌避し又は阻止せんとしたる百姓に對しては夫々褒狀を與へた。現に仁王堂町の小作人平七及び源助の悴なる喜助の二人は、當時徒黨に參加することを或は避け、又は他を勸めて其運動から脫退することに努めたる廉により、褒狀を與へられた。

備中國、小田郡笠岡村の內

仁王堂町

小作人　平七

右之者儀、同村百姓久兵衞方へ呼出小作人一同天神山へ寄合、種麥無心之致二相談一候樣可二相觸一旨申聞候處、右體之儀者村役人へ相願可レ然候、大勢寄合候儀は不得心の旨致二挨拶一直に罷歸候段奇特成致方に付褒置申候

同村の內、伊中屋政助借地

百姓源助悴　喜助

右の者儀種麥無心に小作人一同地主方へ可二罷越一旨親源助觸歩行候錢宿へ持歸候處、相尋右體の儀相觸候段不レ宜に候間、早々錢相返候樣申聞爲二相返一候段奇特成致方に付褒置申候

第七　小作騒擾の終末

明和七年以來、笠岡村內を騒がしたる小作事件も其翌々年たる明和九年に至りて首謀者及び連累者の處罰を了して終末を告げた。刑罰の執行は明和九年六月十三日であつた、現に笠岡町に殘

れる首謀者儀兵衞の墓石には六月十三日と刻んであり、同久兵衞の墓石には「明和九壬申天」と刻してあるとのことは丸山町長が筆者に寄せられたる報告文中に明記せられてある所である。

斯くて代官野村彦左衞門は明和九年六月十三日に刑の執行を了へたので翌十四日には、早速書を以て、

先達而御書付を以被二仰渡一候私御代官所備中國小田郡笠岡村之內百姓共去る寅年九月騷立候一件御下知之通昨十三日御仕置申渡相濟申候委細之儀は別紙を以御屆申上候依レ之奉二申上一候以上

六月十四日　野村彦左衞門

松　對馬守樣

との報告を幕府へ差出して騷擾事件の終末を告げたのである。

括言

以上述べたる所を綜合するに、備中國小田郡笠岡村に於ける小作騷擾は明和七年九月に起り、其の連累者の處罰は翌々年たる明和九年六月に至りて行はれた。此事件の首謀者以下の關係者は

孰れも皆笠岡村內の小作人であつて、多くは地主の土地を賃借する水呑百姓で、借家住居の者であつた。

小作騷擾を起したる表面の理由としては、明和七年の秋に蒔き附くべき麥の種子が無いから、地主に麥種を借り受くる爲め、同志の糾合を策したるにあるのであつて、代官に對する何等政治上の不服があつたのでもなければ、公租たる年貢米を減免して貰いたいとの申立てもないのである。然かも當時「大勢申合」により地主の宅を訪問することは幕府の最も嫌忌する徒黨罪に當ると云ふので、一網の下に彼等を打盡して投獄したのである。

笠岡村に於ては既に明和七年四月に幕府より觸出されたる徒黨禁止の高札が立てられてあり、小作人が大勢申合せて地主の宅に押しかくることの不法なることを承知して居りながら、敢て其の擧に出でたのは何故であらうか、之に就ては其前年に於ける旱損不作の理由も在ることながら尙ほ恰も時を同うして起りたる隣國備後福山に於ける百姓一揆が誘因を成したることを認めねばならぬ。然かも福山藩の方は公租たる年貢に關して起りたる一揆であつたに拘らず、笠岡村の方は地主たる私人に對する私的要求であつたのであるから、兩者の性質には甚しき差異があつたのである。

笠岡の村役人は小作料の「引方」又は「種麥無心」の爲めに地主方へ談判に行くのは決して不法では無いけれども、「大勢申合」で行くことはお上の御法度たる徒黨罪に觸るゝから、其れを避くべしと訓誡したのである。然るに小作人の方に於ては「銘々地主へ相對にて談判して見ても埒が明かぬから、大勢申合せて地主の宅へ交渉に行かうじやないか」との謀計を企んだのである。

幕府に於ては笠岡村の騷擾事件の眞相を取り糺し、其が全然私的性質を帶びたる事件で、土地の代官又は幕府に對して何等强訴がましき擧動でないことが明白になつたならば、其の首謀者や連累者を彼れ程に嚴罰に付せぬでもよかつたであらうが、其れを實際には公法的犯罪たる一揆强訴の罪人と同樣に重罰を以て問ふたのは、當時既に封建の勢力漸く衰運に傾き始めんとしたる支配者階級の恐怖心理の顯はれであつた。

更に又之を法律上から考察すれば、小作騷動は民事々件であつて、何等、時の政府に反抗したるものでは無いのに、幕府が彼等を公法たる刑法に問ひ徒黨罪を以て罰したのは今日から見れば如何にも不合理であるけれども、當時幕府の立法者は、其事の私法的たると公法的たるとを問はず、百姓が「大勢申合候」を徒黨と見たのであつて、其の申合せの目的が地主に對するものであらうと、領主代官に對するものであらうと、其れは敢て問ふ所でなかつた處に時代的特色が存する。

笠岡村の小作騷動關係者に對して、幕府は斯の如く嚴罰を以て臨んだのであるが、假りに幕府に於て小作騷動の私法的騷動なることを善意に解して、彼れが如くに小作者を捕縛することなくして、或る程度の自由を認めたならば、其の結果は如何になつたであらう、地主及び小作者の希望を容れて或は種麥の貸與なり、又は小作料の輕減を行ふたことであらうが、而かも之が爲めに上司たる代官や幕府は何等の痛痒を感ずることはなかつたであらう。乍併、斯かる上級社會者たる村の地主に對して下層民たる小作人が楯を突くと云ふことは、封建社會の秩序を亂し、綱紀の崩壞を招くことを恐れて、小作騷擾の當事者を公法的謀叛人たる百姓一揆と同樣に取扱ふたのであらう。

首謀者が徒黨結束の高壓手段として、天神山の夜間集合に參同しない者から過怠金として貳分（一兩を一圓と假定すれば約五十錢）の罰金を課せんとし、又寄合に集合するやうに觸れ歩きたる者に對する觸れ賃として各戶から二文宛の日雇錢を徵收したなどは其仕方が如何にも打算的であるが、然かも其現金的なる處に私的騷擾たる小作人心理の一端が現はれて居る。此の點に於ては、

夫の他地方に於ける百姓一揆の首謀者が其家を棄て、妻子を顧みず、義氣天に冲する勇氣と努力とを以て、一村一郡の農民の爲めに猛躍奮進したるとは大いに其の趣を異にする。

笠岡村の小作人達が結束の相談場所を天神山なる神社に選んだのは、地の利を得て居るからであり、又祕密を保つ便利の上からでもあつたらうが、古來民衆の祕密結束の場所には神社が多く選ばれて居る。其の境遇と思想を同じうする小作人が村の鎭守の境內に集ひ、社頭に祈願を捧げて、精神的結束を固くし、其謀略の成功を期することは、古今を通じての民衆運動の手段である。

斯くて明和年度に於ける備中笠岡村の農民騷動は其性質全く民事的騷擾であつたにも拘らず、幕府は之を以て公の秩序を亂すものとして徒黨罪に問うたことに於て、今日の法理に當て箝まらざる矛盾があり、幕府代官の專恣があり、隨つて又此小作騷擾に連坐して死刑以下放逐過料等の處罰に付せられたる笠岡村の貧乏百姓に對する憐憫の情も自ら湧き來る次第である。

〔餘　言〕

今の笠岡町の有志達は明和年度に於ける小作騷擾の際に死罪に處せられたる久兵衞及び儀兵衞の兩人を義民と稱し、其の靈魂を慰むる爲めに先年來種々の催しをして居るとのことであるが、笠岡町の有志が此の農民騷擾の發頭人を「義民」といひ、又其の靈を慰めんとする動機が果して村の地主に對する當時の小作人の義氣を顯彰するものであるならば、現代の生活と百五十年前に於ける歷史的事實との聯通を語るものであつて、別に異論を挿むには及ばないけれども、若し此町の人達の歷史上の詮索が足らぬ爲めに此の小作騷擾を他の德川時代の百姓一揆と同樣に考へて、騷動の頭取人たる首謀者を夫の封建君侯に反抗したる「義民」と同然に崇めて居るものならば、總べては其の誤謬を正してから後のことである。

第八篇　徳川時代の農村奉公人

緒言

徳川時代に於ける村方の奉公人は別に又下男、下女、下人、女房、名子、手代、荒子（あらし）、人足、家抱、内の者、内百姓、丁稚、被官、でつちよん（丁稚）、作男、棟梁（下男）、いとはん（下女）、庭子、でかん（下男）、めろ（下女）、こめろ（下女）、男衆、女衆等と呼ばれて居たが、其れが子守である場合には又子守女と呼ばれて居た。

丹後地方では奉公人を男衆、女奉公人を女衆と呼んで居つたが、其の男の十四五歳迄を野郎（やらう）、十六七歳迄を半太（はんた）と云ひ、又子守のことを「ダー」又は「ナナ」と云つて居つたと云ふ。同じ奉公人でも年齢によつて其呼び方の異なることが知られる。

奉公人は當時の農村社會の最下層者であつたが、彼等奉公人により封建治下の農村社會が如何に大なる經濟上の貢献を受けて居つたかは、今日から想像しても略ぼ測り知り得られることでありながら、從來此問題に關する歴史的研究は餘り深く行はれて居ないやうである。無論、農村社

會階級の歴史的觀察を試むべき方面としては上に鄕士あり、村役人あり、地主あり、又小作人があり、賤民があるけれども、此等諸階級の中に位したる奉公人の社會經濟事情に付き科學的考察を試むることは今の時勢から見て甚だ必要のことに思はれる。否な此最下層の社會生活者を歴史的に吟味することによりて、從來の社會史學の詮義の足らざる點が補はれ、以て封建治下の農村社會相の全斑が詳かにせられ得るものと思ふ。

本篇の稿を起す爲め、余は數年前から折に觸れ物に接する毎に或は文獻により、又土俗により材料の蒐集に力を入れて來つたが、資料は未だ決して之で充分であるとは思はれぬ、隨つて論考に不備の點あることは自ら充分に認めて居る。一に讀者諸賢の示敎を仰ぐ。

第一　序說

(イ)　奉公人の語義

奉公人なる社會慣習の觀念は其の源泉を上世に於ける奴婢慣例と相通ずる、卽ち社會の劣者又は經濟上の不如意者が他の家に對して主從關係の下に立ち、身を以て主家に仕へ、終生又は永代其の家に隷屬する慣習があつたのであるが、「奉公」なる用語に至ては之を中世封建制度の發生時期に求め得る、卽ち奉公人なる語は當初地方武人の間に使用せられたるものであつて、勇壯仁義の意を含んで居たものであるが、後の時代に至れば、其意義が變つて寧ろ下賤者が其主家に對する片務的奉仕の觀念を現はすことにもなつた、殊に封建制下に於ける庶民階級者に使役せらるゝ奉公人が一種社會的賤者と視らるゝに至つたのは著しい時代的變化であつた。斯くの如く奉公人制度其ものは其觀念上に於ては上世の奴婢に通ずるけれども、奉公なる用語に至ては中世封建制度崩芽の時代に源を求むることが出來る。卽ち實際に就て云へば「奉公」なる用語の起りは王朝末期封建制度の萠芽期たる莊園制度發達の時代に遡るのである。當時地方の豪族が其家人に對して土地を恩給するや、恩給せられたる者は其主家に對して終生の服從を誓ひ、永く奉公をなすを條件としたことよりして、主君に對する下級武士の奉公觀念が初めて生じたのである。而して迴か降つて德川時代に至り、城下武士の雇人を奉公人と呼ぶの風が殘り、之を「武家奉公人」と稱へた。斯くて中世武士の奉公觀念より次第に分化して近世に及び來つたのであるが、是より先き夫の領主の支持する公權と、領民に許與されたる私權の別が漸く明かとなるに連れて、奉公人制度の上にも亦變遷を伴ひ、一方には武士の雇傭したる奉公人の主從關係と、庶民間の奉公人制度とに分岐して發達した。卽ち後、德川時代に至れば、武士階級の間に前代の形を變へたる奉公人

制度が殘り、他方、私人たる農村の庶民間に於ても中世武士社會崩生時期に村方に起りたる奉公制の實質を變へた〻奉公人が殘ることになつたのである。唯治者階級たる武人の家に於ける武家奉公人を或は召使と云ひ、使番と云ひ、小者等と云ひ、農家の間に於ける奉公人を名子と云ひ、又被官等と云ふに至つたに過ぎぬ。而して家中奉公人が庶民の家の奉公人よりも社會的地位高しとせられたるは、武士を主體とする封建制度の社會下に於ては怪しむに足らぬ現象であつた。

之を要するに奉公人は上古の奴婢觀念に通じ、唯奉公人なる稱呼は中世封建制度の萠芽期に其源を發し、後、封建制度が城下町と農村とを通じて一世の政治經濟制度となりたるよりして、武門の軌範に從はせられたる庶民階級も自ら之に做ふて「奉公人」を均しく其社會用語とするに至つたものであると信ずる。

社會制度に冠せられたる名辭の歷史的連綿性と、制度の實體に潛む斷續性とは別個の史實として取扱ふを可なりとする。例へば、夫の中世の家人は後世の武士の前身であつて、源氏の如きも曾ては藤原氏の家人であつた場合がある。其頃の家人は一種の賤民であつて、社會の下層者であつたが、後、此の家人が社會の勢力となり、天下の實權を握るに至れば、家人の下に家人が出來却て天下の優等階級に置かれ、其の頭に「御」の字を附けて御家人等と呼ばるゝに至つた。德川時代には江戸の旗下を御家人と呼び、御家人は德川一門の御直臣として其威を逞うしたることは說明を要しない。又夫の德川時代の庄屋は莊園時代に於ける庄司、莊官の名殘を留むるものであり、又名主も同時代に於ける開發新田の地主の別名たる名田主に字音を通ずるものではあるけれども、中世の頃に於ける村の主長とは大いに異なるが如き皆其の適例である。今、奉公人の場合に於ても同樣であつて、中世封建制度の搖籃期に於ては奉公なる字義は旣に前述したるが如く村落の勇士が恩給せられたる「一所懸命」の地に對して主君に義勇奉公するの意を含んで居つたけれども、幾年月を經たる後の德川時代に至り、往年の奉公者が各地の城下町に集中し、封建社會の主體を形造るに至れば、此等武家の下に雇使せらるゝ奉公人は往時の奉公者とは其實質を異にする低層者となり變つた。同時に此の武家奉公人と其名を同じうする町方奉公人や、村方の奉公人は武家奉公人にも增したる賤者級であつた。左れば、曾ては武士道の經濟的源由とも見られた る武人の奉公が數百年の歲月を經る間に實質上の變革を受け、遂に奉公人なる名辭ばかりが形を變へて封建社會の一隅に流るゝに至つたことは時勢の推移の然らしむるものであつた。(1)

（ロ）奉公人制度の觀察部面

斯くの如き奉公制度の時代的變遷と、此制度の帶有する內容を考慮に置きて、德川時代の奉公

人制度を觀察するに當つては、(一)武家に仕へたる家中奉公の制度と、(二)町方の下男下女たる商家奉公人の制度、及び(三)村方勞働者たる農家奉公人制度の三部面に就て觀察するの必要あるを思ふのであるが、而も余は本篇に於ては專ら農村社會史の一部面としての奉公人制度を觀察せんとするものであるから、家中奉公人及び町方奉公人の上に就て考察することをなさず、唯論叙の進行上、必要ある場合に於て之に觸るゝに止めたい。更に又奉公人制度の觀察部面としては農村の若者が其村内や近郷に於て奉公生活をする場合と、他地方、殊に城下や町場の商家に入て、使役せらるゝ場合とがあるが、後者は所謂外部的關係たる出稼奉公人で、實體上農村生活にあらずして、都會生活者であるから、本篇に於ては此の都會出稼奉公人のことに就ては起稿の目的に外るゝものとして詳述を省略することにし、專ら農村の地域内に於て勞役に服したる奉公人制度を觀察することにする。

（八）農家奉公人制度の雜樣と一律的觀察

然も亦農村社會の下層級たる奉公人の形態は樣々であつた、即ち其或者は奴隷の如き生活を營み、或者は分化して小作形態の一樣となりたるものがあり、或者は貨幣米穀の前借の對價として勞働を主家に提供するものがあつたと同時に、一方に於ては近世的なる雙務契約により年切、季節、日切りの雇傭勞働に從事するものもあつたと云ふ次第で、其種類が甚だ多樣であつた。又元來奉公人と云へば、普通には雇傭期間主人の家に住み込むことを以て通念として居つたが、各種奉公人の中には其世帶を別に營んで居つたものもあり、或は隷屬關係を保ちながら自家より通勤するものがあり、此の通勤奉公人中には小作料納付の代りに勞務を提供するものがあり、或は又季節を限り、日を限り、一定の給料を目當てに勞働して居つたのであるから、奉公人の形態は實に多種多樣であつたと云ひ得る。此多種多樣なる奉公人は何れも自己の勞力を主家に提供して生活の料を求めて居つたのであるから、此の共通的觀念の下に置かれたる奉公人は其が假令隷屬慣習の下にあると、雇傭慣習の下にあるとを問はず、又奉公年限の長きと短きとに拘らず、更に又住込み者なると通勤者なるとに依らず、一に之を德川時代に於ける農村奉公人なる幅廣き階級中に取り入れて一律の下に觀察を試み、以て其間の特殊性と普遍的傾向とを捉へて之を社會史的、經濟史的に叙述して行きたいと思ふ。

第二　農家奉公人の分類と態容

分類は社會現象の科學的研究を爲す場合に於ける有力なる手段である、今、德川時代の農家奉

公人に就ても之が分類を試むることによりて其實體を一層明瞭ならしめ得ると思ふ。分類の方法には色々ある、卽ち或は奉公人の住居地により之を住込み奉公と通ひ奉公とにせられ、又は年季により之を永年季と契約年季とに分付けられ、勤め先の職業によりて百姓奉公とか、酒屋奉公とか田植奉公とか子守奉公とかになされ得るが、余は玆に各種奉公人の帶有する最も著しい形態を捉へて之を分類し、其各分類に對して適當の名稱を附したいと思ふ、卽ち、

一、譜第奉公人
二、小作奉公人
三、質奉公人
四、年切奉公人
五、季節奉公人
六、日雇奉公人

の六種に分ちて說明する。

(甲) 譜第奉公人

譜第奉公人とは世襲の永きに亘つて同一の主家に隷屬し勞役に服するものを云ふのである。卽ち親より子、子より孫へと代々相續きて奉公するもので、夫の家抱とか、被官とか、庭子とか、內百姓とか云ふのは此種の奉公人に屬する。

譜第奉公の起因に就いては少くとも四ツの成因を擧ぐることが出來る。一は前代の奴婢の傳はりたるもの、二は人倫賣買によりて譜第となりたるもの、三には年切奉公人が譜第奉公人に變りたるもの、四は約束により譜第奉公人となりたるもの卽ち是れである。今此の四種の譜第奉公の成因に付き說明する。

(1) 前代より傳はりたる譜第奉公人

封建制度確立せらるゝ前に於ては、日本全國の農村は無數の莊園によりて組み立てられて居つた、而して各地方の莊園には莊官、庄司、又は庄家があつて庄の事を司り、此地方役人の支配下に於ける農民中には全く耕作ばかりに從事するものが多分に有つたけれども、其中には所謂半農半士の農兵があり、家には數人數十人の奴婢——農夫——を抱え、此等奴婢には平生自己の所有地を耕作せしめて一家の經濟を維持したけれども、自分の本家又は領家地等が他庄と鬪を交へて出陣を命ぜらるゝ際には、此の農兵は家に抱ふる奴僕の若干を引具して從軍せねばならなかつた。而して此等奴婢の或者は住込み者であつたらうけれども、多くは主家の近所に別世帶を持ち、主

家の土地を勞耕しながら隷屬的奉仕をするものであつた。

其後莊園崩壞し、全國を擧げて一圓領地の封建國となり、領主が各地に築城することになると各所に城下町發達し、從前の農兵は此の城下に集中して專ら戰鬪に從ふことゝなり、地方在住の武士は續々新城下町に集り來つたけれども、其他の者は城下に集中せず、舊來の儘鄕村に在居して農民生活を續け、後年豐臣氏の時代に至り武器を徵收せられてから後は、全く溫順なる村落の土豪となり、家には尙多數の下人を抱へつゝ農耕を營み、此下人は戰士的實質を失ふて純農夫と化して德川時代に及んだのである。換言すれば、曾ては農村社會の農兵たりし土豪の中、夫の兵農分離なる社會的大變革の行はれたる際に其主に從ふて城下に集中したる兵士の家來は後年の家中の輕卒又は奉公人となり、村落に居殘りたる下級農兵たる土豪の下人等は戰士としての形質を失ふて純粹の農奴に墮ちたのである、斯くして曾ては日本武士道の半面を語る義勇奉公の語が此の下人制度の中に流れ入つて盲從卑屈の意義を表はすものとなつた。德川時代に於ける農村の「譜第」又は「被官」は斯の如き歷史的經路を辿つて殘存したものである。(2)

(2) 人身賣買によりて譜第奉公人となつたもの

人身賣買又は借金の身代りとして譜第奉公人となつたものがある。卽ち親が子を賣り、又は兄

が弟妹を賣つて一時を逃るゝ慣習が行はれて居つた。又人身賣買とは稍々異なるけれども、負債の履行が出來ずに人身を提供する風習も行はれて居つたが、此の場合も其性質上人倫賣買と同一に數へて不可なきものと思ふ。

想ふに、德川時代に至りてまでも人身賣買の慣習が行はれたのは、取りも直さず人體を以て市場取引の目的とするのであつて、夫 博勞より牛馬を買取り、之を使役するのと何等變ることなきものであるが、當人たる賣られ人より之を觀れば買人たる主人に對する終生の奉公である。然かも多くは自分の一生のみならず、子々孫々に至るまで其の買人の家に於て勞役することを運命づけられたものである。當時人身賣買の慣習の中、町場の遊女屋に娘を賣ることは殆んど尋常の社會慣習として觀られて居つたやうであつたので、幕府は屢々法度を發し、高札を立てゝ人身賣買を禁止した、之と同時に各地方に於ける五人組に於ても亦此幕府法を遵奉して人身賣買の罪を犯すことなきやうに取締つた。

定

一、人賣買停止たり若猥の輩於有之者、其輕重を分ち、或は死罪籠舍或可爲過錢事、付口入人同罪の事

寛永二年八月

享保元申年四月　高札

一、人賣買之事

附男子之下人或は年季或は譜代に出し拘置候は可爲相對事

一、……

一、……

右御代々の御制禁に候といへども、下賤の輩其由を相心得ずして犯罪の者度々に出來候、都而此等の事に不限御制禁之事共には下賤の輩迄相心得樣に常々其沙汰可有之者也

（德川禁令考第二百六十四頁）

一、人賣買仕間敷く、年季の儀は拾年の御觸愷に承候事（寛文十一年金崎村五人組一札）

（德積陣重「五人組法規集」三十六頁）

斯の如く幕府は法律を以て人身賣買を嚴禁したけれども、事實に於ては尙ほ相當に行はれたものらしい。今其實例として二三の人身賣買證文を示す。

太郎と申者やしなわかし申付、一筆書渡申候、永代の御被官に進上仕候、此代物に麥六斗

（舊幕府理財會要、御觸書）

を料足に七百二十文之分慥請取申候、此上は若走なと仕候はゞ急度相尋可申進候、尋申に日數引候はゞ、人たいをたて可申候、其時一言之申間敷候併天下一同之亂、其外國替、御地頭樣御代官被替申候共、少しも違亂申間敷候、仍爲後日狀如件

慶長十五年十二月二十五日

賣親　兵庫

新右衞門

執計人　兵庫

太郎兵衞

攝津、東村

宗國

三郎左衞門殿

同十二月二十七日に麥渡申候

（「歷史地理」第四十三卷第　號、藤井甚太郎氏）

我等子共之內はつ千世と申者永代御高代に米三斗五升に賣申候、後日に御代官衆御地頭成

共御違亂被成候共此證文を以御せんさく可被成候、其時何かと申者御座有間敷候、萬一此はつちよとりかへし申候はゞ、米拾石渡し可申候、爲其一札仕候て進し候、此上はおやこ衆成共違之儀申間敷候、仍永代證文如件

慶長貳拾年
九月十二日
三田村の
又十郎殿
御もとへ

くさのゝ内西村の
二郎太郎

「寶永三年戊三月二寫也」

（滋賀縣、淺井郡、湯田村、三田、北川彌吉氏藏）

賣渡申むすめ之事

依有直用要右之むすめ能米參石に永代をかきりうり申候、則ひつしのとしの年貢二斗申處實正也、則右の子於永代に何樣の儀被仰付候共任御意、御奉公申さすへき者也、其時一言之子細申間布者也、仍永代の狀如件

元和五年未ノ十一月十六日

三田村
與一郎

又十郎殿
參

（同　前）

右に示す實例によりて見れば、人身賣買の慣習は單に町方の遊女に限らず、農村に於ても猶ほ相當に行はれたものらしく、夫の武元立平が「勸農策」に於て『兩三人は年切の奴婢にても買置而耕作仕候へば、主人自身耕作仕候には及び不申、其家來皆耕民に相成申候』とて、奴婢を買ふとの言葉を無雜作に使用し居ることによりても、當時の社會慣習の一端を知り得るであらう。斯くて人身の賣買慣習は村方にても行はれ、之が原因となりて譜第の奉公人に變りたることあるを思ひ見ることが出來る。

人身賣買に準ずるものとしては或る貧乏百姓が他人より金を借りて其の辨濟を果し得ず、其代りに自分の子供を永代の奉公人に入れ、子々孫々に至るまで其の家に隷屬せしめ來つた例は筆者

の鄕里豐後地方に於ても實例が尠くない。又納租義務の不履行によりて百姓を永代奉公に出したる例は鄕村在住の武士と農民との間に於ても屢々見ることを得た、卽ち鄕士に對する年貢を不納したる場合に鄕士が其の百姓の子供を召取りて自家の奴僕としたる如きは其れである。(3) 斯の如く或は人身賣買により、或は債務不履行の辨償の爲めに、人體を以て償ひ、之により世襲奉公の制度が諸所の村方に行はるゝを見た。

(3) 年切奉公人が譜代奉公人となりたる場合

或る農家が若き男女の奉公人を年切にて雇ひ居る中、其の下男と下女とが相通じて子供を生み其子を主家にて其儘育て上げ爾後代々其家に隷屬することになつたり、又下女一人を雇ひある內其女が村の若者と通じ、然も誰彼となく交情したる結果、所謂てゝなし子となり、結局其家にて育て上げ、年長の後其家の譜代奉公人となるものがあつた、「庭子」と云ふのは多く此の種の奉公人であつた。

田舍にては百姓の家に生れたる、てゝなし子を譜代と云ひ、殊の外陋むることあり（政談一）

(4) 約束により譜第奉公人となりたる場合

何等舊來の債務又は因緣なき者が、譜第奉公人に入り込む場合があつた、併も其事實に於ては人身賣買であつたかも知れぬが、幕府が約束上の譜第は自由にして宜しいとの布達をして居る處から見れば（前顯御觸書參照）、此の形式の下に譜第奉公人となることが、當時の社會慣習として特立して居たものと見て差支あるまい。

（乙） 小作奉公人

小作奉公とは隷農的奉公制度と、小作慣習とを折衷したやうなものであつて、主人たる地主より所定の土地を借りて耕作する代り、其地主に對して每月又は一年何日と凡その日數を定め、地主の要求あり次第隨時地主の爲めに勞務を提供するものである、此の種の奉公人は小作料の代りに地主に勞働を提供し、又主從の關係を長く保つて、地主より社會上又は經濟上の保護をも受けんとするものである。

小作奉公の起原には二つの場合がある、一は主家より分れて別家を立てた奉公人が舊主家の土地を小作することにして月に幾日、或は年に何日か宛通勤する場合と、二には何等主從關係なくとも最初より契約を以て地主に小作人より勞務提供をなしたる場合とがある、今前者の場合を說明する爲め「全國民事慣例類集」の一節を引かんに、

村方にて召仕の者に持高を分け別家せしむるを名子百姓と唱へ、一月數次の日を定め永代主家に至り力役する例なり、名子百姓は本百姓より同等の交際を爲さず、エタの上に位する者なり（豐前國企救郡）

此場合に於ける小作奉公人は元舊主家の譜第であつて、主家の屋敷の中に妻子を養ふて居つたのが、卽ち主家と別れて一家を立て、主家の土地を耕作することになつたのであつて、「地方凡例錄」に云ふ分附に屬するものである。斯くて分家はしても、其の家柄が元々隷農的地位に置かれてあつたのであるから、一般社會から一種の賤民として輕蔑せられたのは、自然であつたらう。

次に何等隷屬的關係によらず、單に一個の小作契約として地主の家に小作料の代りに通勤する慣習は奧州地方及び山陰地方に於て多く行はれたものらしく、此地方に於ては維新後までも其の慣習が殘つて居つた。石見國那賀郡地方に於ては明治中葉期の小作證書の中に「第〇條　人夫は御差圖に隨ひ何時にても相勤可申事」と規定してあるものがあり、又邇摩郡及安濃郡地方では、「地主は小作人に家屋を無料にて貸與し置き、自己に所用あるときは、一ヶ年十人役乃至二十人役を小作人に課するの習慣」であつたと云ふ。(4)

斯の如く德川時代に於て小作慣習と奉公人制度とが相結び合ふて一種の土地慣習を成して居つたことは農民社會の顯著なる史實であつた。

（丙）　質奉公人

質奉公とは子供又は弟妹を一定期間金主方に住み込ませ勞役に服せしむる條件の下に若干の金錢を質取人より受領する制度である。卽ち或る農家が或は年貢の上納に差支ふるとか、又は一家經濟の不如意の爲めに金錢の必要を生じて家の卑屬を質權の目的として金主に引渡し勞務に服せしむるのであるが、唯注意すべきは此場合の質權の目的は人體其者にあらずして、寧ろ其人間の提供する勞働に存するのである。今左に磐城國地方に於て文化及び萬延年度に用ひられたる質奉公證文を引いて、此制度の實體を說明する。

相渡申質物請狀の事

一、當午御年貢御上納不被成候に付、我等悴四郎治と申者年三十歲に被成候身金子七兩借用申候而、午極月二十七日より未極月七日迄丸一ヶ年季質物奉公被差置申處實正也、但奉公之儀は不限晝夜、何成共被仰付次第相勤可申候、此者惡敷煩長煩等仕候歟、又は取逃缺落仕候はゞ其雜物の品々は不及申、其身共に尋出し急度相渡し可申候、萬一矢切申候歟、御意に入不申候はゞ、人代金子の內貴殿御望次第差上可申候、若又御奉公成兼候而、御差

支に相成候はゞ、替り人指遣壹日も無滯爲相勤可申候、若又不奉公等仕候はゞ壹日に錢貳百文宛日雇代差上け、少茂差支に相成申間敷候、御奉公の內借下り等仕候はゞ身代金同樣に御返金仕可申候、首尾能相勤御暇被下候節は右之地金七兩御取金仕其身請出可申候
但し恩給の儀は壹ヶ年金子壹兩三歩被下候筈に御約束仕候、惣而御家之御沙汰爲相背申間敷候事

一、御公儀樣御法度者不及申上、村中仕方の義指構へ無御座候、若構人御座候はゞ加判の我々何方迄も罷出急度埒明け、貴殿御苦勞に相掛申間敷候、宗門の儀は代々淨土宗、當村月圓寺旦那に毛頭紛無御座候、爲其名主書判取添進置申候、縱其內何樣の義出來候共右相定の通少茂相違申間敷候、爲後日請狀仍而如件

文化七年午極月二十七日

當村人主　四郎兵衞㊞
下片寄村
請人　調左衞門㊞
當村
同　眞五右衞門㊞

當村
丹野利祖衞門殿

相渡申年季質物奉公人請狀之事

一、當申御年貢御上納不相成候付、私地分け儀兵衞年四十歳に被成者え三兩二分、申十一月借用同極月三兩借用〆六兩二分借用仕而當申極月廿七日より戌極月廿七日迄貳年季奉公に指置申候處實正に御座候、但恩給の儀は金貳兩貳分三朱つゝ年々被下候筈に御約定仕候、首尾能貳年季相勤年明請出し申候節は、右の本金六兩二分急度御返金仕候而其身請返し可申候、洗濯隙の儀は年々春秋六日つゝ被下候筈、御奉公の儀は不限晝夜、何時成共被申付次第相勤御家の御作法少茂相背申間敷候、若入御意不申候歟、又は惡敷煩長煩等俄に差發候節は人代成共金子成とも思召次第五日の內急度埒明相濟可申候、尤取逃缺落仕候節は其雜物の品々は不及申、其身共尋出し五日の內急度相濟可申候、若又年之內不奉公仕候はゝ、日雇代壹日錢貳百文宛に身代金同樣且借下り等御座候はゝ右同樣御勘定可仕候事

一、此者御公儀樣御法度の宗門は無御座候、代々臨濟宗天福寺旦那に紛無御座候、爲其奉

公請狀何時成共御沙汰次第差上可申候、於此者村中何方より茂指構人一切無御座候、爲其名主奥印差上置申候、縱令其内如何樣の儀御座候とも、右相定の通少茂相違申間敷候、爲後日質物奉公人請狀仍而如件

萬延元年十一月　日

狐塚村

北神谷村
奉公人　儀兵衞㊞
人主　庄作㊞
組合請人　庄藏㊞
同斷　甚作㊞
馬目村組頭　金彌㊞

河井與右衞門樣

前書見屈相違無御座候に付奥印仕差上申候以上

右村名主
渡邊甚右衞門㊞

此の二通の質奉公證文によれば(5)、質置主は先方の金主より或る額の金を借り受け、其金の返濟を爲す代り、自分の子供又は兄弟を先方に住み込ませて約束年限の間勞役に服せしめ、首尾能く勤め終れば其の借金に對する債務が消滅することを定めたものである。而して其の奉公人請狀に於て質權の目的物たる奉公人が金主方に住み込み中疾病、逃亡などする時は人主たる父兄が全部責任を負ひ、本人たる奉公人が金主の機嫌を損んずることなきこと迄も保證し、又奉公中當人が借金をなしたるときは之を身代金同樣に返濟すべしとのこと迄も約束してある。而して質奉公とは云ひ條　金主の方よりは恩給として別に若干の給料を支拂はるゝことを約束してあるが、之は金主より本人に對する惠み金であつて、勞務提供に對する報償は一に最初の前借金である。然も此惠み金を右前借金より差引き決濟することは無論あつた。

人間質たる此質奉公人制度が諸他の動產又は不動產質と異なる所は動產又は不動產質に於ては

質權の目的物たる物件は金主の手に保留せらるゝ間に何等の經濟的效用を金主に致さないけれども、人間質に於ては質權の目的物たる其の人體の保留期間、質奉公人たる當人が質權者に對して克く經濟的效用を果す點にある。此の經濟的效用は總て質置人の前借金　元利を濟崩しに償還することになるから、質年限の滿了と同時に質權が消滅（卽ち質置主の債務解除）して、本人たる質奉公人は「人主」たる父兄の家に歸還することが出來るのである。然るに動產質又は不動產質に於ては前借金の元利の擔保として物件を金主に渡すけれども、其物件は其期間中何等の經濟的效用を金主に致さないから、質年限の滿了と同時に最初の前借金を返還しなければ、其質物所有權は結局金主の方に移つて仕舞ふのである。此の點に於て物件質と人間質たる奉公制度とは著しく異なつて居る。

（丁）年切り奉公人

年切り奉公人制度は德川時代に於ても普通なる奉公仕法であつた。年切り奉公には二種類あり一は一季奉公、他は多年季奉公である。一季奉公は一年限りの奉公人、多年季奉公は二年乃至三年內外の奉公人である。此年切り奉公制度は譜第奉公や、質奉公に比すれば奉公人に取りて一層自由なる勞働制度であるが、其奉公期間、雇主に對して忠實に働き迷惑を懸くることなきを約束する點に於ては質奉公の場合と大同小異である。殊に年切り奉公人が給金を前借りする場合に於ては可也に金主たる雇主より拘束せらるゝのであつた。今、年切り奉公の實例を示す爲伊豫及び和泉地方の奉公人請狀を掲ぐる。

御請狀之事

一、此砂平と申す者、未の二月二日より申の二月二日迄人足御奉公に罷出、爲二御切米一壹石取切に被レ下候に請取申所實正に御座候、若此者取逃缺落抔仕候はゞ尋出し其品々改急度相立可申候、自然長煩仕候か、無奉公仕、御氣に入不レ申候はゞ人代にても又は切米に元利仕相調可レ申候、如何樣共御意次第に可仕候、仍て爲後日御請狀如件

（大正七年十一月「民族と歷史」伊豫橫田博松氏報告）

右の證文は砂平なる者に一年限りの奉公を勸めさする其代償として、米壹石を受取り向う一ヶ年間の約束を取り極めたものである。

手代奉公人請狀の事

一、何村誰悴誰儀當何十歲に罷成候もの慥成者に付我等受人に相立當何々月より末何々月迄壹ヶ年季奉公相極則銀何百匁慥に受取申處實正也、然上は不限晝夜奉公大切に相勤可申

候、猥ヶ間敷義一切爲致間敷候、萬一引受銀取逃缺落不埒の義仕候はゞ我々早速罷出引負取逃の品々相改急度相立可申候、若奉公人御氣に入不申候はゞ人代成共給銀成共貴殿御差圖次第急度相立可申候

但奉公無恙相勤候はゞ盆暮木綿縞の粗物御仕着せ可被下候、尤も如何樣の品物たり共不足ヶ間敷義は決而申間敷候事

奉公人宗旨の儀は代々何宗何村何寺旦那に紛無之候則寺受狀は受人方へ取置申候、且又右奉公人に付如何樣の六ヶ敷義出來候共、我々何方迄も罷出急度埒明貴殿に少しも御損難相掛け申間敷候爲後日奉公人請狀依而如件

年　月　日

何村
誰殿

何村奉公人
——
親何村受人
——

奉公人請狀之事

一、百濟村清次郎悴東太郎と申者當年廿七歳に相成慥成者に付、我等請人に相立當酉十二月廿七日來戌十二月廿七日迄毎月廿七日奉公相極め、丸壹ヶ年皆切給銀百八拾匁慥に受取奉公差出申處實正也、然る上者奉公晝夜共大切に爲相勤可申候、若奉公相勤候內取逃缺落等仕候はゞ、何方迄も罷出早速尋出し取逃の品々不及申奉公人之儀は人代成共右給銀成共貴殿御勝手次第急度相立可申候、其外何事不依猥ヶ間敷義一切爲致間敷、且は勤方御氣に入不申歟、又は相煩候はゞ、是又相當の人代成共右給銀成共貴殿御差圖之通り急度相立可申候事

一、奉公人宗旨之儀は淨土宗堺新在家町正明寺旦那に紛無御座候、別寺請者受人方へ取置御座候間御入用之節何時成共早速御渡可申候、尤此奉公人に付何方よりも差構之筋一切無御座候萬一如何に六ヶ敷義出來候共、請人ゟ急度埒明貴殿へ少も御損難相掛申間敷候爲後日請狀依而如件

文久元年酉十二月

百濟村
奉公人親

外山信十郎殿

此二通の證文に於ては、奉公人の義務と奉公人に對して雇主より爲すべき仕着せの義務を同一の請狀中に併記してあるが、之は當時の農村社會事情より見れば當然のことであつた。元來奉公人請狀では奉公人の義務ばかりを表示すべきが當然であるのに、雇主の義務をも同一請狀の中に記してあることから察すれば、此の義務は雇主の約束と云ふよりも、奉公人の雇主に對する哀願の意思を表示してあつたと見る方が適當であるかも知れぬ。

（戊）季節奉公人

年切り奉公と日雇奉公との中間に位するものに季節奉公があつた、例へば椎茸の產地に於て春秋二期、一ヶ月或は二ヶ月位、椎茸の親木伐り込みの爲に雇はれて山奉公をしたり、又磐城國地方

清次郎㊞

奉公人

東太郎㊞

請人

庄兵衞㊞

に於ける如く、越後方面から季節を限つて米搗きの爲に出稼人が流れ込むこともあつたが、後、此の季節奉公人が養子に貰はれて村に土着したものもある、其んな家筋は今日でも「越後ペー」と云つて、輕蔑せられて居ると云ふ。(7) 又村の若者が冬期農閑期に城下町や港町に出でて三助、杜氏等の奉公生活をなし農繁期に至れば自家に歸り來るものもあつた。又山方地方の男女若者が初夏の頃田植時に方り、田方の村に七日か十日位づゝ出かけて所謂田奉公をする者もあつた。

季節奉公人は大概は村落と村落又は町方の間を往返する場合が多いのであるから、永久に其村を退轉して城下町や港町の奉公生活に入るものとは事情を異にする。村の若者が群を成して村を逃げ出すのは農村荒廢の原因を成すものであるから、幕府に於ても（後段奉公人取締の項參照）列藩に於ても相當に之を取り締つたものであるが、季節的出稼勞働に對しては左程嚴重に禁足することはなさなかつたやうである。

季節奉公の如き例外も在るが、德川時代の農村經濟が閉塞的であつたことからして、勞働市場は大體に於て狹小の區域に限られて居つた。卽ち當時各村落は地理的に分立し、列藩又獨立國の如き觀を爲し、其國境には番所が設けられてあり、幕府に於ても要所々々に關所を設けてあつた程であるから、各季節々々に村の若者達が遠方に往復するが如きことはよしや有つても、其れは

稀なる方であつて、多くは近郷近在の間を出入りする者が多かつた。

（ロ）日雇奉公人

日雇奉公は家貧しくして勞力の過剰なる農家が、他の家に日切りに勞務を提供するものであつて、雙方の契約によりて行はるゝものが多く、隨つて此日雇奉公は他の譜第奉公や、質奉公や、小作奉公の如く其の主家に隷屬的關係を生ずることなく、奉公人とは云ひながら、頗る自由の境遇に在り、寧ろ勞力不足の家から其辭を卑うして招待するが如き場合もあつた。故に日雇奉公は社會制度として見るよりも、寧ろ農業經營上の一姿態として見る方が適當であるかも知れぬ。併し德川時代の農村は既に前にも述べたる如く、經濟的にも、社會的にも閉塞的であつて、一地方に勞力が餘つても之を遠隔の地方に賣ることを得ぬ狀態であつたから、家貧にして勞力に餘りある場合は勞力の賣れ口を何處か近所に求めねばならなかつた。此の貧乏百姓の賣り手心理と、買ひ方の要求とが內外で相容れて日雇奉公が行はれたのである。

一、男女奉公人日雇人賃錢の義、其村々に而相糺、先達而帳面を以て申出候通十ヶ年以前の處へ立戻り可申事

（島根縣、來島村文書）

第三　譜第奉公人制度の社會的進化

（イ）譜第奉公制度分化の方向

德川時代の奉公人は既述の如く譜第奉公人、小作奉公人、質奉公人、年切り奉公人、季節奉公人及び日雇奉公人の六種を數へ得るのであるが、此內最も封建的特色を帶ぶるものは譜第奉公人である。譜第奉公人は原則として主家に隷屬するのであるから身分關係に於ては主家の財產に當るものである。而して此制度の外形は封建下の君臣に似て居るけれども、然も亦封建下の主君と家來に於ては主君の方より經濟的の恩給を爲し、之に對し家來に於て忠勤を擢んづるのであるから、其間多少の雙務的關係が存する、然るに隷屬的奉公人制度は因習的に盲從すると云ふ方がよく當つて居る。然も此の隷屬的奉公人制度は既に其頃より多少づゝ社會道德に促されて漸次廢滅し又は改廢せられ行くを見た。斯かる社會現象を目して徂徠は「政談」に於て「今の世に市民の大なる患は……譜第者を使はざる故也。萬一國家に事有りて軍旅征伐の役に赴く時に此出替者何の用にか立つべき……願くは是を改めて、古代の如く奴婢をば多く使ふ樣にあらまほしきものなり」と云つて居る。徂徠の此言は家中の奉公制度に對する批評ではあるが、然も時代的進化は此等儒

者の意見に従ふよしもなく、譜第奉公の制度は却つて年と共に崩れ行きつゝあつた。

譜第奉公人が社會的分化を爲し行くには三つの經路があつた、一は譜第奉公人より小作奉公人に移る場合と、二は譜第奉公人が主家より全く分家する場合と、三は全く解放せらるゝ場合である。譜第奉公から小作奉公に移り更りたるものは所謂永小作人であつた。

余は曾て拙著「永小作論」に於て本邦永小作制度中の用益權慣行の小作を分ちて六種とし、其の一種として分與永小作なる種類を數へて置いたが、此の分與永小作は曾て家抱、庭子、内百姓等から分立して舊主家の土地を永久に作るべき權利を與へられ、其代り、年に幾日と日を定め、又は隨時に舊主人の家に對して勞働を提供するの制度たることを說明して置いた。（詳細は同書參照）

次に譜第奉公は又分家して單なる別竈を立つることがある、卽ち主家に奉公勤務する間に子供も殖え、子供の方は其父祖程に主家に對して恩義を感せぬやうになるから、自ら分立して別家を立つるに至るのであつた。此の譜第の分家のことを、阿波地方では小家（しょうけ）と云つて居つた。今左に「阿波藩民政史料」中より譜第奉公人が分家して小家を立てたる例を引く。

後々永代暇遣申證文之事

一、其方儀、我等譜第の下人に紛無之候處、年來忠孝仕くれ候に付、此度下人を離し、我等小家に出申處實正に候、依之、所の肝煎孫左衞門、五人組平太夫奥書證文遣申候、子々孫々に至迄毛頭違亂妨間敷、依爲二後日一暇證文如件

正德三巳年三月十一日

名東郡日開村　孫左衞門㊞

同　藤　助㊞

同村　丹六方へ

右孫左衞門藤助方より仕渡證文の趣、面々儀慥に致承知候、依奥書如件

日開村肝煎　彌左衞門㊞

同　五人組　平太夫

次に譜第奉公人が其身代金を賠償して解放せらるゝ場合もあつたことであらうが、實際には、當時の社會經濟事情に制せられ勞働市場が其村又は其地方に局限せられて居つたから、一度一定の主家の譜第として仕へ世間より賤者としての取扱を受くるに至れば、寧ろ同一家に永く奉公する方が生活の安定を保障する方便でもあつたから、特に事情の無い限りは其家を自ら離るゝよりも同一家に永く勤務し、偶々解放せらるゝことがあれば、小作奉公又は分家の如く事實上獨立の生活をなし得る丈けの財産を授けられて竈を別くる場合が多かつた。故に隷農的譜第奉公から直に普通の渡り奉公人となる場合は尠かつたことと思はれる。

同村　丹六方へ

（ロ）　譜第奉公の漸次的廢止と農業經營の變化

德川時代に於ても土地が財政經濟上の主體であつたことは言ふ迄も無いけれども、此時代に至れば貨幣流通の道大いに開け、同時に又城下町及び津港等の商業漸く盛大となつて、土地經濟の半面に於て貨幣經濟が並び行はるゝを見るに至つた。中世莊園時代に於ては各莊園内に於て土地を根據としたる自給自足の經濟が行はれ、莊園は武士と農とを兼ねたる大小の鄕士――豪族――が事實的の支配を行ひ、土豪の家には家來（卽ち奴婢）を使役して農業を營み、他の庄又は他國から物資を買入るゝと云ふが如きことは殆んど之れなき有樣であつたから、當時既に錢貨は若干流通して居りながら、貨幣よりも寧ろ其土地と、此土地を耕す農夫がより必要であつたのである。故に當時に於ては其身分低きか又は其實力乏しき者は勢ひ他人の家に隷屬して農耕力役に從ひ其の保護の下に生活せざるを得なかつた。當時各地方に於ける大小の土豪は卽ち地主にして之に養はるゝものは農夫であり、又小作人は耕作と兵力を兼ねた農兵であつた。實に當時に於ける農家の經濟生活の狀態は荻生徂徠の喝破したる如く[8]『武家知行所に居住する時は、家居には所の木を切て作り、米は年貢米を用ひ、味噌豆も處に生ずる、衣服は織て着る、衣食住に物入ること無く下々の切米も米にて取らせ、又大小衣服を許す時は、分限成百姓は皆家來となり、人返しをする時は奉公人他へ住むことならぬ故、皆地頭の家來となり譜代となる、左れば米を賣て金にすることは入らぬことなり』の如き有樣であつて、自己の勢力地内に農と兵を兼ねたる力役夫を養ひ、之をして耕さしめ、又は戰はしめたのであるが、此の莊園經濟も足利時代の中葉に至りて殆んど崩壞し、全國は一圓の地域を領有する群雄の支配下に入り、農兵の强勇なるものは皆主將に從ふて城下に集り、其跡には武器を拋棄したる農夫ばかりが群生することになつた。而して城下町に集中しなかつた此の地方有力の農兵は多くは居村に止りて後年の所謂舊族鄕士となり、其家には

尙ほ多數の奴婢を使役して農村經濟生活を續けたのである。夫の德川時代に至りても信州の伊那衆、美濃の多良衆等が多數の被官百姓を有したるが如きは其の適例である。然るに此等大農的形態を具へたる農村の舊豪家も德川時代の半頃より次第に其の農奴を解放して小作制度に改むるやうになつた。其原因としては德川時代に至れば最早豪農が前代の遺物に似たる奴僕を內に抱へ置く必要尠きに至つたのと、貨幣流通經濟が漸く發達して來た爲め、貨幣又は米を收納しさへすれば、其れで一家を支ふることが出來、澤山の農奴を家に使役して自作するよりも却つて利益であると考へ始めたからである、卽ち農村社會經濟が不流通的土地經濟時代より流通的貨幣經濟時代へ其第一步を踏み入れたることが知られるのである。更に又其頃より個性尊重の思想龍氣ながら社會の一角に萠し始め、以て曾て權門勢家が其の武力を以て驅使する事の出來た勞役者に對しても今は却て給金を支拂はねばならぬ世となつたので、大農經營の形式下に舊土豪が多數の奴僕を使役するの制度は自然に廢れて之を賃租するの制度たる小作制に更はるを見た。徂徠が「田舍の百姓へも御城下の風儀移りて面倒なることを嫌ひ、さつぱりとしたるを好む風俗になる、譜代は損なり、出替よしと了簡して、今は是も譜第少き故、大百姓も田地を殘らず手前にて作るには作男の數も入切米に物入とて、多は入作にして、手前にせぬことに成、是よりして小作百姓の方に奸曲出來して百姓惡けれども今は爲方無し」[9]と云へるが如きは當に其一端を語るものであるが、斯くして農奴農業制より解かれたる小作百姓は事實に於ては未だ全く解放せられたるものばかりでなく、夫の永小作制たる小作奉公のやうな半附庸的關係を維持し、社會よりは一種の賤民として視らるゝが如き有樣であつた。

舊幕府時代には小作者比較的不足なりしを以て、大農に在りては數十人の人夫を使役し數十町步の田面を自作せし者少からざりしも、地主は往々困難を感ずる場合ありしを以て、耕作不便の箇所には之を小作せしむる爲め家屋を新設して小作人に贈與し、小作人は「出百姓」と稱し之に移住して耕作を爲し、又地主は小作人に農具種子肥料代等を與へ之を優遇せし例ありき。(伯耆國、東伯郡)[10]

第四　奉公人の生活

(イ)　奉公契約

德川時代の村方奉公人は其種類に於て多種多樣であつたとすれば、其數多き奉公慣習の內容も亦隨て異同がある筈である、卽ち譜第奉公中には或は前代の傳統的のものもあれば、新たに人身賣

買又は借錢の身代金として永代の奉公人となりたるものもあり、又質奉公人に在りては年季を限り身を以て質權の目的としたのであつたから、此等の不自由なる奉公制度は、當時の社會慣習に拘束せられて主家に肉體を托するものであつたとするが至當であらう。而して小作奉公は奉公人自身が既に獨立したる家居を有し、小作料給付の一形式として地主の家に通ひ勞務に服するものであるから、是は一方から見れば奉公人制度であるけれども、他方に於ては小作制度の一面を示してゐる。何れにしても、右三種の奉公人制度は封建時代に於ける農村社會の隷農的慣習の遺存を示すものであり、又中世より近世的雇傭制度への過渡現象をも語るものであつて、契約勞働制としてよりも、社會的因緣の性質をより多く具へて居る。

而して奉公人が雇主に證文を入るゝは夫の質奉公や、前借金の支拂を受けたる奉公人に於て其例が無いではないが、是は雇主の方から既に奉公人の父兄に對して前渡金の交付があつたから、之に對する勞務の提供を確實にせしむる爲めに文書を徵するのであつて、普通の場合には文書を用ひずして、雇主の方より直接又は間接に村の知人や親族を通じて雇傭の約束を取り結ぶのが普通であつた。

（ロ）年切り奉公人の出替期

德川幕府は年切り奉公人に對しては其出替期を定めてあつた、江戸の出替期は元和元年頃から存し、毎年二月十二日と定め、後二月二十日となり、晦日となり、寛文八年十二月には三月五日と改められ、其後更に三月二十日及び八月十二日と改定せられたが[11]、是は主として江戸の家中及び町奉公人を取締り、兼て又當時年と共に漸く增加したる浮浪人の取締に便せん爲であつたが、各藩の村方に於ては其地方の慣習によりて出替期が定まり、或は毎年十二月二十七日を以て出替期とする處もあり（前顯奉公人請狀參照）、阿波國美馬郡地方の如く舊曆八月一日と二月一日の半期毎に奉公人を出替らしむる處もあり、又は前年の除夜に里歸りをなし、翌年の二月二日に主家に入り來ると云ふ處（豐後地方）もあつた。

日本歲時記二月二日の條（貞享五年）

國俗奴婢を求むるに、今日より來年二月二日までを以て期とす、京都にて三月五日より九月十日に至る半年を以て期とす、但し又質仕の奴婢は財をかりて年數久しく居る。

東都歲事記三月の條（天保九年）

四月五日奉公人出替り

今日僕婢舊主を辭して新主に仕ふ、江戸奉公人出代りの事、以前は二月二日なりしが、明

曆三年丁酉正月十八日の大火によりて、其年三月五日に出代りすべきよし公より御沙汰あり、夫より改りて三月五日になれりとぞ。

蓋し農村に於ては家中又は町方と違ひ、別に專門に之を業とする口入所があるでなく、從つて奉公人宿と云ふものもなく、(浮浪人と混淆せらるゝ虞もないから、其の移動を嚴重に取締る必要もなく、親類又は知人の口添によつて、雇主との間に約束が取り交さるゝことが多かつたのである。長門地方では毎年五月の田植時になると田奉公人即ち早乙女の勞働市場が開かれ、其市場に到り各村方から入用丈けの人頭を連れて歸るの風が今猶ほ行はれて居ると云ふ。(12)以上は農村に一種の公設勞働紹介所を開いた實例であるけれども、之を全國的に見れば斯くの如きは寧ろ異例の方であつて、多くは村内に於て銘々に契約を取り極められるものであつた。

又秋田平鹿郡地方にては毎年十二月十三日に人市と云ふものが開かれて雇人を雇主に分配するの制度があり、下總國千葉郡大和田町字萱田にても十二月十三日の鎭守祭に雇人の市が開かれ來り、明治三十年頃迄其の風習が殘つて居たと云ふ。(13)

十二月十三日、此月平鹿の郡の横手城外に人市と云ふ事あり、一季半季の奉公人市にて人其市をゆきかへりて、わがほしと思ふ價を定め約する事にて候、あたり近き里々よりも出てわたりて人をかゝゆる也(秋田風俗問答狀)

(八) 奉公人の給料

村方に於ける奉公人は當時如何程の給料を支給せられて居たか、又其種類及び支給額は何程であつたかと云ふに、之も當時の社會經濟事情たる農村農家の自給自足と云ふことを、時代の背景として觀なければ克く判らぬ。即ち德川時代に至り城下町や津に於ける經濟は既に若干貨幣經濟の域に進み、貨物の需要供給が流通的となつたけれども、在方に於ては尙ほ未だ閉塞的且つ不流通的にして、村の農家の經濟は多分に未だ自給自足の域より遠からざる有樣であつた。農家經濟が既に自給自足の有樣であるとすれば、其雇人たる奉公人に對しても自家に生產したるものを給與する、即ち現物給付の慣習の行はれたことは想像が出來る、例へば年雇の奉公人に對して米何石、日雇人に對しては米何升何合を給したるが如き其れである。而して一般的社會經濟が不流通的であつたから、甲藩の村から乙藩の村へ、又同一藩内に於ても村方から妄りに城下に出ると云ふやうなことは藩の法度を以て堅く禁じた場合が多かつたから、奉公人の如きも概ね一村或は一家に永く勤むることを餘儀なくさせられた、即ち勞働市場が甚だ狹小であつたと云ふ關係から、勞銀の如きも自ら低廉ならざるを得なかつた、今左に拙著『德川時代の農家經濟』中より維新前に於

ける農家奉公人の給料、種類及び額を例示する。

國名	男			女		
	年給	日給		年給	日給	
伊勢國飯南郡濁代村	二兩	二百文		一兩二分	百文	
三河國寶飯郡下地村	六兩	二百文		三兩	百文	
越前國坂井郡高椋村	米五俵	四文		—	—	
越中國礪波郡鷹栖村	四石	一升乃至一升二合		一石	三、四合	
陸奥國南津輕郡山形村	四俵乃至五俵	—		—	—	
羽後國由利郡平澤村	十貫文乃至十二貫文	—		七貫文乃至八貫文	—	
伯耆國東伯郡上灘村	三石	二升乃至三升		三石二斗	一升五合乃至二升	
肥前國山城郡	三兩二分	—		一兩二分	—	

右に示したる實例によりても判る如く、德川時代の農家奉公人（年切、季節、日雇）の給料は或時には米で支給され、或は錢で支給せられて居つたのであるが、一方奉公人に於ては、勞働の報酬を得ると云ふことよりも、主家に働いて「食はせて着せて貰ふ」ことが彼等奉公人心理の多分を占めて居つたことを忘れてはならぬ。

奉公人の給料の支拂方に付ては、既述の如く其約束分を前渡しする場合もあつたけれども、多くは年末即ち十二月二十五日とか、三十日とかの親元に歸る日に、一年間の給料を一度に與へらるゝのが普通であつた。

奉公人が給料以外に給付せらるゝものとしては、食料は別として、若干の衣服及び雜品があつた。盆と正月とに衣服の一反か二反、其れに下駄、足袋、草履の類を添へて與ふる慣習であつた。質奉公の場合に質取人が其質代金の外に「恩給」として別に一年何程と給金を支拂ふて居たのは（前顯質奉公人請狀參照）見方によりては質代金の追ひ增金と見られぬこともないが、事實は奉公當人に對する惠與の意味からであつたらうと思はれる。

（二）奉公人起居の一斑

德川時代の奉公人の起居の狀態に就ては之を二樣に分ちて觀察することが出來る、一は譜第奉公人や小作奉公人によりて營まれたる獨立世帶の生活、二は質奉公人や年切り奉公人や日雇奉公人等によりて營まれたる住込み生活である。

獨立世帶の譜第奉公人に在りては多くは其の主家の門前又は周圍に小家屋を建てゝ貰ひ、其中に獨立の世帶を營み、其の妻子眷族を擧げて主家の土地を耕作し又は其他の雜役に服するのであ

る、此種の譜第奉公人は一見した所では小作人のやうにも見ゆるけれども、其は唯獨立の世帶を持つて居ると云ふ丈けのことであつて、身分關係に於ては奉公人たることに相違ない。

若し夫れ日雇奉公と小作制度との中間に在る如き小作奉公に至つては其の社會進化の順序より云へば、譜第奉公に兄たり姉たるものである。此小作奉公に於ては小作料の代りに勞務を提供する慣行であつたことは言ふ迄もないことであるが、然かも過半の小作奉公制度は前代の譜第奉公制度が純小作制度へ進化し行く途上の過渡的現象として存在するものであつたと思ふ。故に小作奉公人は獨立世帶に加ふるに小作なる企業形態を併せ備へて居つたのである。茲に於てか日本近世の小作制度の進化の一過程としては、

世帶を持ちて主家に隷屬する　譜第奉公制度——世帶を持ち、獨立に企業し、小作料の代りに主家に勞働を提供する

世帶を持ち、獨立に企業し、小作料の代りに雙務契約により小作料を支拂ふ　小作制度

の三段階の存在することを知り得る。而して右譜第奉公人及び小作奉公人は獨立の世帶を有つて居るのであるから其家庭に於ては自由の生活を營み得たことであらうけれども、此種の農民は封建社會下の第三階級——武士——百姓——隷農奉公者として、其宿命的抑制を受けざるを得なかつた。卽ち彼等は一家を構へて居り、其家庭に於ては起居自由にして、親子兄弟の團欒を樂しむことが出來たけれども、足一歩屋外に出づれば、普通百姓よりも身分低きものとして輕蔑せられたのである。家庭に自由にして社會に不自由であると云ふのが、獨立世帶を有する譜第奉公人と小作奉公人の帶ぶる著しき生活現象であつた。

次に住込奉公人の起居はと云ふに、彼等は其主人を親方樣、親樣、大盡樣、旦那樣、等と云ひて、敬稱を使ひ、其身を以て主家に住み「晝夜の別なく」其主人の爲めに勞働を提供するのであるから、平生の生活が可也に不自由であつたことは言ふ迄もない。何れにしても、此等住込奉公人は當時の閉塞的なる社會經濟の下に於て其の主人より食物と衣服の若干を給與せらるゝことが奉公人の生活心理の大分を占め、其の給料の多寡の如きは寧ろ從たるものであつたと云ふことより類推すれば、當時の一般の奉公人が其の雇傭主より如何に農奴的待遇を受けて居つたかゞ判る。卽ち主人及び家族よりは女奉公人は普通「梅」とか「松」とか呼ばれ、男は「太郎吉」とか「權太」とか呼び拾てにせられ、食物は朝夕を通じて前回の殘り物位を宛てがはれ、家族の者は疊の上で食事をなしても、奉公人は土間の蓆の上ですまし、其寢室の如きも國々によりて差異があるけれども、普通二疊位の小室が設けられてあり、豐後の大野郡小野市村あたりでは之を「名子

部屋」と云ひ、越後南蒲原郡あたりでは之を「げや」と稱へ、其室は普通土間と茶の間の間に在つて、少しく高くしてあるから小さき梯子段の如きものが特に設けてあつたといふ。(14) 斯かる小狹き部屋を特に宛てがはれて居るのは謂はゞ優遇を受けて居る方であつて、一般の下男は厩の屋根裏(豊後では屋根裏を「つし」と云ふ)に寢起きをさせられたり、又は阿波の美馬郡地方の如く、厩の前面に番屋(ばんや)と稱ふる小さき室を特に設け、其下には秣草を貯藏する仕掛けをなし、年中此の番屋の中に寢起きするものもあつた。

奉公人に對しては夜間は大概夜業(よなべ)を爲さしめた。土間の行燈の光りの下で繩を綯はせたり、又草履や、足中や、雪靴や、草靴の類をも作らせた。農家の土間の隅に一抱へもある丸石を埋め、其上で毎夕方下男が槌で藁をとん〳〵と叩く音がすれば、其れは其晩の夜業の仕度をするものであつた。

奉公人を澤山使用する家では、奉公人の起居を規則正しくする爲めに、奉公人に一本の通し枕をあてがふ處もあつた、下野國那須地方の某大地主の家では、其作男に四寸角二間位の木材を枕として與へ、家の主人は毎朝此の枕木の一端を「コンコン」と叩きて作男をして一齊に眠を醒まさしめたと云ふ。(15)

男奉公人と女奉公人との性的關係は可也に解放的であつた。『備後から琉球に通ふ若旦那』と云ふ川柳は主人が奉公人に密通する場合を語つて居り、又

下女と旦那と喧嘩をすれば
旦那やさしや下女に呑まれて
熱い涙をほろ〳〵と

と云ふ俗謠(16)の如きは、同じく異性に弱き主人の一面を語り、又村方によると女奉公人でも雇ふてある家で無ければ、男奉公人の方で入り込まぬと云ふやうな氣風の地方もあつた。其れ程奉公人の性的生活が可也に自由であつた爲め、女奉公人に對する村の若衆達の夜這ひ話は隨處に聞かれたが、地方によりては却て女の方が男の奉公人に夜這ひする地方もあつた。丹後國では男奉公人を母屋と離れた牛小屋の屋根裏に寢させた爲めに、村の娘達が夜中に此牛小屋に通ふたものであると云ふ。

丹後但馬は女の夜這ひ
男後世(ごしよく)樂寢て待ちやる

と云ふ同地の俗謠(17)は、全く此の女の夜這ひする風習を謳つたものである。

次に、奉公人が人間であるからには、假令當時の社會慣習の下に卑下して窮屈な生活を營んで居ても、時としては主家に對する不平があり、又年季奉公の場合にあつては、其出替季節が近づくと、親里に歸る日を待ち焦れるのが普通の人情であつた。豐後の大野郡小野市村あたりで、女奉公人が師走の節季が近づくと、

二十五日が早よ來りやよいに
　禍のきものに繻子の帶

と歌つたと云ふのは、奉公先きを嫌ふと云ふよりは、生れた親の里の戀しい女心の優し味が現はれて居る。併し、其奉公する主家が奉公人を酷使するとか又は餘り粗食を與へたりすると奉公人が自然と主家を怨むやうになる、斯かる心理は阿波の美馬郡地方の棟梁や「いとはん」の口にする

旦那大根たね
　奥樣なたね
一人娘が蕪たね

と云ふ俗歌(18)の中に表示せられて居る。

農家奉公人の中にも階級はあつた、奉公人の頭を或は鍬頭、頭男、上女（カミオナゴ）と云ひ又は人夫頭と稱へ、其の指揮によつて農園の作業や屋内の雜用を監督せしめた。鍬頭は奉公人中に在りても相當の腕利きで在るから、其給料の如きも、普通の奉公人よりは高く、磐城國あたりには「七兩二分の鍬頭」と云ふ俚諺さへあると云ふ。

（ホ）　奉公人に對する取締

奉公人階級の外部的關係として語るべきものは一二にして足らないが、其の最も主要なるものは法制上にては、(一)奉公人と宗教法、(二)奉公人の生活制限、(三)奉公人身元保證に關すること、及び(四)給料並に休日に關する取締であり、社會經濟上にては田舍社會から都市に向つて奉公人の流出する現象であつた。

今法律上の禁制より述べんに、宗教法としては德川幕府が耶蘇教を嚴禁して居つた關係上、其天領、私領を通じて村々の百姓に對する宗門改め、卽ち宗旨の調査が頗る嚴密を極めて居つた。卽ち夫の養子や嫁の婚姻に先だちて出生地の庄屋、名主が宗旨について保證をしたり、又旦那寺の和尚が宗門帳の寫を當人に與へて其身元を證明したと同じ樣に奉公人を他村に遣す場合にも、其父兄は勿論、居村の庄屋、名主に於て宗教上の身許保證を爲さねばならなかつた。雇主に於ても其の身元の保證あるにあらざれば、其奉公人を抱ふることを承諾しないのが普通であつた。是

は徳川幕府が慶長十九年以來耶蘇布教の事を嚴重に取締り、各藩又其の藩法により之を承け繼ぎ、更に各村落に於ては五人組制度に於て此法の遵守を期した。斯くて奉公人は二重三重の法制上の取締を受け、必ず或る佛教寺院の壇徒たる證明を庄屋、名主に於てなすことが必要とせられたのである。

享和二壬戌年人別宗門御改帳中

眞言宗御領分磐城郡下戸田村

長勝寺旦那

下男

源右衞門

右者御領分同郡同村より召抱寺請狀取置申候

（高木誠一氏所藏）

奉公人は普通の百姓よりも社會的地位が低いものであつた關係上、日常の生活に於て特に上司から制限せられたる向きもあつた。蓋し徳川時代に於ける一般の農民は社會經濟上の生產階級であり、此の階級の農業生產に依頼して初めて武門の財政經濟が維持せられたのであつたから、百

姓をして極度の節約と勞役を爲さしむることは封建經濟を維持する上の唯一の政策であつたのであるが、農民中の勞働階級たる奉公人に對しては階級制度本來の政策として更に其生活制限を爲すことが必要と見られたのである。

一、無田奉公人は羽織傘取候儀不二相成一旨、天明年中申付置候通り差留申付候事

此内婦人傘の儀御願申上置候間、追而御沙汰可レ有レ之事（出雲國飯石郡來島村文書）

幕府法及び五人組法により何人も奉公人の請人には濫りに立つてはならぬとの取極めを爲し、是非共請人に立たねばならぬ場合には其の者の身元を克く調べた上、下受人を取り、其上にて爲すべしとのことを定めたのは、夫の所謂渡り奉公人が社會の綱紀を紊すかも知れぬと觀られた結果であらうが、各村落の五人組帳にも亦此事を明かに定めてあつた。

一、男女奉公人の請に猥に立申間敷候、若立候はゝ其者の國所親類等承届下受を取、請人にて相立可申候、無下請猥に請人に相立候はゝ何樣の曲事にも可被御仰付候事（徳川禁令考、第五帙、第二百七十九頁）

一、奉公人之請に立儀親類緣者好身之者は格別、其外はむさと請人に立申間敷候、子細有之他人の請に立候節は庄屋へ相斷、庄屋方に而帳面に記置可申候、左樣の儀無之却而及出

入候はゝ、當人庄屋迄越度に可被仰付候（穂積陳重、「五人組法規集」第二百四十二頁）。

又當時の農村奉公人中には給金の增額又は休日の增加を主人に申出で、隨つて農村の生產力を減退せしむることが尠くないとのことで、斯かる申出をなすことを禁止し、且つ雇人の休日を藩廳より公定したる場合もある、左記鳥取藩の文書は此事實を明かに示して居る。[19]

寛政八丙辰年御條目

一、近年奉公人心得違、高給を望、其上所により前々より之無休日を申立、不法之儀有之樣に相聞、不屆之事に候、右等之儀續候は自然作力おとり、風俗惡敷なり、困窮におよび候、昔より御法第一にて候、依之此度改休日定め被仰出候間、急度可相守、以後心得違御定之外に主人へ休日を願ひ、其上我儘有之候はゞ、可申達候御取調之上急度可被仰付候

附り奉公人病氣に事よせ、不奉公いたし、或は休日を申立、主人閨屆不申候はゝ病氣と申引籠、或は途中にいとまを遣し候得ば、給米割之通立返し不申、又は延引に及び候類相聞不埒之儀、急度相改可申事

年中休日御定

正月　六日、二日、三日、七日、十五日
二月　朔日
三月　三日
四月　朔日
五月　五日　外にしろみて一日（挿秧完了祝日）
六月　朔日
七月　七日　十四日、十五日
八月　朔日
九月　九日外に其次の氏神祭り並に十七日
十月　いの二一日（ゐの子の意）

此外三月より十二月までの內月々定日なく、一度宛申合せ庄屋より相觸やすませ可申事

右之通此度御取調之上、むかしの休日をまし、定日被仰付候に付、急度相守可申候

（イ）農村經濟と奉公人の流出

余は本篇に於ては專ら農村農家に行はれた奉公人制度を觀察せんとするのであつて、家中奉公

及び町方奉公人のことに就ては言及しないことに限定してあるのであるが、然かも茲に農村より觀れば外部的關係には屬するけれども、當時農村より男女若者が城下町に流出して奉公人となつた經濟事情に就て一言する必要がある。蓋し、村内に於ける奉公人の雇傭關係は寧ろ個々の事情と志望によつて起つたものであるけれども、各村落より集團となつて若者が江戸其他の城下町に奉公人として流出したことは農村社會の向都的潮流であるから、之を外部的關係として觀るを可なりとする。

德川時代に於ける農家の經濟は一には人的關係たる武門よりの誅求と、二には自然理法たる旱魃、早冷、蟲害、霖雨等の爲めに屢々凶作に陷り、爲めに農家の疲弊に陷ること甚しく、殊に東北地方に於ては早冷の爲めに屢々飢饉に遭遇した。斯かる度毎に奥州地方の村方よりは若き男女が飢餓より免れん爲め續々として他國の城下町へ流出して奉公口を求めたものである。然るに村の若者が家中奉公や、町奉公に出れば都會の浮浪ものを增し、村中の耕地が荒廢に歸し、年貢の徴收高が減少するので、各藩に於ては勿論、幕府に於ても極力村の若者の都會流出を阻止しようとしたのである。

安永六酉年五月二十六日

奉公稼之儀に付御觸

近來在方村々之者共耕作を等閑に致し、却而困窮等の儀申立、奉公稼に出候者多く、所持之田畑を荒置候類有之由相聞不埒之至に候、以來村高人別割合何人迄は奉公に出候而も殘り人數にて耕作は勿論村方の差支無之候哉を村役人共相糺、實に無據子細にて奉公に出度旨相願候者有之候はゞ右割合の人數迄は村役人共承屆、年季を限奉公に出候樣可致、若村方の差支も不顧、奉公に出、持田畑を荒候儀等有之候は、當人は勿論、村役人共越度たるへき者也

右の通御料は御代官、私領は領主地頭より可相觸候

（德川禁令考、第五帙二百七十九頁）

天明八申年十二月

奉公稼の儀に付御觸

陸奥常陸下野國村々の儀御料私領共近年及困窮、別而去る卯年凶作以後は人數も格別に相減、耕作も行屆兼候趣に相聞、畢竟人少よりの事と相聞候間、右三ヶ國之內人數不足に而手餘荒地等も有之場所よりは以來奉公稼等に不出、然共他國へ奉公に出候而も其村人數不

足にも無之耕作の障にも不相成分は御料の御代官、私領は領主地頭へ相願、吟味之上承届、何國何郡何村誰儀奉公に出候儀差免候旨之添狀相渡、右添狀は江戸人宿江致持參、人宿より町奉行江差出候積に候間、添狀之案町奉行江差出置候樣可致候、尤御料私領共奉公に出候人數壹ヶ年限り改置、何國何郡何村誰儀奉公稼に出度旨相願候に付、添狀相渡候段缺落いたし候者名前共取調翌春に至り御代官領主地頭より御勘定所江可相屆候

一、御料所村々の內人數少に而手餘荒地等有之村々より他國江出奉公稼等致し候ものは年季明の節は歸村爲致、尤貧窮之者にて農業難成ものは糺之上、御手當被下候積、且輕罪のものにて是迄其村々に不差置者之內にも其村々の害に不相成もの歸村の儀、村々一同相願候類は猶又糺之上歸村爲致候積候間、私領村々にても右體の類歸村爲致度存候分は得と吟味の上、御料は御代官私領は領主地頭江可願出候、右の通陸奥常陸、下野國御料私領に而取計右の趣村々にも可申渡旨不洩樣可被觸候

（德川禁令考、第五帙二百八十一頁）

卽ち當時既に社會經濟上に於ては土地生產による封建經濟が漸く困難に瀕せんとして居つたのに加へ、飢饉天災が突發すれば、爲めに土地の荒廢を來し其地の村方人數を給養することが出來ずして、貧家の子弟は村內の裕福者に奉公口を求めんとしても其望みを達することが出來ず、遂に男女相踵ぎて城下に流出したのである。此人口移動は農民を土地に緊縛することにより漸く之を維持するを得べき土地經濟組織を破るものであるから、幕府や各藩は力を極めて之を阻止せんとしたのである。

第五　村落文化に對する奉公人の寄與

封建社會の下層に隱れながら、抑制と冥暗の裡に勞營し居たる人民の功績は概ね時の社會の批評に上らず、隨つて後世の記錄に殘らぬのが常であるが、今德川時代に於ける農家奉公人に於ても同樣の事實が存在する。彼等は或は譜第奉公として、小作奉公として、又質奉公として隷農的奉仕を其主家に致して居りながら、彼等の功績は當時の社會からは殆んど問題にせられて居らぬ、況や年切り奉公や季節奉公の如きは、其が多分に契約勞働にまで進んで居つた爲めか、尙更世間から感謝せられぬ傾があつた。隷農的奉仕には片務的勞働の提供が伴うたのであるが、時の社會が之に對してまでも左程感謝の意を表示して居なかつたとすれば、「物」の對價として提供せられたる契約勞働に對して經濟的貢獻を讀へぬのは、寧ろ其時代の群衆意識であつたか

も知れぬ。奉公人の實生活が記錄となつて今の世に傳はつて居ないのも此の邊の事情からではあるまいか。乍去、奉公人が如何に當時の農村社會、殊に其主家に對して經濟上の貢献をなして居たかは、今更呶々する迄もなく明かなことである、世に所謂「忠僕」が其主家に對して絶世の忠勤を抽んでたる話は姑く之を別とするも、當時の一般の農村奉公人が主家の爲めに經濟上の寄與を致したることは實に大なるものである。

奉公人の貢献を讃へぬ當時の村方の上級者も、此等奉公人なくしては一家の切り盛りの出來ぬ場合があつた。故に神や佛に念願を籠めて好い奉公人を得たいと信仰することも行はれた、出羽の羽黒山の麓にお竹の如來樣と云ふ參り所がある。其處に籠つて信心すれば、忠勤なる奉公人が得られるとて奉公人の求人者が克く參詣したものであると云ふ。其堂の內陣に『有難や、光と共に行末は花の臺にお竹大日』の詠歌があると云ふのは、(20)德川時代の奉公人の爲めに聊か氣を吐くものである。

奉公人は日常其主家の生產經濟を助ぐる外に其家人又は其村の文化に對して隱然尠からぬ貢献をなして居る、先づ其主家に對する非經濟的寄與から云へば、彼等は其村の每日の出來事に就ては大小の情報の齎し人であつた。家の主人や主婦が多く屋內に引き籠つて村の事情に通ぜぬのに反し、奉公人は通常外に出でて勞働や雜事に使用せらるゝから、多數の村人と附き合ふ機會が多く隨て村の大小の出來事を耳に入れ、夕方家に歸つて家人に報告することによりて家の主人は居ながらにして村の事情や出來事を知ることが出來た。

奉公人は又農村文化交流の媒介者であつた、何村の誰れ方に何病に利く名藥があるとか、或は又隱れたる素人の名醫があるとか云ふやうなことは大概家に使はるゝ奉公人によりて進言せられた。奉公人によりて齎らされたる名藥、名醫が、其の村に種を下して其處に第二の名藥、名醫が生長して殘り居る話は今日でも各地に克く聞くことである。

更に又特殊の遊藝や、歌詞が奉公人によりて村に運び込まれ、其れが村に根を下して後年村の名物となつた話も珍しからぬ奉公人の文化貢献史の一端である。此他奉公人が他地方から變つた作物の種子や苗木を携へ歸り、其れが村中に廣がつて村の農業生產を助けた話の如きも各地の民談として今に村人の間に傳へられて居る。

奉公人でも使ふ位の家では可也に澤山の年貢を上納したことであらうが、此の年貢米を牛の背により、又は人の肩により御藏に運搬したものは奉公人であつた。丹後の國邊では年貢納めの爲め特に牡牛を飼育し、此の牡牛を使ふ爲めに男衆が雇はれたが、明治維新後、年貢が金納に改ま

つてからは、男奉公人が其姿を隱して仕舞つたと云ふ。(21)

要するに交通不便にして、孤立的なる村落社會に於て各種の奉公人が小にしては主家の生産經濟を助け、大にしては農村文化の交流と發達に寄與したることは著しい社會經濟上の事實である。殊に譜第奉公や、質奉公の如き隷屬的奉公人を使役したる家々に在りては、一家の經濟は全く此等奴僕の勞働によりて貢がれたと云つても過言でない程であつた。

第六　明治維新と奉公人制度

明治維新は庶民に對する武士社會の抑壓の解除であつたが、其解除の順序としては先づ明治二年六月藩籍奉還と共に一般庶民の上に行はれ、更に其後明治四年九月に至つて特殊民たるエタ非人の上に行はれたのであるが、今、奉公人制度が明治維新の至ると共に社會、政治、經濟上に於て如何なる變化を受けたかと云ふに、元來奉公人階級が寄食的生活を營みたること、彼等が時の社會より冷遇せられたることに於て賤者たりしことに相違はなかつたけれども、然も此の奉公人に對しては幾多非人に對する如く其の制度上に於て特殊待遇をする必要はなかつた。德川氏はエタ非人に對しては其取締に於ても、保護に於ても特別の法度を以て之を律したけれども、溫順にして同化

力に富める社會の弱者たる奉公人は全く上級社會者の指導に任せ、唯奉公人が封建制度の弛緩を來すべき場合に限り其の大綱を定むると云ふ位に過ぎなかつたから、封建制度の崩れたる明治維新に際しては奉公人は一種の賤者でありながら、政府はエタ非人に對するが如き解放命令を下す必要は見なかつた。換言すれば、封建治下の低卑階級として特別の取扱を受けたるエタ非人等は封建制度の解體と共に新たに行政命令により之を解放する必要があつたけれども、經濟事情の下に成り立ちたる奉公人を新たに政治的に解放する必要はなかつたのである。卽ち當時、舊來の奉公人は諸他の社會經濟事情の變遷に連れて變り行くに任せ、必要あるに際して之を指導すれば足ると云ふ程度に考へられて居つた。又事實上奉公人は當時の社會變動に誘はれ、爾來年と共に面目を改めつゝあつたのである。

而して漸次的にもせよ、維新後の社會經濟の變遷が奉公人制度に及ぼしたる影響は如何と云ふに、曾ては封建的特色を最も多く帶びたる譜第奉公、質奉公並に小作奉公の形態が如何に變化したかは特に注意して見る必要がある。蓋し此種の奉公人は封建下の社會的指導の下に發達し來つたものであるから封建制度の崩壞と共に自ら其影響を受くべきことは自明の理であつた。卽ち譜第奉公は或は小作奉公に變り、又質奉公は禁せられて實體を失ひ、舊來の小作奉公制度も漸く止み

て物納小作制に變り行くを見たが、他の奉公種類たる年切り奉公や、季節奉公や、日雇奉公は既に封建時代に於て近代的なる契約奉公制度の實質を備へて居つたものであるから、維新の際に於て俄に著しい影響を受くる餘地の有るべき筈がない。

然らば實際に於て譜第奉公や小作奉公は明治維新と共に如何に變化したかと云ふに、譜第奉公人の或者は維新後に至り舊主家の土地を專耕する小作人となつた。蓋し譜第奉公人は其名に於ては奉公人であつたけれども、事實は既に獨立の世帶を持つて居つたのであるから、明治新社會到ると共に、彼等が主家より分離して獨立企業者たる小作人に變るには最も都合よき條件を具へて居つた。左れば明治初年地租改正の行はるゝと共に、各地方の名族中、其家に名子、被官、抱百姓、家抱等の名の下に使用して居つた譜第奉公人を小作人に變へ、之と同時に自分持地の若干を割いて彼等に小作せしめて經濟的獨立を認め、且つ舊主家より若干の物的給與をなす代り、小作人は尚ほ若干の勞務提供をなすことに定められた。卽ち譜第奉公が變つて小作奉公になつたのである。想ふに當時譜第奉公人の悉くが一躍直に純小作制に變らずに、中間過程の小作奉公制度に變つたのは、急突なる經濟的解放を避けたものであつて、農民社會の漸進的法則に隨ふものであつた。今左に維新後譜第奉公が小作奉公に變りたる事例として小作證文例を掲ぐる。(22)

約定書

一、宅地一畝二十歩（字庵ノ下）

一、但シ賣買堅相成不申定

一、米三斗六升也

諸普請並に諸使等被雇料、毎歳年貢米御取立の節被下候定

一、米一升也

御雇ノ節一日分飯米但長日（夏日ヲ意味ス）ニハ二合增ノ定

一、米五合宛

毎歳十二月三十日三歳ヨリ六十歳迄男女共歳末爲祝被下候定

一、製鹽

元普代二十七戸分漬物分三俵被下候割合

メ――――

右私儀往昔より貴殿譜代にて尺寸の地所も無之候處、今般地所御檢査租稅御改正相成、及明治五年戸籍獨立に相成候に付、格別の御取扱を以て前顯五ッ口御授與被下千萬有難奉存

候、就ては此後御耕地ハ勿論、山林ニ到る迄御益の筋屹度相守並諸普請諸雇等従前の御家格の通り御申付の義ハ毛頭違背仕間敷候、萬一違背仕候ニ於ては、御授與の宅地券證、米鹽共御勝手次第御取揚被下候共、聊も異議申間敷候

且ツ此米は御上様　地租並に租稅御改正ニ相成格別米入高相減シ候節は御規則ニ從ヒ貴殿仕法御立被下旨御定ノ趣承知仕、是又毛頭相背申間敷依テ爲後證受人證人連署を以て一札如件

第十大區小四區時國村二千四百八十番

明治八年六月

本人　上野　家兵衛

受人　上野宇左兵衛

證人　上野　三五郎

時國甫太郎殿

次に質奉公人は如何になつたかと云ふに、明治維新後に至り四民平等を布告せられてからは、貨幣の代りに人身を財物として取扱ふやうなことは新社會の慣習としては全く其影を潜めたが、

明治新政府に於ても屢々人身賣買の禁令を發して居る、殊に明治八年八月には、

金錢貸借に付人身を書入にするを嚴禁す

などの布告を發して居る。[23]故に此頃よりして、舊來の質奉公制度の如きは自ら廢滅に歸せざるを得なかつたのである。

小作奉公制度は維新後に於ても尚全く改廢せらるゝに至らず、一種の小作慣行として各地農村に殘存するを見たが、此は他の奉公人制度とは違ひ、明治に至りても尚ほ勞働市場の地理的制限を受けた小作人が現物を以て小作料を支拂ふよりも勞力を提供する方が有利であり、又地主の方に於ても舊來の譜第奉公に似たる此の小作慣習は自家の社會的地位を居村に保つ上に於て重寶なる慣習であるから、明治後半期に至る迄も尚相當に行はるゝを見た、卽ち各地の小作慣行に「作リ子」、「門屋」、「被官百姓」、「名子」等の名稱の存在するのは、[24]上記の歷史的事實を語るものである。

斯の如くして德川時代の奉公人中譜第奉公、質奉公及び小作奉公は夫々各時代に相應の變化を遂げ又は順應して今日に及んで居る。唯年切り奉公、季節奉公及び日雇奉公は既に前代に於て相當に進步したる形態の雇傭制度であつたから、明治維新に際して社會變革の影響を受くる餘地は

多く殘されて居なかつた。

括言　農村勞働制度の社會史觀

以上數章に亘り、余は德川時代に於ける農村の奉公人制度に就て縷述を試みたのであるが、一律に奉公人とは云ふものゝ、其中には譜第の奉公人あり、小作制度としての奉公人があり、質權の目的たる奉公人あり、又近代的契約制度たる年切り奉公、季節奉公及び日雇奉公もあつた。譜第奉公には住込奉公と獨立世帶の隷屬奉公があり、又小作奉公は悉く獨立の世帶を持つ百姓達であつたが、此他の質奉公人や、年切り奉公人は皆住込奉公であり、季節奉公や、日雇奉公は時に或は住込であり、又通勤奉公でもあつた。

譜第奉公、小作奉公及び質奉公制度は最も多く封建的特色を帶んで居つたが、其中にありても譜第奉公人制度は封建制度を背景として見なければ、其實相に觸るゝことの出來ぬものであつた。譜第奉公人は中世農兵時代の土豪に使はれたる農奴の名殘であり、其が中世末期兵農分離の時代に際し夫れ農村を退轉して城下に集中したる兵將に隨行した者は德川時代に至りて家中奉公人となり、又は漸次解放せられて渡り奉公人に更へられ、一方農村に殘留したる舊土豪は農村在住の鄕

士兼地主として舊來の農奴を庭子、家抱、被官等の名の下に抱へて居つたのであるが、此等の隷農關係は年月の進むに連れて或は廢止せられ、或は小作制度に更め、更に又一方に於ては年切り奉公人の居据りや、人身賣買やによりて其系統を異にしたる譜第奉公人が新たに生ずる場合もあつた。

小作奉公制度は當時新たに設定せられたる勞働制度と云はんよりは、譜第奉公制度が純小作制度へ進化し行く過程の現象と見る方が適當である。而して小作奉公制度は既に德川時代に於ても漸次物納小作制に改められたが、其若干は明治維新に際して改廢せられ、極めて小部分のみが、明治時代を經て大正、昭和の今日迄も其片影を田舍に止むる有樣である。而して人身を財物として扱ふたる質奉公制度の如きは明治維新と共に全く廢止せられ爾來雇人制度としての形態を失ふたから、農村勞働制度としては最早其の片鱗をも認め難き狀態になつた。若し夫れ年切り奉公や、季節奉公や、日雇奉公は人倫抑制なる封建制度の社會慣習の下に於て早くも雙務關係の下に結ばれた勞働制度であつたから、此制度は謂はゞ封建治下に於て近代的自由契約制が採用せられたとも見るべきものであり、隨て維新後に至り其形態上に著しき變化を及ぼす餘地はあり得なかつた。

斯の如く德川時代に於ける農村勞働制度は其の形態に於て區々であり、又其が進化の上に於て行き方を異にして居るのであるが、其根本の原因は封建社會下の地理的獨立と、經濟的閉塞に在

る。卽ち德川幕府は中央集權的組織を以て列藩を駕御しては居たけれども、其の統率力は唯一二の局面に止まり、大體に於て各藩は一個の獨立國の如き外容と實質を具へ、又藩内の村落自身に於ても自給自足の經濟を維持して居たから、農村社會の經濟は不流通的であり、隨つて下層農民の勞働市場は其村又は其近在に限られ、甚しきは其仕ふる主家を除いては勞働の賣れ口を見出し難き場合もあつた。斯かる事情よりして譜第奉公制度の如きものが、農村社會の一角に永く存在して居たのである。然るに當時既に一方に於ては流通經濟を原則とする貨幣が、城下町を中心として各地に漸く行はれた爲め、貨幣や米を取得することを目的とする契約奉公制度も亦農村農家の間に行はるゝに至つた。

德川時代に於ける村落社會の最上級者は在鄕の武士及び村役人であつて、平百姓の上に位して居つたから、奉公人は村落社會の謂はゞ第三階級であつた。而して當時の奉公人中、譜第奉公人は一個の賤民として社會より輕蔑せられて居つたが、其他の奉公人は低層階級としてよりは寧ろ社會の弱者として時の社會から憐憫の情を以て見られた。此點より見れば、同じく農村社會の下層者ながら奉公人は夫のエタ非人の輩とは著しく其趣きを異にする、卽ちエタ非人の中には其の經濟的實力に於て優に一般社會人を凌ぐ程の者があつても、社會から賤民としての待遇を甘受しなければならなかつた。故に農村奉公人階級は其人の一代又は次の代に於て賤者たる社會的地位から脫却することが出來たけれども、封建法によりて公定せられたるエタ非人の賤者は永久に世間の劣等族として見下されざるを得なかつた。

何時の世でも社會結合の重要なる原動力は經濟である、優者が生活資源たる物資又は貨幣を劣者たる一方に給付し、其の給付によるにあらざれば生活物資を得る途なき場合には、被給與者は給與者の前に平伏低頭する。奉公人制度に於ても、隷農的關係の下に在る譜第奉公人は克く其の主家に對して忠順であつたけれども、其れが小作形態を具ふるに至つて「小作の奸曲」が始まつたとは徂徠の語る所であるが、斯るは當時寄食生活より自立生活に進みつゝあつた農民間に於ける唯物的思想の流れの顯現である。

農村社會は其變遷の漸進的であることを特色とする故に、德川時代に於ても雜多なる形態の奉公人制度が其形を異にして諸處に混在するを見た。而して奉公人制度の一部は德川時代に於て既に分化を始めて居たが、其分化の流れは明治維新の際に完成せられず、後、六十年を經たる今日迄も尙存續し居るやうな有樣である。

農村社會は數層の階級により積み上げられて居たけれども、之が科學的觀察を下すに際しては、

唯單に一體としての階級ばかりを主觀することによりては、其の時代の社會の全局に觸るゝことを得ぬ、奉公人制度に於ても亦當に然りであつて、奉公人の上にある一般農民及び農民の上の鄉士地主や、村役人の何者なるかを吟味し、同時に又其時代の經濟制度たる土地慣行をも併せて觀察することにより初めて其が眞相に觸るゝことが出來るのである。殊に小作制度と奉公人制度の折衷制とも云ふべき賦役小作制たる小作奉公に於て然るものがある。

奉公人は當時の社會の最弱者ではあつたが、而も此等弱者の手によりて農村農家が如何に大なる文化的寄與を受けたものであるかは、後世の學徒、殊に文獻考證に特立する土俗學によりて記述せられねばならぬ。斯かる追憶的感懷の念が起らずしては、既往の積層階級の最下位にありた農村奉公人に對する史的觀察の興味は起り得ない。

附註

(1) 中田薰「王朝時代の莊園に關する研究」(國家學會雜誌第二十卷第九號)
喜田貞吉「近世まで保存せられたる家人奴婢制度」(民族と歷史、第二卷第四、第五號)

(2) 農務局「信州伊奈の被官百姓」
吉田東伍「創設日本史」(第六卷五二—五三頁)

(3) 伊地知季通「薩隅日田賦雜徵」

(4) 明治三十五年松江稅務局「島根縣、鳥取縣、小作慣例調査書」

(5) 福島縣石城郡、草野村北神谷、高木誠一氏所藏

(6) 大阪府、泉北郡、深井村、大字深井、外山親三氏所藏

(7) 高木誠一氏報

(8) 「日本經濟叢書」第三卷四二七頁

(9) 同上 三七二頁

(10) 「島根縣、鳥取縣、小作慣例調査書」

(11) 豐原又男「勞働紹介」

(12) 有元英夫氏談

(13) 高木誠一氏報

(14) 外山曆郎「越後南條三鄉談」

(15) 白相義夫氏報(當時東京商大學生)

(16) 「日本民謠全集」四三八頁

(17) 京都府中郡、三重村、永濱字平氏報

(18) 福島章氏談(德島縣美馬郡出身)

(19) 鳥取縣小作官、梅原千松氏報

(20) 高木誠一氏報

(21) 永濱字平氏報

第八篇 德川時代の農村奉公人

(22) 石川縣鳳至郡、柳田村、時國、時國甫太郎氏藏（小林平左衛門氏採集）
(23) 「日本社會事彙」
(24) 農務局「小作慣行に關する調査」

本篇の根本材料として福島縣石城郡草野村高木誠一氏、並に鳥取縣小作官梅原千松氏、滋賀縣縣吏編纂主任牧野信之助氏、大阪府泉北郡深井村外山親三氏及び農林省小作官小林平左衛門氏惠贈の史料を採錄し得たことに就ては深く感謝の意を表する。又全國各地の土俗に就ては右高木誠一氏及び京都府中郡三重村永濱宇平氏其他多數の知友諸氏より懇からざる援助を受けた、茲に併せて感謝の意を表する次第である。

第九篇　德川時代の農村凶荒

緒言

此小篇に題して德川時代の農村凶荒と云ふは取りも直さず其時代の飢饉である。此飢饉の爲に耕作者たる農民は勿論、城下の町人並に武士階級に至るまでが非常に苦悶し、又は餓死し、以て其時代の社會を混亂に陷れ、そして其混亂したる社會——農村社會——町人社會——中より若干の義民や義官が出て、大衆飢民の爲に善鬪したること及び、其時の政權支持者たる領主や代官が臨機對應の策を施して飢民の急を救ふた顚末を大摑みに叙述して見たいと思ふ。德川時代の農村凶荒たる飢饉史も亦封建制度の範疇を脫することが出來ぬ。此時代の一大特質たる社會組織の孤立的、割據的なること及び生活必需品の有無を媒介する貨幣制度が未だ充分に完備して居なかつたことを考慮に置いて觀察するを必要とする。斯る時代的背景の前に德川時代の飢饉史を描寫することにより、始めて今日——大正、昭和——の所謂「豐年飢饉」とそれが何程に相違するかゞ明瞭となるのである。

第一　徳川時代に於ける農村凶荒の意義

徳川時代に於ける農村凶荒の主要なる原因は、天候不順又は病蟲害の爲に作物不熟し、又は喰害せられて食糧の缺乏することに在るのであるが、更に此飢饉を誘起したる當時の社會經濟事情としては交通の不便と貨幣の流通が圓滑に行はれなかつたことを數へねばならぬ。蓋し當時に在りても交通の便あり、貨幣經濟が圓滑に行はれて居たならば、縱令一地方の農村が凶作に襲はれても他地方の産物を以て融通することが出來た筈である。然るに實際に於て德川時代の日本は世界に對して封鎖經濟裡に置かれたるばかりでなく、國内は三百有餘の大、中、小藩に別れ、各藩は其接壤せる隣藩とさへも交通することを避け、其國境に番所を設けて自藩の産物を藩外に移出し、又は他藩の産物の移入せらるゝことを嚴重に監督するのみならず、藩によりては此番所に於て一種の關金稅を徵收するものさへあつた。斯る列藩の政治的孤立性ありたるにかてゝ加へて、當時の交通殊に貨物運送制度は甚だ不完全なるものであつた。我國は幸に四面海に圍繞せられて居たから、沿海の諸藩は其海運を利用して他藩と物産の交換を行ひ得たけれど、其便を有せざる山國に在りては、貨物の運輸は凡て馬背又は人力に依らねばならなかつた。彼の信州、三河、上野、甲

州地方を縱横に縫ひたる中馬制度の如きは「陸舟（をかぶね）」の別名を以て知られたる如く[1]、中山道地方の物産を馬背もて東海の諸國に運び、同時に此地方の海産物を山間に移入する爲の重要なる役目を果したものであるが、之とても當時の社會經濟に流通性を帶ばしむるには尙甚だ不充分なるもので あつた。斯くして德川時代に於ける一般經濟——各藩の財政並に民間の私經濟——は一に農民の主産物たる米穀の多寡によりて支配せられ、其土地に米の生産豐饒なれば其藩の財政は勿論、庶民階級の生活安定し、少くとも其生命丈けは保障せらるゝのであつた。

斯の如く德川時代の社會經濟は流通性に乏しきものであつたが故に、一朝或地方の作物が凶荒に陷れば、縱令其處に何萬兩の黄金が蓄積せられてあつても、人々は遂に餓死せざるを得なかつたのである。故に德川時代の諸學者も說をなして、山なす金銀財寶は畢竟一粒の米に及ばずとし『衣食住の三つは世に立つ要用なれども、三つの第一は食なり、金銀は世の寶なれども、飢て食ふべからず、珠玉貴けれども、凍て着るべからず[2]』と論じて居る。今之を實際に就て見るに、凶年飢饉の際には如何に大判小判を持て居つても結局それは寶の持腐れたるに過ぎなかつたのである。『或里に有德の農家ありて金銀多く貯へたれども、糧の蓄へなく、心細き折柄、旅僧一人止宿を乞ふ儘一夜の宿をなさしめ、終夜物語をせしうち、糧なくして飢んとする事を敷き語りしに、

僧聞て、我は出家の身なれば、行先にて人の情を得ても命を全ふすべければ、御身の男子を伴ひ行んと有ければ、主喜んで男子一人を僧に預け、金二百兩を添へ遣すに、僧金子を受けずして男子を伴ひ行けり、其後家に殘りし者は主從とも食盡きて死せしが、僧に伴はれし男子は獨り命を全ふせりと』云ふ今日より見れば殆んど想像すべからざる此話の如き、又『享保十七年壬子は西國すべて大飢饉なりし、此時道路に行斃れ、餓死せし者夥しくありけるに、其中一人の男ありしが、衣類身のまはり並ならざる出立ゆゑに、其所の者死骸を改むれば、金百兩を首に掛けてありしとなり』とある如き、[3] 如何に澤山の貨幣はあつても、それを以て購ふべき米穀が、到る處の村にも、町にも無かつたことが判るのである。而して斯の如く市場又は私人の家に交換財としての穀類の缺乏したる其裏面には、一地方の藩が其領民を保護する爲に「穀留」を行つたり、又は比較的裕福なる地主又は穀物商が其持穀を賣惜みて市場に出さなかつたことあるを看却してはならぬ。

要するに德川時代の農村飢饉は、貨幣は有り餘つても、現穀の皆無なるか又は不足することが根本の原因を成して居たのであつて、維新後に見る如く田畑の作毛は縱令豐作滿作であつても、それを貨幣と交換するに際して其貨幣の受取り高の少きことが原因となつて、豐年飢饉の慘狀を呈するのとは、根本的に相違して居たのである。

第二　飢饉の原因

德川時代に於ける飢饉の原因は別項にも說明したる通り種々あつたが、其中に就きて最も屢々且つ廣大なる地域に亘りて襲ひ來るものは氣候の激變と、害蟲の襲來であつた。東北地方に於ける凶作は夏期炎熱であるべきに冷期が打續くとか又は秋期未だ稻の熟せざるに先ち冷凉となつて、稻米が未熟の儘に枯損することが屢々あつた。其中夏期の間溫度の足らないのは太平洋上の潮流の加減で氣候冷凉に過ぎ、所要の溫熱が缺乏する、特に津輕の下北半島あたりでは七八月の候に滿天濃霧覆ひかぶさり其爲に不作となることがあるが、之を陸奥地方では「山瀨」と呼んで居た。[4] 斯く東北地方の飢饉の原因は夏期の溫度不足又は秋期の早冷に基くのである。而して夏期の溫度の不足に對しては其性質稻よりも强き稗が選まれ、又秋期早冷の害に對して早稻を栽培することが奬勵せられた。併し早稻は作物の生育期間が短い爲に其收量が少いので、農民は自ら早稻を避けて晩稻を選むやうになるから、一朝早冷に逢ふと忽ち凶荒の憂き目に面するのであつた。

西南地方たる中國、四國、九州地方に於ける飢饉の原因の主なるものは、所謂蝗——今日の浮塵子——の被害が主要なるものであつた。彼の義官井戸正朋及び義農作兵衞が其義名を謳はれた

る享保十六、七年の飢饉の原因は實に此浮塵子の被害に基くのであつた。其頃は既に日本に若干の農學が起りて稻の栽培法をも敎へて居たけれど、浮塵子の驅除法に就きては未だ徹底したる方法が案出せられて居らず、農民は彼の一種の迷信に基く「蟲送り」の如き芝居がかつた行事をなし、又は神官、山法師等に依賴し呪文の力によりて害蟲を拂拭しようとしたけれども、固より其効驗のあるべき筈は無く、見す〳〵萬頃の稻田をして枯死するに委せねばならなかつた。彼の幕末の農學者大藏永常の如きは、文政九年に至り「除蝗錄」なる一書を著はし、其中に於て「油の論」なる一項を設け、『蝗を去るに用ふべき油は鯨油を最上とす、五島、平戸、熊野、其外伊豫より出づるもの正眞の鯨油にして、其効速なり』と冒頭し、細々と鯨油の性質及び其使用法を繪畫まで挿入して懇切に說明してあるけれども、[5] 是等の農學書が當時何程民間に流布して技術敎育に役立ちたるや疑はしく、大多數の農民は未だ浮塵子の驅除法を知らずして、半年苦辛に成る大切の稻作を害蟲の侵喰に委せて、凶荒の慘事に直面せねばならなかつたのである。

第三　飢饉の慘狀

德川時代の飢饉に際し、農村殊に東北地方の農村が如何に悲慘の狀況を呈したかは、今日故老の說話により傳へらるゝ處であるが、今其一例として天明年間に於ける奥州地方の飢饉の慘狀を、陸奥國八戸町の商人惠比須屋善六なる者が記して、江戸田所町の本店なる井筒屋三郎兵衞に遣した書面を引くであらう。

「前略」

偖追々御承知可被遊、當地當年凶作前代未聞に御座候、全體去冬寒中暖にて夏の如く、霜月頃より氷候へとも、寒に入り悉く解け、平生三四月頃の氣候に等しく、夫より年明け正月に相成少々寒く候へども、例年よりは格別暖に二月三月迄寒からず、四月頃より卯辰の風、北風許にて、寒中極寒の如く雨降り、四月中に雨降らざる日漸く七日御座候、夫も薄曇東風にて霧雨、晴天は一日も御座なく候、五月も同斷にて朔日より降り初め、五月中降らざる日漸く六日、六月も五日程も右の如く快晴はなく、七月には四日、八月には六日、右の通不天氣に候得共、當春より麥作の景氣至て宜しく、近年に覺えざる作合に相見え候間、諸人甚だ大悅罷在候處、刈頃になり右の雨續き候故、熟し兼、存の外日數後れ刈取候處、一圓實成御座なく、諸民大に困窮仕候、然ども稻作大豆、小豆、稗等は例年に勝り候作合宜く相見え申候間、秋作は十分に可有と素人の拙者共は申に及ばす、老圃年來の功者とも當秋は豐作相違なき由申居故、

右の氣候も左のみ驚き申さず罷在候處、次第に不順に相成、春一度花咲候藤山吹の類など、六七月頃、山々春の如く花咲き、九輪草唐葵抔は春より霜月迄四度も五度も花咲き、夏菊十一月下旬迄盛り、九月十月中なるに竹の子生じ、九月下旬に蟬なき止まず、種々の氣候違に御座候、稻作は七月下旬に至り候ても出穗無之、たまさか穗出候ても、葉の內へかくれ、花もかゝり申さず、穗出るは百分一、其外一圓に穗出で申さず候、右の次第に御座候間、一粒も實入御座なく候、大豆、小豆、粟、稗、蕎麥等は八月十三日の夜大に霜降り是に當り、種なしに相成、誠に古今未曾有の大凶作、元來三四年已來打續き半作に滿たざる飢饉に御座候所、當夏麥作其上秋作皆無に御座候間、諸穀物一向無之、相場は市毎に引上げ、當時相場は左の通り

玄米一升に付二百五十文
こぬか一升に付　五十文
大麥一升に付　百五十文
搗粟一升に付　二百六十文
蕎麥一升に付　百二十文

大豆一升に付　百二十五文
片春麥一升に付　二百文
ふすま一升に付　六十文
粗稗一升に付　百文
兩替　六貫二三百文

右の通何品によらず、食物に相成候類過分の直段に御座候間、食物とて最早缺乏、在々において於て蕨、野老（ところ）、葛等を掘り食事仕候、夫も幾千萬と申す限りなき事に御座候間、さしもの大山も忽に掘盡し申候間、葛蕨の粕、あも、さゝめなど申すもの許り食事に仕候に付、右の毒に中り、五體腫れ、大小便不通にして、忽ちに相果て候者數知れ不申候、當九月頃、乞食共犬猫猿等を食事に仕候事承り候て肝を潰し候處、去月よりは犬猫は申すに及ばず、牛馬を打殺し食事に仕候、非人乞食等は眼前犬猫を捕へ鹽もつけず食候體、誠に鬼共可申哉、畏しとも何とも可レ申樣御座無く候、夫に付在々は押込強盜夥しく起り、家內殘らず縛り置き、穀物は申すに及ばず、家財奪取り、其上家を燒き立退候事數多く、此事共中々書盡し難く候、依之、毎日捕手見分の役人隙なく相廻り候得共、中々手に合ひ申さず候、

唯今難澁の者共食事には

あも香煎（是は蕨の屑をたゝきさらし粉を取申かすをさゝめと云ふ、細なるをあもと云ふよし）松皮香煎、同餅、藁科香煎、豆から香煎、犬たで香煎、あざみの葉

右の類專食物に仕候、扨餓死の者唯今國中半分餘と相見え申候間、來正月より三四月迄の內如何樣になり可申哉、計り難く奉存候、乞食非人往來市の如き其有樣元來世竝宜敷砌り伊勢參詣仕候に路用所持候ても南部案山子といふ出立に御座候、まして況んや此節の體譬可申者御座なく候、顏色憔悴、髮亂れ、眼星の如く、色靑くつかれ衰へ、頰骨高く、口尖り手足枯木の如く、からだ赤裸に菰をまとひし有樣、何と申しても更に人間とは見え不申候、右故に店々も相仕舞、廻商なと差堅め居候、戶口開き候得者非人共無體に押入食餌をあたへ申さゞる內は更に立退申さず候故、據所なく、白晝門戶を閉め、用事御座候者、戶口より用事を足し候等有之、施行抔仕候節は家內中立わたり世話仕候得共我勝に前後を爭ひ泣さけび、老弱の者の貰ひ候食物を奪ひ取り、泣さけび候聲身にしみ胸にこたへ申候、互に食を奪合ひ、つかみ合ひ、互に疵を得候體、修羅道の有樣目前に御座候、火事は一夜に二箇所、三箇所より出來、燒死する者數多、焦熱大焦熱の炎に入り煙にむせび牛馬鷄犬の燒亡夥しく御座候（中略）

御城下端に、近在遠在の子供を悉く海川へ投込申者數知れず、右の樣子承候に、哀の品は數々御座候へども、皆凶作のなすわざに御座候、其內死樣にも色々、いさぎよきも、未練なるもあり、又は名を惜み候者は獨り深林の中へ行き候て縊れ、或は淵川へ行て石を抱き沈み申候は數多計り難く奉存候、然れども子を捨て候者は澤山御座候得ども、親を捨て候ものは、今に承らず候、最殊勝の事に御座候（下略）[6]

右は今日の靑森縣三戶郡八戶町に於ける天明三年十一月の狀況を報じたる手紙であるが、更に又天明六年奧州地方を旅行して東遊記を著はしたる橘南溪の見聞記は一層其慘狀を想はしむるものがあるから、今其一節を引くであらう。

『天明三年卯春奧州・羽州大に饑饉して人相食に至れり。其頃京都にて南部津輕の困窮のさたおびたゞしと聞へて、人々聞知れる事なり。予が奧州に入しは午年（天明六年）の春なれば、もはや國豐かに食もたるべく思ひしに、卯年饑饉京都にて聞しに百倍の事にして、人民大方其時餓死し盡して、南部津輕の荒涼たる誠に目もあてられぬ事どもなり。先出羽國秋田を過て東北の方に入事數十里許なりしに、

路傍に人の髑髏或は手の骨足の骨等あり。皆いと白がれたり、異やうなる物見るも不祥なりとて、顔をそむけて通り過つるに、一里々々進み行くほどに枯骨多く、朝の間は五つ見し、ひるすぎて、十四、五も見しといふほどに、其の翌日は二三十も見つれ、又翌日は五六十もありといふにぞ。後には目なれて格別に不祥とも覺へず、杖もて動かし見るに、火葬せし髑髏と違ひ生骨の事なれば、牙歯も全く備り、婦人の頭あり、小兒の頭あり、老人壯者皆それ〳〵に見わけつべく、肩肘其外腰目等の骨の模様逐一に委しければ、能醫者の稽古也、丹精によく見よなど進めて道すがら見る事にはなりぬ。猶此外路傍五町七町程づゝに家の形ありて、いまだ草も繁らず、其上にあやしげなる塔婆に餓死のもの幾百人埋葬の塔婆など書たるあり。ころ〳〵として枯骨の其まゝにあらはれたるは埋葬せるものと見ゆ、是其土地のものにはあらず饑渇に堪へかね他國にのがれ出て命をつながんと、南部津輕の地より出きたるに、途中にて行倒たるものどもなり。夫より津輕の地に入ては枯骨甚多く田の中、畑のうへ、溝の中、軒の下などに滿々て珍しからぬ事也。何人の形なるにや、あはれと云ふも餘りあり。津輕の入口、錠が關といふ所は町中に溫泉もあり、諸方よりつね〳〵は入湯の者も多く、此邊にては尤繁花の地なり。此所に一宿せしかば亭主に此所のあれたる事を尋ぬるに亭主いふ、此所は三百軒の所なるが、大かた餓死して人の活殘たる烟のたつ家は今纔に八十軒にして、其中に男子は多く死して、今は活殘るは大かた女ばかりなり、男女配合して見るに、男一人に女四人半にあたるといふ。それより段々と奥深く入行ほどに、あれたる事甚しく、外が濱通などにては、一宿一在所一軒も殘らず、皆死絶えたる所も甚多し。たま〳〵一村に活てある人も、やう〳〵細々と烟をたてる家二三軒或は五六軒ばかりあり、青森などは、津輕中にて第一の大湊にて殊に繁華の地遊女町もつね〳〵盛なる所なるに其あれ甚し。善知鳥（ウトウ）の宮の邊尤甚しく、宮も頽廢し、安方町八百軒の所に、今は僅に三十七八軒殘れり。そのあとは皆死絶て、軒端やぶれ壁崩れて、町俤のみ殘れり。外が濱など通行せし時も、向に見ゆる村こそ家建も大に見へ、家數も數百連なれば、行て休息せんとするに、煙立つ住家は一軒もなく、只茅葺の屋根のみ殘り、風雨に壁崩れ障子破れて、竈のあたりと見ゆる所に例の髑髏ころ〳〵と殘り、或は夫婦と見へ、或は親子と見ゆれども、誰取收むる者もなく其あはれ中々いふもさらなり。外が濱蓬田蟹田邊にては、天氣さへ打しもり、小雨ふり出ていとものすごきに、旅人はさらなり、農夫浪人も大かた死失て、早朝に宿りを出るより夜のやどりまでは、人影といふものは逢見る事稀にして、只かの白骨

の路傍にみち〳〵たるに、目の穴口のはづよりいと白き細長き草生ひ出たるが、風にひら〳〵と吹なびきたるさま、頻に心細く物すごし（中略）、女鹿澤といふ所に宿しける時、其亭主の語れるは、卯年饑饉に及び、五穀既に盡て千金にも一合の米を得る事能はず、草木の根葉其外藁糠或は犬猫牛馬鼠鼬に至るまで、力の及程は取盡し食ひ盡して、後には道路に行倒、みち〳〵たる死人の肉を切取食ふ事になりけるに、是も日久しく饑て、自然と死たる人の肉ゆゑ、既に腐たるも同然にて、此近隣にも家内追々饑死して親一人むすこ一人のみになれり、時に其父一つの計策を案じ出し、其隣家に行ていふやう、偖も御互に空腹なる事なり、我家にも既に家内みな〳〵死うせしに、御覽の如く今は男子一人のみ殘れり、是も殊の外にかつへたれば、二三日の間には死すべし、とても死ゆくものいたづらにせんよりは、息ある間に打殺し食せんとおもへども、さすがに肉親の恩愛手づからうち殺すにしのびず、此故に其許へ頼申也、我子を打殺し給はらば、其御禮には肉半分を贈申すべしと、誠しやかに頼むにぞ。

隣家の男大によろこび、半分の肉をだに給らば、いと安き事なりとて、やがて有合ける鉈を携行てうちけるに、さなきだに死せんとせしむすこ只一うちに息たへぬ。かの頼に行し親傍に見居たりしが、すかさず隣家の男をまさかりにてしたゝかにうつ。隣家の男も饑つかれたる所なれば、何かはもつてたまるべき、其まゝに息絶たり。偖一計策を以兩人の肉を得たれば、早速に二人とも料理して鹽漬にし置て、一月ばかり凌げり。近所へは隣家のもの饑たるあまり此方のをうち殺しくわんとせしゆへに、仇を報ぜりと吹聽し、公然として二人の肉を甘ぜり。近所のもの其姦計をにくめども、みな〳〵うへつかれて、相互に親子兄弟といへども打殺しくらふ時節なれば、たれ咎むるものもなかりしが、彼の男もついに餓死し終れり、偖予がやどりし家は甚大家にて家建も嚴重に、間數も多く、土藏も甚丈夫に四五箇所も建並べり。此家は富るゆえ、其年も恙なかりしやと尋るに、亭主かぶりをふりて、中々富るも何の用にかたゝん、某などは不思議に命いきのびて今日にあへるなり、某は家も御覽の如く先祖の蔭にて相應にくらし、田地も所持し、二百石三百石は作德もあり、其外錢子も少々は貯、耕作に人手多く入れば、召仕の男女も合せて三十七人暮せり。其年も凶作ながら少々の米も所持いたし、雜穀取集て二三百石は貯ありしが、追々食物不自由に成て、此村にて餓死するもの次第にいでできたり、近所となり殊の外にいたみぬれば、貯置し米穀取出して少づゝ救ひあひしに、後には饑人おびたゞしくなり、毎日五斛七斛の米を

與れども、一人前には僅の事にして、中々救ひとぐべしとも見えず、所持せる二三百石も大かた既に與へ盡しぬるに、世間の困窮甚しく、他國より一粒も入來らず、此ていにては、やがて我々も饑死すべく見へぬれば其時にいたり急度思案を改め、とても一國民を救はん事、千石萬石の米にてもたるべからず、せめては我家に年來養ふ所の男女の命を救ふべしと、それより他人に與る事をやめて、わづかに一二十石の殘れる米を我人數の用となして居たりしに、饑渴のもの日々多くなり、食を乞もの山のごとくいで來り、後には數百人みだりに家の中へ押入て食物を奪ひさる、其勢ひ次第につのり晝夜の差別なく數百人攻來るに、食物を奪れては家内の存命かなひがたければ、手勢にて是を防ぐに、敵は大勢なれども數日饑つかれたるものどもなれば、味方一人して敵十人を拋ちらす、されども此働に晝夜少もいとまなければ、三度の食事といふ事もなく、漸握飯を立ながらくふて、飯をたく事叶ひ難ければ、土藏の中に閉籠り、家内のもの入替りて飯をたきて握飯を調ふ。諸方とも皆如此なりゆけば、饑て食を奪ふ手だてつきて、夫より大勢松明をともし來りて、家毎に火を付て其紛れに食物をうばひ國中一統に日夜の放火おびたゞしく、某が家へも日夜大勢來りて火を放つ、家土藏を燒かれては籠るべき所なく、又家内皆餓死に及べしと晝夜火を防ぐ、屋敷の構の入口入口軒端に人々行とゞかねば、けふは家も燒失ぬべき、あすは土藏も燒落されんかと安き心もなく、食物はもちながら食すべきの暇なくして、いつかは我々もあの如く餓死せん事かと思ひくらしつるが、天の時いたりて秋田より米入きたり、又此國の人民も餓死すべきものは大かた死つくして、亂妨もすこし靜り、不思議に三十七人の家人一人も恙なくて今日にいたれりと語る。又青森邊にて馬にのりしに、其馬方の物語に、我家は八人住なるが、卯年のきゝんについに人の肉を食せずして命をたもてりといふ。それは珍らしきことなり、いかにして命をつなぎしや、定めてかねく貯よき故なるべしといへば、中々貧しき身分貯とては一升もなかりしが、某が伯父の家身代よろしく、殊に伯父たるもの心よきものにて、我困窮に及べる時みづから來りていふやう、世上既にかくのごとくなるうへは、汝等も食盡て牛馬の肉もくひつらん、此上は人の肉もくふべければ、改めて聞かす也、人と生れて人の肉を食せん事誠にかなしき事ならずや、たとへ餓死に及ぶとも、汝等におひて人の肉を食ふ事あるべからず、かく申付ける上は、我力の及ばん程は汝等を救ふべしとて、夫より毎日米二合づゝ贈れり。家内八人此二合づゝの米を草の中に入て煮て食へり。聊の米なれば

八人の食にしては米の入たるやうにも見えず、草ばかり食せしやうに覺へしが、されども五穀の力脾骨を養ひし故にや、八人の家内一人も死せず、近邊の草ばかり食せしものは悉其時に餓死せり。誠に伯父の高恩にて此物語もする事也。五穀の貴き事生涯忘るべからずと涙を流して語れり。かの邊にては仁慈孝友の行ひありし事はつゆ程も聞ざりしが、此男の伯父のみ珍しく人心を具足せりといふべし。猶殘忍の事ども日夜聞しが、悉く書記すも遠慮なきにあらず、其時人を食ふ事は常の事になり、老人の肉死人の肉は味なし、婦人小兒の肉は柔かにして味よしなど、皆よく覺て評定する事になれり。是によりて人を殺事家をやく事などは、たやすき事に覺へて人の物をうばひ掠る事はたれ恥るものもなくなれば、其餘風今に殘り盜賊の沙汰のみを多くして、予などが通行も安き心もなかりし。尤彼邊にては食物不自由にて、いろ〳〵の草を多く食せり。何草といふ差別なく、一鍋に刈入て焚たるを食するに、薤の葉のみうまかりし。初の程は針多くしてくふべくもなかりしが、外の葉は或はかたく或は苦く咽を通りかねつれば、試に薤（アザミ）をくひしに甚柔らかにうまく、其後は毎夜薤を撰みてくひぬ。予抔も虚弱生れなるに、其地になれぬれば、かゝる悪食にも不思議に無難の事なりし。今にてかくのごとくなれば、卯年にはさぞかしと思ひやられたり。

其時犬一疋の價五百文に及びしとぞ。器物はいづれも無用のものにて、正宗の刀米一斗に換、定家の小倉の色紙米五斗にかへたりなどいへり。誠に金玉は貴けれども炊ぐべからず。器物は美なれども食しがたし。五穀の重寶なる事忘るべからず。南部の地も盛岡より北の方は皆かくの如し。南部仙臺などは餓死せるもの夥しけれども、津輕ほどにはあらず。今にいたり東北の事を思ひ出せば、心中惻然として氣分あしくなる事を覺ゆ。只此所に記せるは百分が一なり。津輕にてある慥成人に聞しに、其時餓死のもの津輕四萬石の領内にて二十萬人なり。他郡に走りて死し、或は帳にもれたるものは、猶幾萬人といふ數をしらずとぞ。たいてい津輕は人種盡たりといふべし。又是にて領分の土地の廣き事を知べし（中略）其時餓死するは男子多し。十人のものなれば男子七八人死し、女は僅に一兩人死せり夫故に今にては津輕中に、何れの村にても女ばかり多く男は甚稀なり。男一人に大てい女六七人餘にはあたるべし。碇關などは格別甚しからざりしが故に、女四人半にあたるといへり。此後はかくの如く男女の配合不都合なれば、人の生るゝ事少く、是までの如く人民の領分に備はれる事は容易にはなるべからず。かの邊にて其時の饑饉の事を饑渴負といふ』[7]

以上引きたる二史料中、前者は奥州地方に於ける天明三年度の記事であり、後者は遥れて天明六年度の見聞記であるが、此兩史料により見ても、當年の飢饉が如何に悲絶、慘絶のものであつたかゞ判るであらう。讀者若し假りに其身を當年の狀景中に置いて想ひ見るならば、自ら戰慄せずしては息まないであらう。

第四　飢饉と農民心理及び暴動

飢饉の慘害を蒙るもの必ずしも農民ばかりではない。町人然り、城下の士人亦然り、否なありとしあらゆる當時の社會人は皆此飢饉の爲に生活の脅威を受けざるを得なかつたのである。乍左、飢饉の爲に最激甚なる影響を受けたものは農村の下層民であつた。彼等は自然を相手に腕一本で耕作し、其殘りを以て一家の生活を支持するものであつたが、一朝飢饉の襲來を受けんか、彼等は直に其生命を托する糧食缺乏に陷つたのである。由來人間苦惱の原因は一にして足らないが、飢餓に迫つたこと程苦しいものはあるまい。別項に說明する伊豫國伊豫郡筒井村の作兵衞が其一家を擧げて餓死する狀は聞くだに酸鼻の極であるが、之に類する悲慘な話は既に委しく引例したやうに、國中到る處に於て聞かれたのである。

然らば斯の如く食糧缺乏して將に餓死せんとするに至つた時、飢民等は果して如何なる心理狀態にあつたかと云ふに、彼等は先づ其恐るべき飢饉より免れねばならぬ必至の欲望から手當り次第に苟も食はれるものなら何でも口にしようとする。伊豫の義農作兵衞が、近隣の百姓達が既に食はれるものは悉く食ひ盡して仕舞つたにも拘らず、自家に取つて置きの麥俵を枕にしながら餓死したのは、彼が飢饉苦悶の下に在りながら、明年の計畫と、人類愛の至情が其胸中に燃えて居つたことを語るものであつたが、他の多くの百姓は決して斯の如き崇高なる道義心を抱くものではなかつた。例へば天保七年の飢饉に際して尾張國愛知郡五女子村に行き倒れて居た一百姓は空腹の餘り土砂の乾きたるを吹いて食したと云ひ、又某地の子供は飢に迫りて母の乳房を食ひ切り又父の內股に食ひ付くこと狂犬の如くであり、又或地にては斃馬や、斃牛の死肉を鹽もつけずに食ひ、或は又故らに犬や猫を殺して其肉を口にするもの多く、甚しきは人間の死肉を剔り取つて食つたと云ふ話も前記南溪の文に見ゆるやうに明白に傳へられて居る。して見れば、人間飢餓に迫れば親子の愛情を忘れ、人倫の常道をも逸して、唯自己の生命を維持せんことにのみ狂奔するのが常態であつたことが窺はるる。

飢民の心狂ふて土を喰ひ、牛馬の屍肉を喰ひ、生きたる兩親の身體に喰ひ付き、又は人間の死

肉をまで漁らねばならぬ境地に誘はれると、其處に必然的に一村一郷に於ける社會階級狀勢が各人の視野に入る。卽ち村には地主があり、若干の金持がある、殊に城下町には質屋があり、大小の商店が軒を列べて居る。是等の地主や町人は飢饉襲來の報を聽くと同時に逸く穀物を仕舞ひ込んで先づ自分一家丈けが一年又は二年なりの間、食糧に事缺かぬ丈の用意をしようとするから、一般市場に對する出穀はそれが爲に甚だ少くなり、穀價は愈々暴騰することになる、斯る事態を見て取つた百姓達が何條何時までも沈默を守り、靜視して居られやうか、憤懣の情念は期せずして大衆飢民の行動となつて顯はるゝ。天明三年七月陸奥國青森町に一大暴動が起つたが、それは津輕地方の農村から青森へ穀物を積み出さぬやうに「米留」を行つたことに原因する。農村より町場へ米を移出すると、農村の飢饉が益々激しくなるから、農民保護の爲に「米留」を行つたのであらうが、之が爲に青森町內は忽ち飯料の不足を告げて穀價暴騰の上に暴騰し、町の細民は遂に其困窮に堪り兼ね、數千人一團となり、町內目ぐちの豪商を片つ端から打毀した[8]。又天保七年の飢饉に際しては、甲州郡內地方の百姓惣代が山梨郡熊野堂村の地主奥右衞門方へ赴き、郡內地方は平生より土地柄米穀の少き地方であるのに、今年は特に不作にて一同其日の飯米にも窮して居る。然るに御當家は澤山の米を貯蓄して居るさうであるから、少々貸して貰ひたいと歎願したけれども、奥右衞門なる主人が一向に其要請を容れないので、惣代の者等は憤慨して其儘立歸り、遂に徒黨を結集して彼の名高い「郡內騷動」を惹き起すことになつたのである[9]。要するに飢饉時に於ける農民暴動は彼の政治的原因に基く百姓一揆の如くに、整々堂々と歎願書を起草し、それを領主に上るべく籠訴をしたり、又は箱訴をしたりするやうな手緩い手段によらず、直に以て村內や町內の目指す豪家を襲撃して、其米を取り、酒を呑み、質物を破毀して亂暴狼藉の限りを盡すを常とした。蓋し飢餓線上の細民の心裡に映ずるものは、面の當りに見ゆる米倉であり、質屋であり、酒屋であるから、彼等の食指が先づ町や村の豪家に向つて動いたのは、生きねばならぬ人間心理が行く處まで行つたものに他ならぬのであつた。

第五　義農の悶死

凶作は農民に對する天然の迫害である。百姓達は春早くから其整地に於て、中耕に於て、除草に於て人事の凡てを盡したに拘らず、天時ならずして霜を降らし、時化を起し、又は病蟲を發生して千頃萬頃の稻田を忽ちにして枯損せしむるのである。故に凶作に際會したる農民の窮乏は政治的原因たる領主の重稅に基く困憊の場合よりも、一層天の利人に及ばざるを歎じ、宿命感を彼等に與

ふる。蓋し農民は領主の苛酷なる誅求に對しては竹槍もて抵抗もし、徒黨を組んで哀願し得るが、天の仕業たる旱魃や、霖雨や、早冷や、暴風雨や、蟲害やに對しては人力の以て抵抗すべき術が無い。茲に於てか年凶にして食すべき穀粒なく、將に飢餓に瀕せんとする際にも往々にして冷靜なる農民の思慮が鋭敏に働くことがある。蓋し翌年の農作には先づ種子が要る。肥料が要る。然も肥料は何とかして工夫せられ得るにしても、種子丈は人間の手もて作り得るものでないから今年の飯料中より取り殘して置かねばならぬが、凶年に最後の一粒まで食ひ盡した農民が特に來年の種子にとて、種子一俵なり二俵なりを殘す決心の下には餘程の社會的良心と克己忍苦の意思がなければならぬ。西南地方に於ける享保飢饉の際に、伊豫松山藩の百姓作兵衞が、當時餓莩道路を塞ぎ、自らも亦其口にすべき一粒の穀物をも殘さないにも拘らず、翌年の農作準備の爲に特に麥種子を殘し、自身は餓死を遂げて後世に義農の師範を垂れたる事績の如きは、冷靜なる農民思慮の動きの一端を語つて居る。

作兵衞は伊豫國伊豫郡松前村大字筒井の人であつて、當時田畑三段餘を有し、それに小作地を併せて四段内外を耕す小農であつたが、享保十七年の凶作は四國の伊豫地方にも及び、浮塵子の爲に稻作皆無となり、食糧缺乏、死人道路に滿つるの有樣、現に筒井村附近ばかりでも餓死人八百餘人、松山藩全部の餓死人四千七百人に達したと云ふから、其慘狀の程は推察せらるゝ。斯る飢餓場裡に置かれたる作兵衞一家も亦當然に其厄難から逃るゝことが出來ず、彼が實父作平は十七年六月十日に、長子の作市は八月五日に、何れも餓死した。當時四十五歲の働き盛りの作兵衞はそれにも屈せず、毎日田圃に出でゝ勞耕に從つて居たが、遂に榮養不足し、衰弱の極に達して田圃の中に昏倒した。幸に隣人に助けられて其家に歸つたものゝ、家には最早食すべき何ものも殘つて居ない。唯彼が枕にする處の藁包には麥の種子若干が入つて居る。隣人は頻りに其麥包を解いて食すべきを勸めたけれども、彼は氣息奄々たる中にも「此は來年の麥作の種子じや、之を食つて仕舞つては村の衆が來年になつて蒔く種子が無くなる」とて聽かず、遂に麥包を枕にしたまゝ、四十五歲を一期として飢餓の裡に往生を遂げた。彼の死後筒井村の庄屋八兵衞が松山藩に作兵衞の死亡を上申したる一文を讀まば、二百餘年後の今日吾人をして哀涙を催さしむるものがある。[10]

覺

筒井村百姓　作兵衞
去年病死仕候
同人妻

作兵衞より先に餓死仕候
作兵衞死後餓死仕候
作兵衞より先に餓死仕候

男子一人
女子一人
父　親

田畑三段三畝餘
宛り田一段五畝程

右作兵衞儀數年宜百姓仕、隨分精出未進等も不仕候、然る處、今年の儀故及飢渴、麥田發し申分無御座、賃錢六匁差遣、麥田一段五畝程發申候故、度々御救の節も、分て心を付遣申候、麥種子も一斗程用意仕居候、已に可及餓死體に相見候に付、近所の者申は、先麥種子を給申様に相進候得者、以て外不興仕候て、給不申、終に餓死仕候、跡に女子一人殘り申候に付、不便の儀に存、村中相談の上、作兵衞從弟無緣三郎右衞門と申者、此者常々實體にて御座候故、右女子作職共預り隨分介抱仕候様に申付候、然れ共小兒の儀殊の外弱り居申に付、是も無程相果申候、依之、右三郎右衞門家作職共當分相預置申候　以上

十月十七日

庄屋　八兵衞

卽ち彼が妻は其前年に病死し、父は彼より四箇月前に、長男の作市は後れて二箇月前に何れも餓死し、普通の場合ならば既に此家族三人の死亡のみを以てしても愁歎遣る瀨なからしむるに充分なるに拘らず、彼れ作兵衞は長女を家に殘し二女の三歲なるを奮に入れて野良に運び、畦畔に遊ばせつゝ耕作に從つて遂に骨折れ、肉枯れて落命したのである。彼の死後三歲の幼兒も亦續いて死歿したとのことであるから、彼の後に殘るは長女のかめ一人である、此かめ女と從弟某とを庄屋の肝煎により娶せて跡目相續をなさしめたのである。眼に一丁字無き農夫作兵衞が食糧缺乏の爲に父を喪ひ、愛子を失ひ、自ら又飢餓に瀕して其命旦夕に迫つても、尙枕にする處の麥の種包に手を觸れず、それを來るべき春の日、村の百姓衆の種子として殘すぞよと、從容として死に就きたる其百姓魂こそは、二百年の下克く其鄕黨をして感奮措く能はざらしむるのである。

第六　義官の活動

農民生活が政治的原因により脅威を蒙らんとするとき、所謂義民の一團が起ちて領主に強訴し又は歎願することの見られたやうに、凶荒の爲に農民悲慘の狀態に陷りたるを見兼ね、之を救濟する爲に身命を賭して働きたる官吏があつた。是れ茲に謂ふ所の義官である。享保の飢饉に際し

身命を抛ちて奮闘したる石州大森の代官井戸正朋の如きは、蓋し義官中の代表的なる者である。彼は幕府旗本中最有能の聞え高き武士であつたが、享保十六年九月、歳六十歳にして石見銀山領を支配する大森代官に任ぜられた、然るに彼が代官に任ぜらるゝ五六年前から西南地方は凶年頻りに打續き、石見地方の農民も非常の窮乏に陥つて居たが、此年、新代官井戸氏赴任の由を聞いて村々の庄屋打喜び、爭ふて此新代官に謁を乞ひ、其救助を哀願したとのことである。井戸が享保の飢饉に際し大森銀山領民の爲に奮闘したる事績の中で、最多く後世に知られて居るものは彼の代用食物たる甘藷を同地方に移入奬勵したことゝ、非常救恤の手段として貢租を全免し且つ官米金支出を斷行し、後遂に其責を負ふて自盡したる話である。

井戸が大森代官として赴任したる時、西南地方の農村が如何に悲慘を極めて居つたかは、其頃の餓死人數中國地方を通じて十七萬人を算して居たとのことに徴しても判るが、正朋赴任の翌十七年偶々飢饉の代用食として甘藷の有効なる由を聞き、何とかして之を栽培せしめたいと苦慮して居たる處へ、或日九州あたりの一出家が諸國遍歴の途次大森領に遣つて來たので、試に其僧に甘藷のことを訊いて見ると、其僧は横手を打つて、『それは薩摩國指宿郡山川郷の利右衞門と云ふ漁夫が遠く唐芋を琉球に得て植付けた處、成績が非常に良い、此作物は元來土地の肥瘠を選ばぬから、石見地方の如き磽确の地方にも必ず克く生育するであらう』と答へたので、正朋は直に人を九州に遣して其芋種百斤許りを取り寄せ、石高百石（耕地にして約十町）に就き甘藷八個宛を分配したとのことであるから、農家一戸に就き一個宛の甘藷種子が行き渡つた譯である。然し何分にも始めて甘藷と云ふものを栽培したのであるから、其技術に馴れず、初年は大方失敗したが、其中に一人の巧者な百姓があり見事に成功し、爾來此老農の手引によりて一般農家も栽培法に習熟し、遂に後年見る如き盛況を呈するに至つた。

甘藷を石見地方に移入繁殖せしむることにより山陰地方の農民は始めて飢饉の災厄から免るゝことが出來たが、是れと云ふのも、名代官井戸正朋の時宜を得たる政策に基くのであるとて、同地方の人民は井戸氏を敬ふこと神の如く、彼を呼ぶに「芋代官」又は「芋殿様」の名を以てし、遂に石見全國の道辻、田圃の畦畔に記念碑を立て「芋地藏」と呼ぶに至つた。現に私が去る昭和三年八月、石見國那賀郡石見村に旅行した際、濱田の町外れに井戸正朋の銅像が巍然として小丘の上に聳えて居るのを見て井戸氏に對する石見國人の尊敬の深いことを知つたが、更に足一たび石州の農村に入れば、前記の芋地藏と呼ばるゝ「泰雲院殿義岳良忠居士」の石碑があちらこちらに散在するのに、痛く心を惹かれたことであつた。

義官としての井戸正朋が今一つの活動は彼は元來幕府麾下の一代官でありながら、領内農民の危急を救ふ爲に幕府の要路に斷ることもなく、獨斷もて管内の貢租を免除し、且つ一應徵收した る年貢米金をも飢民の爲に振舞ふて、其急を救ふたことである。卽ち享保十七年の秋も前年の如くに浮塵子の害甚しくして稻作殆んど枯死して仕舞つた。農民は貢租は愚か、其日の生命を繋ぐべき糧にも困るばかりであつた。是に於て正朋は其窮狀を見兼ねて先づ自己の私財を悉く散じて飢民を賑はしたが、然かも飢民は益々增加するばかりなので、一大決心を以て貢租を全免し、且つ旣に徵收したる年貢米や、官金をも幕府の命を待たず、一齊に支出して窮民救助費に充當したのである。[11] 然るに彼が獨斷にて貢租を全免し、且つ一旦徵收したる年貢米金をまでも支出して窮民を救助したる爲に、後日幕府より其專斷を譴責せらるゝ日がありはせぬかと、彼の下僚は密に憂慮して居つたが、果せるかな、幕府は享保十八年四月井戸を備中笠岡の陣屋へ移した。然るに井戸は笠岡陣屋に移されて後同年五月同所に於て死歿した。顧へば正朋が大森代官として在任した期間は僅に一年八箇月、赴任當時六十歳なりし彼は六十二歳を一期として世を果てたのである。彼が死因に就ては兩說ある、其一說には彼は、笠岡陣屋に至り病を得て死歿したのであると云ひ、他の一說には、彼は笠岡に移されて後、幕府の一代官でありながら、上命をも乞はず、專斷以て官

米並に官金を施與したる罪は輕くないから、遠からず幕府より其罪を問はるゝであらう。それよりも自ら進んで其責を負ひ身を以て謝するに如かずとて自刄したのであると云ふのである。現に後年の一史家は『さても正朋はかくばかりに民事に力を盡せしかども、去年の大飢饉を救はん爲に法を破りて私に年貢を許し、倉を開いて擅に窮民を賑はせしことの罪輕からねば、自分にも疾くより覺悟をなし、一死を以て之を謝せんことのみ思ひ期してありけるが、果して其歳の五月江戸より沙汰ありて大森銀山の代官を罷められ、備中笠岡の陣屋に至りて御沙汰を待つべきよしなりしかば、さてはと心に覺悟しつゝ石見國を發足なしけり。人民は之を聞いて、別れを惜むこと一方ならず、轎の前後に立塞り、赤子の慈母を戀へる如く泣き叫びて留らんことを乞ひたれども止るべき身にしあらねば、涙ながらに別れを告げて、備中笠岡の陣屋に至りしが、武士の身の一たび死を決せしものゝ、劣々と公儀の御沙汰を待たんこと、生を貪り、名を惜まざる所行にて、人の思はんことと恥かし、且つかの事は手代共には罪をはせず、我一人にて引きかぶる心得なれば、幕府より沙汰なき間に、一命をさゝぐるこそ、武士の身の本意なれと、雄々しくも心を定め、子息內藏助へ一通の書置を認め置き、五月二十七日笠岡の陣屋にて腹十文字にかき切りて屑く相果てたり、行年六十二歳とかや』[12] とある。井戸の死因が果して自害であつたか、又は病死であ

つたかの詮儀は之を他日に譲るとして、兎に角享保の大飢饉に際し、一方には逸く凶年時の代用食として甘藷を九州に求め、之を管下石見に普及せしめて成功したること及び彼が幕府の一爪牙として農民を誅求せんとすれば充分に爲され得ぬ地位ではなかつたにも拘はらず、身命を賭して管下農民の爲に奮闘した事績は、近世日本義官中の最も優なるものとして特筆するに値するであらう。

第七　飢饉と借金猶豫

徳川時代に於て借金猶豫又は借金棒引の行はれたる例は珍しくない。彼の天保十三年に肥前の鍋島氏の御藏入地に對して向ふ十年間小作料全免及び借金猶豫を令して、農村下層農民の經濟的復活を圖りたるが如きは其著しき事例であるが、[13] 此鍋島藩の場合は飢饉の爲に農民が疲弊したと云ふ理由ばかりでは無く、同藩積年の財政紊亂の爲に藩庫が大に缺乏したから、其立て直しを行ふ爲に先づ財源たる農村生産層を培養しようとしたのが、同藩の小作米猶豫や、借金猶豫政策の行はれた半面の理由であつたのである。

然るに他の諸藩に於ては飢饉の爲に農民の窮乏に陷りたるを救濟せんとして借金猶豫を實行したる例が少くない。例へば加賀藩に於ては天保八年及び天保九年の兩度に亘りて世俗の所謂德政を施した。卽ち天保八年「借財方御仕方留」に曰く『去年御領國中稀成不作に付、御救方等過分に被二仰付一、御勝手向別而必至と御指支、此末御手當無之に付、此度御家中一統半知御借揚有之候、町在之義從來多分難澁之上、所樣の年柄且は半知御借上に付而も何籠と指詰輕き者別而難義可仕候間、町在一統借財都而無利足にいたし、相對を以て年賦に取極可申候、但是迄指遣利足銀之分は元銀に宛遂二指引一、殘元銀年賦相定可申候』と令して、從來の借金は總て無利息とし、且つ是迄支拂ひたる利息は元銀に充當すると云ふのであるから、天保八年以前の分並に來るべき幾年かの分は貸金利息徵收を禁止した譯である。此他『借財の義右の通被仰付候に付、質物の義者無利息十歩一之元入を以、來年七月中迄受出可申候』とて、質に入れたる動產不動產は無利息にした上、十分の一の元金を以て向ふ一箇年に受け戻せと令したが、尙同藩は翌天保九年六月に至り尙一層徹底したる德政を實行して居る。

卽ち

諸借財年賦等之定

一、文政元年迄之借財都而見消

一、同二年より天保六年迄の分元銀迄二十箇年賦
一、天保七年證文之表元銀迄五箇年賦
一、同八年正月より十二月迄證文表元銀迄來亥七月金返濟
一、預金銀の分元銀十箇年賦
一、持山家財等書入の分元銀迄十五箇年賦と取極、持山等借主へ可相返
一、賴母子類都而見消

と云ふのである。卽ち此德政令に於ては文政元年卽ち二十年前の負債は總て棒引とし、其後の分は契約年期の新舊に依り區別をつけて五箇年賦、二十箇年賦とし、唯前年卽ち最近年の借財は天保九年の七月迄に返濟せよと命じたのは、農村凶荒最中に取結ばれた債務であるから、之を年賦とし、又は棒引にするのは至當でないと考へたのであらう。此他山林家財等を擔保として借金したる者は金主より其擔保物を返還せしめ、同時に之を普通の信用貸に改めしめたる上、十五箇年賦としたこと及び、賴母子講を全廢したのは、隨分思ひ切つたる債權解除政策であつたが[14]、之が爲に從來の債權者は非常に困り其產を失ひたるものもあつたらしく、殊に加賀藩は他國の行商人中農村に賣り掛けをした者があれば、それに對しても債權の解除を嚴命したので、他國商人の困窮するものが尠くなかつたやうである。例へば近江商人小杉某なるものは加州の農村に出入して少からざる掛賣をして居つたが、天保の德政令により一大打擊を受けたと傳へられて居る。

天保年間、加州に於て發したる新令は天に黑雲も見へず、月も暈せざるに、霹靂一聲、他國より加賀に往來せし商賈等の頭上に天降り、曾て商賣上より成立ちたる負債ある者は互に償還の義務なからしめ、既往に屬したる負債は一切返却の義務を免れしめたり。此頃神崎郡龍田村の商人小杉五郎右衞門は加賀及び越前の間に往來して常に絹布を商ひ、假に所謂持ち下り商なりけるが、加州に於て斯る新令を發し、既往の負債を返却するの義務を免じたりと聞きて大に駭き、取る物も取り敢へず、加州に駈け行きて先きに商賣上より貸附けありし誰れ彼れに其返却を督促したれ共、浮雲に等しき當時の人情、殘酷にも無情にも天降りたる新令を口に藉り、一文だに返す者なかりしかば、五郎右衞門は慌忙めき、尙も嚴しく談じたれ共、絲の切れたる紙鳶の如く、招けば倍々遠くなり、還すべくも思はれねば、今は詮術つき果て、空しく鄕里に立ち歸り、如何はせんと百方思を凝せども、最早巨額の損耗を來し、身も首も廻らず、只悒々として樂まず、終に病苦に惱めるもの丶如く、日夜臥房に入りて出でもせずありしかば、家族一同色を失ひ、親族朋友も集ひ來て、此度

の不仕合を憫み或は之を慰めて、身體の保養を勸めけり。[15]

蓋し、加賀藩は其領内の商人、殊に城下町の町人を保護する必要上、自藩城下の町人に對しては債權解除を命令しなかつたことは前記御仕留の一切に『町方等より致借物候者如 御定二都而無差引たるべく候』とあるによつても判るが、他國商人の債權は保護する必要を認めないので、無條件もて其解除を嚴令したので、右小杉某の如き斯くも甚大なる打擊を蒙つたのであらう。

第八 飢饉と賑恤

徳川時代に於ける飢饉の對策には自ら恒久策と、應急策とがあつた。恒久策としては彼の社倉、義倉及び常平倉の如き貯穀制度を以て飢饉時の食糧貯藏又は穀價暴騰を防止することが行はれた。現に水戸藩の如きは水戸烈公の計畫に基きて天保二年に穀價暴騰時の市價を調節し、又飢饉時に際して現穀を賑恤し、又は軍粮準備等の目的の爲に常平倉を設立して居る。[16] 又加賀藩にては文久三年に至り能登の七尾町に義倉を設けたるを始めとし、藩内各地に之を設けて維新後までも存續し明治二十四年に至つて廢止せられたと云ふ。[17] 米澤藩にては安永六年八月、同藩の町奉行にして經濟學者であつた澁戸太華によつて町義倉なるものが設立せられたが、此町義倉のあつた爲に、後

ち天明三年の大飢饉に際しても克く餓民救濟の任務を盡すことが出來たと云ふ。[18] 此他凶荒に對し慈善的施設として起されたものに秋田の感恩講がある。感恩講は文政十二年秋田の豪商那波三郎右衞門なる者が、時の町奉行橋本某に獻策し、自ら先づ金四百兩を醵出し更に同志數十名を勸誘し應分の義捐を爲さしめて起されたるに起因し、爾來此救恤機關は益々發達して維新後に及び、現に今日までも秋田市に殘存して居ることは世間周知の通りである。[19] 此他常平倉とも義倉とも附かず、又慈善事業にもあらざる圍ひ穀制度は各藩又は代官に於て任意に採用して居たやうである。例へば今の磐城國白川郡の代官寺西重次郎は文化六年に鄉倉並に蓄穀に關する申渡書を發して『百姓者町人職人與違ひ、農業致し穀類を收納致し候事故、作德之內を以て粃雜穀等貯置き、凶年之夫食に不二差支一樣常に可二心懸一者當然之儀に候處、不作之期に至り飢渴に及び候迚、夫食又者夫食代等拜借相願候者、畢竟平常不覺悟故之義に付、出穀貯置候樣にとの事者、追々被二仰出一義有之、然所此度被二仰出一候者、右趣意を不二相用一、平常夫食貯方等閑に致し置き、不作等にて夫食差支候に於ては、如何樣に相願候共、自今者決而拜借金難レ被二仰付一に付、出精致し、貯穀圍增し致し候樣にとの難レ有御趣意に有之、是迄追々出穀致し貯置き候分も有レ之候へ共、少穀數故凶災の期に至り一作取入迄之夫食に可二引足一義無レ之、依而凶災人命に拘り候期に至り候得者、人別

に應じ割渡し候故、貯方儀人別に應じ出穀可レ致與而已心得居り候ものも可レ有レ之候へ共、困窮之者は身柄のものより却而家内多く、出穀難義之ものも有之、銘々身上盛衰浮沈も有レ之事故、相互に助合實意を以て相當に割合、追々出穀致し、一村限り惣人數凡半年程夫食に滿足致候樣圍增し可レ致候事』と令して居る。斯く寺西代官は其間に農民を脅したり、すかしたりして、管下農村に對し村毎に凶年時半年分の食糧に相當する丈の穀類を各戸持ち寄により貯蓄せよと命令して居る。そして之が爲には各村毎に鄕藏を建設し、其中に右持寄りの夫食糧を貯蓄せしむることにしたのである。[20]

以上述べたる常平倉、義倉並に圍穀制度は何れも飢饉凶荒に對する恒久的施設である。卽ち飢年至らざるに先ち、飢年の來るべきを豫想して其急に應ずべき貯蓄をなし、之を以て市場の米價を調節し又は現穀を飢民に施與して其生命を救はんとする制度である。然し、凶荒が一時に廣大の地域に亘りて襲ひ來れば、平素より設備したる恒久的制度のみでは到底救濟せられない。爰に於て乎、飢渴に迫る農民を姑め、家中士、町人等を救濟する爲に臨機應變の施設が行はれたのである。此施設は幕府により、藩主により、又は代官によりて爲されたると共に、各地方の富豪によりても行はれて居る。例へば津輕藩に於ては天明三年の飢饉に際し、數百の飢民を救ふ爲に町人山本四郎左衞門なる者をして粥の炊出しを行はしめて居り、[21]又此年羽前の酒田にては土地の豪農本間氏が自家の藏米を廉賣し、又は無償施與して細民を救濟して居るのであるが、[22]注意せねばならぬことは、斯る應急的施設は單に村落の細農又は城下町の細民に對してのみ行つたのであるかと云ふに然らず、武士階級に對しても亦應急的救濟が施されたのである。卽ち凶作の爲に米價暴騰し且つ農民よりの年貢米が豫定通り收納出來ぬ時は、城下の家中士も細民同樣に困窮に陷るから、彼等を救ふ爲にも他地方から米の移入を策せねばならなかつた。例へば秋田藩に於て寶曆の飢饉に際し、九州肥後地方から米穀を輸送して其急を救ふたと云ふ如きは其適例であらう。[23]蓋し羽後と肥後とは南北數百里を隔てゝ居るけれども、日本海の舟運により、米を輸送するの便利はあつたのである。

結言

以上私は德川時代の農村凶荒たる飢饉の原因並に其慘狀を說き、同時に飢饉に際し民間の仁人並に官場義俠の士の活動狀態に及び、最後に農村凶荒に際して幕府又は各藩により執られたる種々なる恒久策と應急的施設とを論じたが、當時の凶荒の本質的原因は畢竟天候障碍並に害蟲の

侵喰に對して適當なる豫防法又は驅除法の見出されなかつたことにあるけれども、更に又他方に於ては當時の社會經濟組織が孤立的、閉鎖的であつて、今日の如く東西相通じ、南北相交換するの機構を備へて居なかつたことを擧げねばならぬ。それ故に當時の社會に在りては、貨幣は凶荒を救ふに足らない。萬兩の黃金はあつても、それは飢民に取りては畢竟土芥の如きものであつた。

事情既に斯の如くであつたから、當時の農村凶荒を救ひ得るものは先づ農業技術を改良することであり、日本全國を一團に打つて國民經濟的組織を樹立し、同時に貨幣制度を完備し、縱令現穀の貯へはなくとも、貨幣の貯蓄さへあればそれにより容易に所要の食糧を購入し得る流通經濟組織を確立することに在つたが、此時代的要求を滿したものが實に彼の明治維新の經濟變革である。明治維新は單に封建制度を倒したと云ふばかりではなく、三百諸侯の割據を廢して日本全國を一大流通經濟組織の下に置き、貨幣を東西に流通せしめて各地有無相交換するに至らしめ、同時に又維新後に於ける農業技術の著しき進步によつて天候の障害に堪へ得る作物を植ゑ、稻の害蟲を豫防し、驅除し得るの技術が普く農民に傳へらるゝに至つたから、明治維新後に至りては最早德川時代に於ける彼の穀類缺乏の爲に飢餓に瀕すると云ふやうなことは、全く見られないことになつたのである。

附註

(1) 吉江藤造「中馬に就て」(信濃教育、大正一三年五月號)
(2) 高井蘭山著「經濟をしへ草」
(3) 小田切春江著「凶荒圖錄」
(4) 拇稿「日本の共產村落」(昭和五年二月「改造」)
(5) 大藏永常著「除蝗錄」一五丁
(6) 菊地五郎「南部史要」二一九頁
(7) 柴田美伸著「米價記」(近世社會經濟叢書、第七卷三〇〇—三〇六頁)
(8) 青森市役所編「青森市沿革史」上卷、六八三頁
(9) 拇著「德川時代百姓一揆叢談」下卷、二九三頁
(10) 景浦稚桃著「伊豫史精義」五二五頁
(11) 島根縣內務部編「島根縣舊蹟美談」一二九頁
(12) 小室信介著「東洋民權百家傳」下卷、六丁
(13) 拇著「舊佐賀藩の均田制度」
(14) 富山縣東礪波郡野尻村役場編「野尻村史料」二八一頁
(15) 井上政共著「近江商人」一七頁
(16) 本庄榮治郎著「常平倉の研究」
(17) 小田吉之丈著「加賀藩農政史考」六二〇頁

(18) 杉原謙著「菽戸太華翁」一七九頁
(19) 谷賀長兵衛編「感恩講誌」
(20) 金澤春友編「寺西代官治績集」
(21) 青森縣教育會編「津輕叢記類」「鄉土讀本」收載
(22) 齋藤美澄編「贈正五位本間四郎三郎光丘事蹟」一四一頁
(23) 橋本宗彥編「秋田沿革史大成」上卷、一〇三頁

第十篇　百姓一揆乎、勤王軍乎

——幕末農村社會史上の一問題——

はしがき

學界の論爭は學問進歩の爲になさるべき外、何ものでもあつてならぬことは今更云ふまでもない、黒正經濟學博士が其力作『百姓一揆の研究』を公けにせられたのは去る昭和三年十一月であつた、同著の一節に德川時代の農民は無智文盲にして、明治維新に際して實際行動を起し得るものでなかつたと云はれたるに對して、(1)私は同著に對する一般的批評と共に特に右農民階級の勤王行動否定説への反對論を强調した、(2)同博士も此點に就ては社會史上相應重要性を帶へるものと考へられたらしく、其後一、二の雜誌上に於て引き續き同樣の否定意見が發表せられて居る。(3)(4)博士の斯る執拗なる否定論の高調ある一方、私も其後引き續き肯定論を持續し、其管見の一端を發表し來つてゐるのである。(5)

然るに吾々が斯く數年間に亘つて論議を重ねつゝある間に、我社會經濟史學界も此問題に對し

て興味を感じたものらしく、各方面から論戰に參加するものが續出して一時斯界を賑はしたことを學問進歩の上から見て潜かに喜んだ次第である、卽ち例へば土屋喬雄氏が百姓一揆革命說を部分的に肯定し、部分的に否定せられたるを始めとし[6]、加田哲二氏[7]、北島正元氏等も其後相亞いで此問題を論壇に運ばれて居る。[8]

斯くて過去數年間此問題に關しては吾々論爭の發頭者を始めとし、共同研究者の間に論爭が繰返されたにも拘らず一般讀書界に於ては往々にして吾等二人は『幽靈の如き問題を捉へて論議する』とさへ評するものある程に却つて其理解が乏しかつた。[9]是れ畢竟するに本問題に關する體系的論述が試みられてゐない爲に、問題の眞相が一般に把握せられ難いことに歸着するのであると思ふ。仍て茲に私は一方には既往發表の拙論を補强すると共に、黒正博士の再應の辯駁、竝に其他一般批評者の論辯に對して總括的に答ふる意味で、最近年に蒐集したる資料を基礎とし全體觀の下に本問題の再檢討を試みるであらう。然も茲では既往の拙論に使用したる材料には重複を厭ふて一切觸れぬことにし、全然新資料のみによりて論議を進むるであらう。

論爭も餘り長びけば、興味が薄らぎ、隨つて學界を益することも少い譯であるから、此稿を私から見た最後の決定論として、永い間の吾等が論爭を終幕にしたいと思ふ。

附註

(1) 黒正巖、百姓一揆の研究三六頁。
(2) 小野武夫、百姓一揆と歷史觀（農業經濟研究、五ノ一）。
(3) 黒正巖、百姓一揆革命性否定の一事例（經濟史研究、十一ノ一）。
(4) 黒正巖、大鹽の亂と其社會的影響（社會經濟史學、三ノ八）。
(5) 小野武夫、維新農村社會史論（四七—六二頁）。
(6) 土屋喬雄、近世日本農村經濟史論（二五一—二五四頁）。
(7) 加田哲二、農民階級と民權運動（思想、一〇八、昭和六年五月）。明治初年に於ける舊武士層の改造運動（明治初期社會思想の研究、一八八—一九〇頁）。
(8) 北島正元、近世の農村問題（歷史教育、十一ノ三）。
(9) 富民協會、昭和七年『日本農業年鑑』六六六頁「農界の人々」中拙名の部に『……京大黒正博士なんかと時に遣り合ふ、百姓一揆の革命性有無などと云ふ、化物の正體みたいなもの〻詮議をやり合ふ』とある。

第一　德川時代に於ける庶民層の複雜化

問題とする庶民階級の勤王思想幷に其行動を檢討せんとするに當りては、先づ斯る思想を懷くに至りたる當の農民層が如何に分化し居たるかを見るを要する。云ふまでもなく、德川時代の後

半に至れば、早期資本主義制度の發達に促されて、農村社會内には各種の段層が構成せらるゝに至つた。卽ち彼の半は武士にして半は庶民たる鄕士が或は前代より遺存し、又は新に出現して農村社會の最高地位を占め、此鄕士の下に一般村役人並に百姓が位置すると云ふ狀態であつた。更に又農民層を經濟階級的に見れば、土地又は貨幣資本を擁して村内に威福を張る地主や、都會に住居しながら新田開發を企てゝ不在地主となれる豪商の一團があつた。是等の鄕士や地主等は其財力を提げて幕府又は藩の財政に助力し、功績によりて苗字帶刀御免を得たるものも無いではなかつたけれども、多くの地主や豪商等は單に廣大なる土地と巨額の貨幣資本を擁して農村に勢威を張るものであつたのである。

斯くの如く鄕士にしても、地主にしても、皆相應に財貨の蓄積をして居たから、其生活に餘裕があり、讀書し、思索する時間が與へられた、其爲に彼等は農村社會に於ける物識りであり、學者であり得た、更に又彼等は宏壯なる邸宅を有し、賓客を接待するに足る丈けの用度が常に整へられてあつたから、時の顯官たる奉行とか代官とかゞ官用によりて來村したる際には、其常宿を勤め、自分も亦城下町に出て、此等の顯官を訪づると云ふ風に、絶えず彼我の間を往來する機會を與へられたから、其間自ら世間を見るの眼識も備はるに至つたのである。彼の土佐の農村に於て百人衆又は百人竝と呼ばれたる鄕士階級が其財力と智見を以て幕末勤王運動に參加したことや、又各地方の農村士豪が幕末より明治初期にかけて、新政府に金穀を獻納して明治維新の遂行を經濟的に助けた如きは、一に農村上層階級の時代的驀進力に外ならぬのである。

以上の如く觀來れば、德川時代の農民を以て一概に無智文盲なりとする見解の如きは、同時代の農民層を單に半面より觀察した爲であつて、更に視野を擴ぐし其全貌を照すに於ては、必ずや此時代の上層農民が多分の財貨蓄積者であり、二六時中勤勞に服するを要せざる有閑讀書人であり、城下町への往來人であり、隨つて其智見はよく社會變革の必然性を認めて、次時代に處すべき方策を講じ得るものであつたことを看取するであらう。德川時代の農民層中に果して勤王運動參加者があつたか否かの詮索には、何よりも先づ根本問題として以上の吟味が先立たねばならぬのである。

第二　庶民階級に對する思想的影響

——寺子屋教育の影響と、直接鼓吹による影響——

社會改革運動の將に起らんとするに先ち、社會衆人の心を捉ふる爲に精神運動を行ふを常例と

する、今明治維新の初序曲としての幕末勤王思想普及運動を見るに、其方法は自ら二途に分れて行はれたるものゝやうである、其一は農村青年を一所に集めて指導する彼の寺子屋教育であり、他は當時一般に志士と呼ばれたる尊王思想家が、世は未だ封建社會下なるにも拘らず、自ら東西を奔走して地方有志に勤王思想を鼓吹したことである。前者を學校教育と稱へ得べくんば、後者は社會教育とでも云ひ得べきであつた、此寺子屋教育と、志士の直接鼓吹運動によりて、農村の上層階級者たる鄉士、地主並に其類型に入り得べき階級の人達は維新革命の必然性を豫知し、且つ自ら進んで其運動を助け又は第一線に立ち尖兵として戰つたのである。

然らば右農民に對して行ふたる寺子屋教育が如何に勤王思想普及に貢獻したかと云ふに、德川末期に於ける勤王思想の本源を培ひたる最大の本家は何と云つても平田篤胤であつた。彼が研究し、主唱したる國學思想は一方諸國を往來する志士に傳はると共に、彼の門下に參學して親しく教を受けたる青年に影響して、遂に農村上層階級者間に王政復古の思想を瀰漫するに至らしめた。今其例證を擧げんに、元來平田門人には二種の區別があつた、其一は篤胤の直門者であり、其二は篤胤の沒後其後繼者たる鉄胤の門に參學した輩である。南信の鄉士史家市村咸人氏が其著「伊那尊王思想史」中に幕末に於ける全國の平田入門者數の統計を平田門人錄より揭出せるものを見るに、(1) 文化元年より天保十四年に至る間に於て其直門者、卽ち直接參學して教を受けたるもの五百三十四名、間接入門者、卽ち其後繼者の門に參學したるもの實に三千七百四十五名の多きに達したとの事である、又市村氏自らの調査する所によれば、信州地方丈けても平田門下生は六百二十七人の多きに及んで居り、中にも下伊那郡座光寺村の北原稻雄の如きは世々農耕を業とし、又名主役を勤め、手習師匠として多くの筆子を集めて授業したのであるが、彼の門に入り薰化を受けたる者百八十七人に及んだと云ふ、而して此等の直接又は間接參學者たる平田門人は概ね上記北原稻雄の如く其居村に寺子屋を開きて塾生を教ふるか、又は時に觸れ、物に接する毎に勤王思想を周圍の人々に說きて、王政復古觀念の浸潤と其助長に寄與するものであつたのである。

次に志士の言動が如何に農民階級に影響したるかを述べんに、元來各藩の革命思想家たる志士が農村に入りたる際彼等を其家に引きて逗留數日、又は十數日の永き間克く其接待を續け得るものは相當の家產あり、學問あり、且つ閑暇ある鄉士や地主であらねばならぬ、彼等の家に志士來泊すれば進んで一室を提供し、慇懃を盡して其說を聽き、其揮毫を請ふのであつた、此宿泊期間に於て志士の口にする勤王論は逸くも宿舍の主人に傳はり、以て彼等を無形的には尊王運動の隱れたる同情者とし、有形的には金穀の獻納者として、倒幕運動を援けしむることになつた。例へ

ば文久三年水戸藩士藤田東湖の子、藤田小四郎は尊王攘夷の地方的運動の爲に常陸、上野、下總諸地方の農民を其麾下に招くべく兵を擧げ、筑波山中に立て籠つたが、其際藤田が右地方農村の郷士並に豪農等に呼び掛けたる實際の狀態に就き「波山始末」は記して曰く、『藤田小四郎は江戸府中に在りて小川潮來に往來し、安食村竹內百太郎(延秀)、巖谷敬一郎(信成)等と謀り、專ら同志の糾合を力めたり、此竹內は巨萬の財產を有する鄕士にて、大に名望あり、又巖谷は文學あり、其門に入りて教を受くるもの數百人ありて一方の大家と稱せられしことなれば、藤田も此兩人と親しく交り、尙近國の同志を募り目的を達せんとせり、上州は昔新田氏の起りし所にして、今尙勤王の志ある輩あり、又人民の性質も慓悍なれば主として上州に出て、有志を募らんとて、藤田、薄井、竹內及び小林幸八、畑彌平其他十餘人出發して上州へ赴き、先づ新田郡へ至り、太田より木崎に廻り、慷慨家金井梧樓(之恭)を訪問し、義擧の事も說きたるに直に之に贊同し、夫より梧樓の先導にて桐生大間々等の有志を募り、又下野に至り、足利近傍の有志を說き、岡郡之助、宇都宮左衞門、昌木晴雄等同意を表し、遂に百餘名の同志を得て何時にても事を擧ぐる曉には推參すべしと約して藤田の一行は府中に歸りたり云々』[2]と、以て尊王派の謀主藤田が當時如何に力强く常、總、野三州地方農村の鄕士並に豪農等を遊說して自派に加擔せしめんことに努力せしかを覗ひ得るであらう。

又越前國坂井郡波寄村の人、杉田仙十郎は明治政界の長老杉田定一の實父である、彼の家は慶長三年太閤檢地の際に其所有地一千百五十七石、其反別八十二町歩に及んだと云へば、彼の家は同地稀に見る舊家であると共に、富豪であつたことが知れる、仙十郎は疾くも尊王攘夷の說を悅び、天下同憂の志士論客を招いて盛に之を優待した。彼の橫井小楠や、梅田雲濱等も亦絕えず此所に出入してゐたが、殊に小楠の藩政顧問として來遊するや、翁は私財を投じて學校を建て、以て私かに其鄕民を敎化せんとした、時正に安政四年であつた。然るに其歲五月、農民の身分として學校を建つるは沙汰の限りであるとて、福井藩より大庄屋の役目を召上げられ、同時に蟄居を申付けられた。仙十郎を父とする其息定一が維新後起ちて大に民權運動に奔命したのは、彼の父に對する斯る封建的壓迫が原因してゐたのであると。[3]

又越後國南蒲原郡福島村二俣の人、片桐省介の如きも其一人である。彼の居村二俣は幕領にして省介は世々庄屋であつた、家產饒にして平常訪客を優待した、省介、文久・元治・慶應の間江戸に在り、神田小柳町に小居し、四方氣節の士と交る、村松の人蒲生重章、宇都宮の人大橋壽次、縣勇記、福井の人關義臣、津の人小野保、熊本の人照幡寬胤、丹波の人大石新造、秋田の人平田

錬胤(篤胤の直門、後繼者)、上野の人金井之恭、仙臺の人岡千仞、桑名の人栗木洲介、幕人山岡鐵太郎、關口隆吉等と克く交る、同郷長谷川泰とは最親善であつた、當時尊攘の論盛に起り、會心の友と克く會飲し、慷慨時事を縱談し、幕府の失政を痛斥して顧慮する所なく、同郷の志士星野藤兵衞、戸田七左衞門、村山半牧等と相應じ、北越の義氣を振作して數十人と相誓ひ、有事の時を俟つてゐた、慶應三年十二月、太政復古の詔下るや省介躍然蹶起して曰く、微臣邦家の爲に身を效すは實に今日に在り云々と。(4)

斯の如く農村在住の名主又は豪農の家に屢々志士が來泊して尊王思想を鼓吹したるにより、志士の革命思想は先づ此等農村の有識者を通して一般に普及するの端緒となつたと共に、志士又此等農村の豪家を足溜りとして其志を達せんとしたのである。

幕末勤王運動に參加したる者の中には既に遠き昔より其家に傳はりたる尊王思想の影響を受けた者があつた、例へば其昔、南北朝時代に勤王黨に加擔したる前述上州新田郡地方の農民の如き、又大和の十津川郷士の如きが其れである。殊に十津川郷士は吉野朝に屬したる勤王軍の末裔であつて、爾來五百有餘年、其家に傳はる傳統的王朝思慕の影響によりて、幕末天忠組運動にまで發展したことは後に詳述するであらう。

附註

(1) 市村咸人、伊那尊王思想史、一七九―二〇五頁。
(2) 史談會、波山始末、六頁。
(3) 豊政國大平民杉田鶏山、五―六頁。
(4) 武石貞松、南瀟原郡先賢傳、七七―七八頁。

第三　郷士階級と勤王行動

以上に於て或は寺子屋を通して尊王思想を普及せしめ、又は志士が直接農村豪家に接觸して勤王觀念を植付けたる事の徑路を語つたが、此等の思想に促されて德川末期の社會的狀態は日に月に最後の斷末魔へと近づきつゝあつた。凡そ社會が變革期に際會すれば、其利害關係者間に於ては勿論、直接利害を感ぜずとも、社會變革を豫感する一群の先覺者等の激情を刺戟するものである、此等激情を抱懷する者こそは謂ふ所の志士であつて、彼等の激勵によりて先づ農村の有識者たる郷士や地主が軍用金を獻納し、又は其子弟を實戰に參加せしめたのである。例へば既記大和國吉野郡十津川の郷士等は南朝以來十津川流域の山間に住みて平常木を伐り、田を鋤きて農民生活を營んで居つた、彼等は曾て吉野朝廷沒落の時、同地に逃入して部落を成したものであるから、其

家々に傳はる王朝懷慕の思想が多分の原因となり、德川幕府を倒して王朝政治を復活せんとしたのである。討幕運動を起すに先立ち彼等は天誅組(後に天忠組と改む)を組織し、文久三年八月には早くも『近來洋夷渡來以後、皇國の不レ可レ屈の儀を深く被二思召一、奉レ惱二宸襟一候處、土地人民を預り奉る諸大名と雖、耳如レ不レ聽、目如レ不レ瞻、元來藩屏たるの義理を忘却し、却て違勅の奸邪に與し追々夷狄の術中に陷り己れ皇國の蠹虫、夷狄奴隷たるを知らず、歎敷事には、大和行幸、神武帝山陵、春日社に於て、御親征御軍議被レ爲レ遊度の事に候得共、猶奉レ妨の族有レ之、實に奉二恐入一事にて、依レ之憤意に不レ堪、義兵を召諭し、鑾輿を迎へ奉るが爲め此表へ發向せしめ候、其許等天朝は君也、幕府は主たり、君臣主從の大義を存せらるゝに於ては早速合盟其策を立らるべく候、若合盟せざるに於ては不レ移二時日一可レ糺二其罪一事』(1)との檄文を宇智郡五條町に掲示し、同時に高札場には『皇祖天神天地を開き萬物を生じ玉ひて皇孫者天地萬物を總制し玉ふ所なり、則皇帝は天地の大宗主、此故に萬民と雖庶裔なれば、神は祖なり、祖は神なり、先祖有之限りは臣なり子なり、乃ち先祖に仕へ奉りし如く事へ奉るは忠孝一たる事疑無きものなり、土地人民主家あるものは君家の臣にして主家の從なり、故に衣冠有レ之者は皆天朝より受る所明白なり。此君臣主從の分を辨へ、士民各其職業に勤め、祭祀を助け、藩屏として天恩に報じ奉るべし、是則天人一致の大道、日夜敬ひ奉るべき事』(2)と大書して張り出した、以上の檄文及び張札に現れたる文字に徵しても彼等十津川郷士が如何に强烈なる王朝懷慕の思想を抱いて居たかゞ判る。後ち彼等は愈々幕府を敵として五條代官所を襲撃し、高取城を攻めて革命戰爭に氣勢を添へたが、然も此十津川郷士の勤王運動に對して京都の佐幕黨では『一揆蜂起の趣追々達二天朝一(實は佐幕黨)嚴敷追討可レ致旨野呂宰相中將被二仰出一候事』(3)と云つて居る。是全く革命派の方から見れば勤王軍であり、幕府黨から見れば一揆――十津川郷士なる農民によりて組織せられたる一揆――であつたのである。然も此地の農民勤王軍は戰利あらずして敗北し、全隊擧つて討死又は牢死したのであるが、明治維新後、彼等は何れも新政府より其勳功を追賞せられて位記の追贈を受けて居る。

前にも說明した如く、此十津川郷士の家々には南朝以來倒幕思想が潛流してゐたから、幕末社會動搖の徵候漸く顯然たるものあるに及んで逸くも諸國志士の着目とする處となり、各方面より入り込み來つて由緒ある彼等の家柄を贊美すると共に、五百年前の祖先の素志に酬ふる爲今や起つべき秋來れりとの激勵を與へた形跡があるから(4)、文久十津川郷士の蹶起は一方銘々の血液中に流るゝ勤王思想と共に、其れを强調し激勵したる志士の外部的刺戟が大に與つてゐたことを記憶せねばならぬ。